

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため。

別紙

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第1章 関係条例の一部改正

(下関市表彰条例の一部改正)

第1条 下関市表彰条例(平成17年条例第343号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(待遇の廃止)</p> <p>第7条 受彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する待遇を廃止する。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(待遇の廃止)</p> <p>第7条 受彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する待遇を廃止する。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2) 略</p>

(下関市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第2条 下関市個人情報保護法施行条例(令和4年条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円</p>

<p>下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報（旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報に記録されているものに限る。）を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 略</p>	<p>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報（旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報に記録されているものに限る。）を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 略</p>
---	---

（下関市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第3条 下関市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（失職の特例）</p> <p>第5条 任命権者は、過失による公務上の事故又は通勤途上の交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 略</p>	<p>（失職の特例）</p> <p>第5条 任命権者は、過失による公務上の事故又は通勤途上の交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 略</p>

（下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第28条 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場

第28条 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場

<p>合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>合</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>
---	--

(下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第16条 次の各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当</p>	<p>第16条 次の各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当</p>

<p>該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職したフルタイム会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職したフルタイム会計年度任用職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>
--	--

（下関市職員退職手当支給条例の一部改正）

第6条 下関市職員退職手当支給条例（平成17年条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p>

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合にお

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合にお

<p>いて、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>いて、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者) に対し、第18条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条の3において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条の3において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第21条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条の3において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条の3において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p>

<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>

(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者、死亡による退職をした者の遺族又は当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～9 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者、死亡による退職をした者の遺族又は当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～9 略</p>
--	---

(下関市学校職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第8条 下関市学校職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(失職の特例)</p> <p>第8条 教育委員会は、過失による公務上の事故又は通勤途上の交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第8条 教育委員会は、過失による公務上の事故又は通勤途上の交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 略</p>

(下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正)

第9条 下関市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(平成17年条例第201号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(罰則)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例の一部改正)

第10条 下関市地方卸売市場唐戸市場業務条例(令和2年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(卸売の業務の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(卸売の業務の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第27条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと(以下「第1種関連事業」という。)又は同項第3号に規定する業務を営むこと(以下「特種関連事</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第27条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと(以下「第1種関連事業」という。)又は同項第3号に規定する業務を営むこと(以下「特種関連事</p>

<p>業」という。)について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>業」という。)について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(下関市地方卸売市場南風泊市場業務条例の一部改正)

第11条 下関市地方卸売市場南風泊市場業務条例（令和2年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(卸売の業務の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(卸売の業務の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第24条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと（以下「第1種関連事業」という。）について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号の</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第24条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと（以下「第1種関連事業」という。）について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号の</p>

<p>いずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>いずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

(下関市地方卸売市場特牛市場業務条例の一部改正)

第12条 下関市地方卸売市場特牛市場業務条例（令和2年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(卸売の業務の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(卸売の業務の許可)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと（以下「第1種関連事業」という。）について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第26条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと（以下「第1種関連事業」という。）について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。</p>

(1) 略 (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) 略 2 略	(1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) 略 2 略
--	---

(下関市地方卸売市場新下関市場業務条例の一部改正)

第13条 下関市地方卸売市場新下関市場業務条例（令和2年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(卸売の業務の許可) 第8条 略 2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) 略	(卸売の業務の許可) 第8条 略 2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしてはならない。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。 (3)～(6) 略
(許可の基準) 第27条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと（以下「第1種関連事業」という。）について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。 (1) 略 (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者で、そ	(許可の基準) 第27条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務を営むこと（以下「第1種関連事業」という。）について、同項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないものとする。 (1) 略 (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者で、そ

<p>の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(下関市屋外広告物条例の一部改正)

第14条 下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第15条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第305号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者、死亡による退職をした者の遺族又は当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合であって</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職に係る退職手当が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者、死亡による退職をした者の遺族又は当該退職に係る退職手当の支払を受ける権利を承継した者に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合であって</p>

<p>は、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～9 略</p>	<p>は、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～9 略</p>
--	---

(下関市消防表彰条例の一部改正)

第16条 下関市消防表彰条例（平成17年条例第359号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(功労章の返還)</p> <p>第13条 市長は、第3条第2号の規定により功労章を受けた者が禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により、その職を免ぜられたときは、功労章を返還させることができる。</p>	<p>(功労章の返還)</p> <p>第13条 市長は、第3条第2号の規定により功労章を受けた者が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒処分により、その職を免ぜられたときは、功労章を返還させることができる。</p>

(下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第17条 下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第317号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(下関市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第18条 下関市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第319号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように

改正する。

改正前	改正後
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 略

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第19条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第20条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につ

き起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の下関市一般職の職員の給与に関する条例第28条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（下関市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の下関市職員退職手当支給条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条の3第4項並びに下関市職員退職手当支給条例第21条の3第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

下関市職員退職手当支給条例（平成17年条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>安定した職業</u>に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>12・13 略</p> <p>14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支</u></p>

<p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> <u>当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>15～17 略</p>	<p>給があったものとみなす。</p> <p>15～17 略</p>
<p>附 則</p> <p>9 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>	<p>附 則</p> <p>9 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表の上</u>欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p>
<p>10 旧機関の職員が、第12条第5項に規定する事由によって引き続いて職員とな</p>	<p>10 旧機関の職員が、第12条第5項に規定する事由によって引き続いて職員とな</p>

<p>り、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>	<p>り、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、市長が別に定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>
<p>21 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する</p>	<p>21 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第16条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する</p>

<p>職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>	<p>職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」</p> <p>とする。</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第16条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した下関市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

下関市犯罪被害者等支援条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市犯罪被害者等支援条例

下関市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等の支援に関する基本的な事項を定めるため。

別紙

下関市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等、事業者及び学校等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (6) 事業者 市内において事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 学校等 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類するものをいう。
- (8) 関係機関等 国、山口県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が個人の尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として、推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪等による直接的な被害、二次的被害又は再被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次的被害及び再被害が生じることがないように十分配慮して推進されな

ればならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、市、市民等、事業者、学校等及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、市民等、事業者、学校等及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の総合的な支援体制の整備に努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害及び再被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるとともに、その事業活動を行うに当たって、二次的被害及び再被害が生じないように配慮するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、その在学者等である犯罪被害者等の置かれている状況を踏まえ、家庭及び関係機関等と連携し、及び協力して、当該犯罪被害者等の適切な支援を行うとともに、二次的被害及び再被害の防止並びに在学者等の受ける影響について配慮するよう努めるものとする。

- 2 学校等は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供、

助言その他の必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、経済的な助成その他の必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第10条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が犯罪等により受けた心理的外傷その他の心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（下関市営住宅の設置等に関する条例（平成17年条例第272号）第2条第4号に規定する市営住宅をいう。）への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第13条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次的被害及び再被害を防止するため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性並びに二次的被害及び再被害を防止することの重要性について、市民等の理解を深めるよう、関係機関等と連携し、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する支援)

第15条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(人材の育成)

第16条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大学等との連携)

第17条 市は、犯罪被害者等の支援に関する啓発、人材育成等について、大学その他これに相当する教育機関と連携して取り組むよう努めるものとする。

(支援の制限)

第18条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき、支援を行わないことができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

提案理由

下関市豊浦勤労青少年ホームを廃止するため。

別紙

下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例（平成17年条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後													
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>下関市豊浦勤 労青少年ホー ム</td> <td>下関市豊浦町大字黒井 字平田2351番地</td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	略	略	下関市豊浦勤 労青少年ホー ム	下関市豊浦町大字黒井 字平田2351番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	略	略	
名称	位置															
略	略															
下関市豊浦勤 労青少年ホー ム	下関市豊浦町大字黒井 字平田2351番地															
名称	位置															
略	略															
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 ホームの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開館時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">下関市 勤労青 少年ホ ーム</td> <td>月曜日 及び火 曜日</td> <td>午後1 時から 午後9 時まで</td> <td rowspan="3">国民の祝日 に関する法 律（昭和23 年法律第 178号）に 規定する祝 日（以下 「国民の祝 日」とい う。） 1月2日か</td> </tr> <tr> <td>水曜日 から土 曜日ま で</td> <td>午前9 時から 午後9 時まで</td> </tr> <tr> <td>日曜日</td> <td>午前9 時から 午後5</td> </tr> </tbody> </table>			名称	開館時間	休館日	下関市 勤労青 少年ホ ーム	月曜日 及び火 曜日	午後1 時から 午後9 時まで	国民の祝日 に関する法 律（昭和23 年法律第 178号）に 規定する祝 日（以下 「国民の祝 日」とい う。） 1月2日か	水曜日 から土 曜日ま で	午前9 時から 午後9 時まで	日曜日	午前9 時から 午後5	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第3条 ホームの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 開館時間</p> <p>ア 月曜日及び火曜日 午後1時から 午後9時まで</p> <p>イ 水曜日から土曜日まで 午前9時 から午後9時まで</p> <p>ウ 日曜日 午前9時から午後5時ま で</p> <p>(2) 休館日</p> <p>ア 国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する国民の 祝日</p> <p>イ 1月2日から同月4日まで及び12</p>		
名称	開館時間	休館日														
下関市 勤労青 少年ホ ーム	月曜日 及び火 曜日	午後1 時から 午後9 時まで	国民の祝日 に関する法 律（昭和23 年法律第 178号）に 規定する祝 日（以下 「国民の祝 日」とい う。） 1月2日か													
	水曜日 から土 曜日ま で	午前9 時から 午後9 時まで														
	日曜日	午前9 時から 午後5														

		時まで	ら1月4日 まで及び12 月28日から 12月31日ま で
下関市 豊浦勤 労青少 年ホー ム	月曜日 から土 曜日ま で	午前9 時から 午後10 時まで	毎週月曜日 及び国民の 祝日 1月2日及 び1月3日
	日曜日	午前9 時から 午後5 時まで	並びに12月 29日から12 月31日まで

月28日から同月31日まで

別表（第7条関係）

- 1 下関市勤労青少年ホーム使用料
- 2 下関市豊浦勤労青少年ホーム使用料

表 略

（単位：円）

区分	午前	午後	夜間	冷房	暖房
	午前 9時 から 正午 まで	正午 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 10時 まで	(1 時間 当 り)	(1 時間 当 り)
室名等					
軽運動 場	310	310	310		
音楽室	310	310	310	100	150
講習室	310	310	310	210	310
料理講 習室	310	310	310	100	150
和室	310	310	310	100	150
新和室	310	310	310	210	310

別表（第7条関係）

表 略

備考

- 1 料理講習室においてガスコンロを使用するときは、使用料として1時間当たり1台につき100円を徴収する。
- 2 冷房、暖房又はガスコンロを使用する時間が1時間未満であるとき、又は使用する時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活指導等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(生活指導等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</u></p>
<p>(生活指導等)</p> <p>第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>更生計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>(生活指導等)</p> <p>第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する<u>個別支援計画</u>を作成し、これに基づく指導をしなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項<u>及び第6項</u>を除く。）の規定を準用する。</p>
<p>(作業指導)</p> <p>第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>更生計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(作業指導)</p> <p>第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の<u>個別支援計画</u>に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市満珠荘に係る宿泊使用料を改定するため。

別紙

下関市満珠荘の管理等に関する条例の一部を改正する条例

下関市満珠荘の管理等に関する条例（平成22年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 宿泊使用料				1 宿泊使用料			
区分		使用料		区分		使用料	
		市内	市外			市内	市外
宿泊料（1人1泊につき） （和室 定員4人） （和室 定員9人） （洋室 定員3人）	65歳以上の者	<u>4,790円</u>	<u>5,540円</u>	65歳以上の者	<u>5,940円</u>	<u>6,930円</u>	
	小学生	<u>3,740円</u> (3,300円)	<u>4,160円</u> (3,740円)	小学生	<u>4,730円</u> (4,180円)	<u>5,170円</u> (4,730円)	
	幼児	<u>1,800円</u> (1,590円)	<u>2,020円</u> (1,800円)	幼児	<u>2,200円</u> (1,980円)	<u>2,530円</u> (2,200円)	
	付添人	<u>4,790円</u>	<u>5,540円</u>	付添人	<u>5,940円</u>	<u>6,930円</u>	
	その他の者	<u>5,540円</u> (4,790円)	<u>6,190円</u> (5,540円)	その他の者	<u>6,930円</u> (5,940円)	<u>7,700円</u> (6,930円)	
	略	略		略	略		
備考 略				備考 略			
2・3 略				2・3 略			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日にかけて下関市満珠荘の宿泊室を利用する場合の宿泊使用料については、なお従前の例による。

下関市身体障害者福祉センターの設置等に関する条例を廃止する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市身体障害者福祉センターの設置等に関する条例を廃止する
条例

下関市身体障害者福祉センターの設置等に関する条例を廃止する条例を別紙
のとおり制定する。

提案理由

下関市身体障害者福祉センターを廃止するため。

別紙

下関市身体障害者福祉センターの設置等に関する条例を廃止する条例

下関市身体障害者福祉センターの設置等に関する条例（平成17年条例第163号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立第一幼稚園を廃止するため。

別紙

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第4（第5条関係）		別表第4（第5条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>下関市立第一幼稚園</u>	<u>下関市貴船町三丁目11番12号</u>		
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

日野温泉いこいの家の設置等に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

日野温泉いこいの家の設置等に関する条例を廃止する条例

日野温泉いこいの家の設置等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

日野温泉いこいの家を廃止するため。

別紙

日野温泉いこいの家の設置等に関する条例を廃止する条例

日野温泉いこいの家の設置等に関する条例（平成17年条例第166号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市学校給食費に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市学校給食費に関する条例

下関市学校給食費に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

市が実施する学校給食に係る学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるため。

別紙

下関市学校給食費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及びこれに伴って教職員等に対して提供する給食をいう。
- (2) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (3) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (4) 教職員等 児童又は生徒以外の者であって、学校給食を受ける教職員その他のものをいう。
- (5) 教職員等給食費 学校給食費に相当する額として教職員等が負担すべき費用をいう。
- (6) 給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等及び教職員等をいう。

(学校給食費等の徴収等)

第3条 市長は、保護者等から学校給食費を、教職員等から教職員等給食費を徴収する。

2 学校給食費及び教職員等給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費等の納付)

第4条 給食費負担者は、規則で定める日までに学校給食費又は教職員等給食費を納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 学校給食費及び教職員等給食費の徴収等に関して必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

提案理由

下関市立安岡公民館を廃止し、下関市立三豊公民館の位置を改め、並びに
下関市立黒井公民館の位置を改め、及び当該公民館に係る使用料を定めるた
め。

別紙

下関市立公民館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
下関市立安岡 公民館	下関市安岡駅前二丁目 7番1号		
略	略	略	略
下関市立三豊 公民館	下関市豊田町大字地吉 122番地	下関市立三豊 公民館	下関市豊田町大字地吉 119番地3
略	略	略	略
下関市立黒井 公民館	下関市豊浦町大字黒井 2345番地1	下関市立黒井 公民館	下関市豊浦町大字黒井 2351番地
略	略	略	略

別表第2 安岡公民館の部を削り、同表 黒井公民館の部を次のように改める。

黒井公民館	講堂1・2	620	620	620	200	310	520
	講堂1	310	310	310	100	210	310
	講堂2	310	310	310	100	210	310
	多目的室1	310	310	310	100	100	150
	多目的室2	310	310	310	100	210	310
	和室	310	310	310	100	100	150
	新和室1・2	620	620	620	200	210	310
	新和室1	310	310	310	100	100	150
	新和室2	310	310	310	100	100	150
	会議室	310	310	310	100	100	150

	料理講習室	310	310	310	100	100	150
--	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

別表第2備考中第9項を第11項とし、第6項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の2項を加える。

6 この表において「講堂1・2」とは、当該区分のある公民館の講堂1及び講堂2を1室として使用することをいう。

7 この表において「新和室1・2」とは、当該区分のある公民館の新和室1及び新和室2を1室として使用することをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1 下関市立三豊公民館の項の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 別表第1 下関市立安岡公民館の項を削る改正規定及び別表第2 安岡公民館の部を削る改正規定 令和7年1月1日

(3) 別表第1 下関市立黒井公民館の項の改正規定並びに別表第2 黒井公民館の部及び同表備考の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 この条例による改正後の下関市立公民館の設置等に関する条例の規定による黒井公民館の使用に係る許可及び使用料の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、令和7年4月1日前においても行うことができる。

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

提案理由

下関市ふれあいセンターに係る冷暖房設備及びガス器具の使用料を定め、
並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（平成17年条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(使用料) 第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	<p>(使用料) 第6条 略</p> <p><u>2 使用者は、前項の使用料を、センターを使用するときまでに納付しなければならない。ただし、冷暖房設備及びガス器具の使用に係る使用料並びに市長が特別の理由があると認める場合の使用料は、センターを使用した後に納付することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、市長は、公用又は公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>																
<p>(利用料金の收受) 第11条 略 2・3 略</p> <p>4 利用料金の減免及び還付については、<u>第6条第2項</u>及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p>	<p>(利用料金の收受) 第11条 略 2・3 略</p> <p>4 利用料金の減免及び還付については、<u>第6条第3項</u>及び第7条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p>																
<p>別表（第6条関係） 1 下関市豊浦ふれあいセンター (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="248 1944 799 2029"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料（1時間につき）</th> </tr> <tr> <td>午前9時</td> <td>午後5時</td> <td>その他の</td> </tr> </table>	区分	使用料（1時間につき）			午前9時	午後5時	その他の	<p>別表（第6条関係） 1 下関市豊浦ふれあいセンター (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="850 1944 1401 2029"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料（1時間当たり）</th> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>その</td> <td><u>冷暖房設備</u></td> </tr> </table>	区分	使用料（1時間当たり）				午前	午後	その	<u>冷暖房設備</u>
区分		使用料（1時間につき）															
	午前9時	午後5時	その他の														
区分	使用料（1時間当たり）																
	午前	午後	その	<u>冷暖房設備</u>													

室名	から午後 5時まで	から午後 10時まで	時間帯
	むらの 味伝承 開発室	100	150
くらし の伝承 交流室	100	150	150
健康管 理室	100	150	150

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。
- 3 冷暖房及びガスを使用した場合は、実状に応じて実費を徴収する。

2 下関市小野ふれあいセンター

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）		
	午前9時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 10時まで	その他の 時間帯
室名			

	9時 から 午後 5時 まで	5時 から 午後 10時 まで	他の 時間 帯		
				冷房	暖房
むらの 味伝承 開発室	100	150	150	100	150
くらし の伝承 交流室	100	150	150	100	150
健康管 理室	100	150	150	100	150

備考

- 1 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料（冷暖房設備及びガス器具に係る使用料を除く。）は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。
- 2 ガス器具を使用するときは、1時間当たり1台につき100円の使用料を徴収する。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の時間は1時間とする。

2 下関市小野ふれあいセンター

(単位：円)

区分	使用料（1時間当たり）			
	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 5時 から 午後 10時 まで	その 他の 時間 帯	冷暖房設備
				冷房 暖房

情報発信室	100	150	150
多目的 コミュニ ティ 室	100	150	150
和室	100	150	150
特産加 工室	100	150	150
調理実 習室	100	150	150
屋内運 動場	100	150	150

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。
- 3 冷暖房及びガスを使用した場合は、実状に応じて実費を徴収する。

3 下関市宇賀ふれあいセンター

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）		
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	その他の時間帯

情報発信室	100	150	150	100	150
多目的 コミュニ ティ 室	100	150	150	100	150
和室	100	150	150	100	150
特産加 工室	100	150	150	100	150
調理実 習室	100	150	150	100	150
屋内運 動場	100	150	150	100	150

備考

- 1 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料（冷暖房設備及びガス器具に係る使用料を除く。）は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。
- 2 ガス器具を使用するときは、1時間当たり1台につき100円の使用料を徴収する。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の時間は1時間とする。

3 下関市宇賀ふれあいセンター

(単位：円)

区分	使用料（1時間当たり）			
	午前9時から午後5時	午後5時から午後10時	その他の時間帯	冷暖房設備
			冷房	暖房

<u>室名</u>			
講座室	100	150	150
屋内運動場	100	150	150

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間を1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。
- 3 冷暖房及びガスを使用した場合は、実状に応じて実費を徴収する。

	まで	まで			
第1講座室	100	150	150	210	310
第2講座室	100	150	150	100	150
第3講座室	100	150	150		
第4講座室	100	150	150	210	310
第5講座室	100	150	150		
屋内運動場	100	150	150		

備考

- 1 営利、営業、宣伝等を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料（冷暖房設備及びガス器具に係る使用料を除く。）は、当該使用料に当該使用料の200パーセントを加算した額とする。
- 2 ガス器具を使用するときは、1時間当たり1台につき100円の使用料を徴収する。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の時間は1時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市営住宅の入居者資格に係る同居親族要件を廃止し、単身での入居を可能とするため。

別紙

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市営住宅の設置等に関する条例（平成17年条例第272号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）<u>がある</u>こと。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 前項第2号アに規定する「特に居住の安定を図る必要がある場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に<u>ア又はイ</u>に該当する者がある場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>第8条第1項第3号、第4号、第</u></p>	<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第6条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする<u>者がある場合にあっては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）である</u>こと。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>(7) 現に同居し、又は同居しようとする者がいない場合にあっては、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「要介護者等」という。）でない</u>こと。</p> <p>2 前項第2号アに規定する「特に居住の安定を図る必要がある場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 入居者又は同居者に<u>次のアからオまでのいずれかに</u>該当する者がある場合</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法</u></p>

<p style="text-align: center;"><u>6号又は第7号に該当する者</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p><u>律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</u></p> <p><u>ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u></p> <p><u>エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p><u>オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>3 市長は、公営住宅の入居の申込みをした者が要介護者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p>
<p>(改良住宅の入居者資格等)</p> <p>第7条 改良住宅(小集落改良住宅を除く。)に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 改良法第29条の規定に係る者 次のア及びイに掲げる条件</p>	<p>(改良住宅の入居者資格等)</p> <p>第7条 改良住宅(小集落改良住宅を除く。<u>第4項において同じ。</u>)に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 改良法第29条の規定に係る者 次のア及びイに掲げる条件</p>

<p>ア 前条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件</p> <p>イ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>ア 前条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる条件</p> <p>イ 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前条第3項の規定は、市長が改良住宅の入居の申込みをした者が要介護者等に該当するかどうかを判断しようとする場合に準用する。</p>
<p>(市営住宅の入居者資格の特例)</p> <p>第8条 <u>次の各号のいずれかに該当する者</u> <u>(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下「高齢者等」という。)</u> <u>で第6条第1項第2号から第6号までの条件を具備するものは、同条の規定にかかわらず、市長が別に定める市営住宅に入居することができる。</u></p> <p>(1) <u>60歳以上の者</u></p> <p>(2) <u>障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のア、イ又はウに掲げる障害の種類に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる程度であるもの</u></p> <p>ア <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>イ <u>精神障害 (知的障害を除く。以下同じ。)</u> <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級の1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>ウ <u>知的障害 イに規定する精神障害</u></p>	<p>(市営住宅の入居者資格の特例)</p> <p>第8条</p>

の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者

暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 市長は、入居の申込みをした者が高齢者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第28条若しくは第40条の規定により法第23条各

被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第28条若しくは第40条の規定により法第23条各

<p>号（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者（以下「被災者等」という。）は、第6条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 第6条第1項第2号イに掲げる条件を具備する公営住宅の入居者は、同項各号（<u>高齢者等にあつては同項第2号から第6号まで、被災者等にあつては同項第5号及び第6号</u>）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>	<p>号（改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなされる者（以下「被災者等」という。）は、第6条第1項第1号から第4号まで<u>及び第7号</u>に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 第6条第1項第2号イに掲げる条件を具備する公営住宅の入居者は、同項各号（被災者等にあつては、<u>同項第5号及び第6号</u>）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>
<p>（収入超過者等に関する認定）</p> <p>第30条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長が<u>第8条第4項</u>の規定による申込みをした者を市営住宅に入居させた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その者が公営住宅借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。</p> <p>6・7 略</p>	<p>（収入超過者等に関する認定）</p> <p>第30条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 市長が<u>第8条第2項</u>の規定による申込みをした者を市営住宅に入居させた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、その者が公営住宅借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。</p> <p>6・7 略</p>
<p>附 則</p> <p><u>（入居者資格の特例）</u></p> <p><u>5 第6条の規定にかかわらず、当分の間、施行日の前日における豊田町、豊浦町及び豊北町の区域に所在する市営住宅</u></p>	<p>附 則</p>

<u>で、市長が別に指定するものについて は、現に同居し、又は同居しようとする 親族がない者も入居することができるも のとする。</u>	
<u>6</u> 略	<u>5</u> 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 <u>(施行期日)</u> <u>1</u> 略	附 則 略
<u>(経過措置)</u> <u>2</u> <u>平成18年4月1日前に50歳以上である 者は、この条例による改正後の第8条第 1項第1号の規定にかかわらず、同号の 条件を具備する者とみなす。</u>	

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

下関市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

有料公園施設に施設を加え、及び当該施設の使用料等を定め、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市都市公園条例の一部を改正する条例

下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
1 略				1 略			
2 有料公園施設				2 有料公園施設			
所在する公園		有料公園施設の		所在する公園		有料公園施設の	
名称	位置	名称		名称	位置	名称	
略	略	略		略	略	略	
乃木 浜総 合公 園	下関市乃木浜 一丁目、下関 市乃木浜二丁 目	略 乃木浜総合公園 グラウンド・ゴ ルフ場		乃木 浜総 合公 園	下関市乃木浜 一丁目、下関 市乃木浜二丁 目	略 乃木浜総合公園 グラウンド・ゴ ルフ場 <u>乃木浜総合公園 野球場</u>	
略	略	略		略	略	略	
別表第2（第7条関係） 有料公園及び有料公園施設の供用日又は 供用時間				別表第2（第7条関係） 有料公園及び有料公園施設の供用日又は 供用時間			
区分	名称	供用日	供用時間	区分	名称	供用日	供用時間
略	略	略	略	略	略	略	略
有料 公園 施設	略 乃木浜総 合公園天 然芝グラ ウンド	略 1月5日 から12月 27日まで	略 午前9時 から日没 時まで	有料 公園 施設	略 乃木浜総 合公園天 然芝グラ ウンド <u>乃木浜総 合公園野 球場</u>	略 1月5日 から12月 27日まで	略 午前9時 から日没 時まで

	略		略
	略	略	略

	略		略
	略	略	略

別表第3（第14条関係）

1～3 略

4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合

区分	名称	使用区分及び金額	
略	略	略	
有料公園施設	略	略	略
	乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場	略	略
	略	略	
略	略	略	

備考

1～9 略

10 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場及び乃木浜総合公園人工芝グラウンドにおいて、第8条第1項の使用（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあつては、広場を専用して使用する場合に限る。次項及び備考第12項において同じ。）について、入場料等を徴収しないで、レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するとき

別表第3（第14条関係）

1～3 略

4 有料公園、有料公園施設又は器具を使用する場合

区分	名称	使用区分及び金額		
略	略	略		
有料公園施設	略	略	略	
	乃木浜総合公園グラウンド・ゴルフ場	略	略	
	乃木浜総合公園野球場	1時間までごとに	一般 高校生以下	1,600円 800円
	略	略		
略	略	略		

備考

1～9 略

10 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場、乃木浜総合公園人工芝グラウンド及び乃木浜総合公園野球場において、第8条第1項の使用（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあつては、広場を専用して使用する場合に限る。次項及び備考第12項において同じ。）について、入場料等を徴収しないで、レクリエーション及びアマチュアスポ

の使用料の額は、4の表に規定する一般の使用料の額（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあつては、同表に規定する使用料の額）に10を乗じて得た額とする。

11 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場及び乃木浜総合公園人工芝グラウンドにおいて、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するときの使用料の額は、4の表に定める使用料に当該入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加算した額とする。

12 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場及び乃木浜総合公園人工芝グラウンドにおいて、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するときの使用料の額は、備考第10項の規定による使用料に当該入場料等の最高額に200を乗じて得た額を加算した額とする。

13・14 略

一ツ以外に使用するときの使用料の額は、4の表に規定する一般の使用料の額（乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場にあつては、同表に規定する使用料の額）に10を乗じて得た額とする。

11 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場、乃木浜総合公園人工芝グラウンド及び乃木浜総合公園野球場において、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するときの使用料の額は、4の表に定める使用料に当該入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加算した額とする。

12 乃木浜総合公園天然芝グラウンド、乃木浜総合公園ストリートスポーツ広場、乃木浜総合公園人工芝グラウンド及び乃木浜総合公園野球場において、第8条第1項の使用について、入場料等を徴収し、レクリエーション及びアマチュアスポーツ以外に使用するときの使用料の額は、備考第10項の規定による使用料に当該入場料等の最高額に200を乗じて得た額を加算した額とする。

13・14 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月26日から施行する。

（準備行為）

2 乃木浜総合公園野球場の使用に係る許可及び使用料の徴収並びにこれらを行うため必要な手続は、この条例の施行の前においても行うことができる。

下関市臨海部公共残土処理場管理基金条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市臨海部公共残土処理場管理基金条例

下関市臨海部公共残土処理場管理基金条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市臨海部公共残土処理場管理基金を設置するため。

別紙

下関市臨海部公共残土処理場管理基金条例

(設置)

第1条 下関市臨海部公共残土処理場（臨海部に市が設置する公共残土処理場をいう。以下「残土処理場」という。）に受け入れる建設発生土の有効利用を図るため、下関市臨海部公共残土処理場管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、残土処理場に受け入れた土砂の処分料から残土処理場の管理に要する経費を除いた額を限度として臨海土地造成事業特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して整理する。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、残土処理場に受け入れる建設発生土の有効利用を図るために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

提案理由

長府 2 号地 - 3 m 物揚場を廃止し、並びに国際旅客船拠点駐車場の施設名の区分及び名称を変更し、並びに臨港交通施設の使用料を廃止するため。

別紙

下関市港湾施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市港湾施設の設置等に関する条例（平成17年条例第296号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
施設名	名称	位置	施設名	名称	位置
略	略	略	略	略	略
係留施設	略 <u>長府2号地一 3m物揚場</u> 略	略 <u>下関市長府港 町</u> 略	係留施設	略 略	略 略
臨港交通施設	略 <u>国際旅客船拠点 駐車場</u>	略 <u>下関市長州出 島</u>	臨港交通施設	略	略
荷さばき施設	略 新港1号岸壁 背後荷さばき 地 略	略 略 略	荷さばき施設	略 新港1号岸壁 背後荷さばき 地 <u>新港2号岸壁 背後荷さばき 地</u> 略	略 略 <u>下関市長州出 島</u> 略
略	略	略	略	略	略
別表第2（第10条関係）			別表第2（第10条関係）		
施設	区分	使用料	施設	区分	使用料
略	略	略	略	略	略
臨港交通施設	<u>1 国際旅客船拠点 駐車場</u> <u>国際旅客船乗客用</u>	<u>2,000円</u>			

	観光バス 1台に つき1日当たり				
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

附 則

この条例は、令和7年2月1日から施行する。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

令和 6 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 0 月 9 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

提案理由

令和 6 年度下関市一般会計補正予算を定めることについて、専決処分したため。

別紙

令和6年度 下関市一般会計補正予算（第4回）

令和6年度下関市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,757,299千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日

下関市長 前田 晋太郎

令和 6 年度

下関市一般会計補正予算

に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額
17 県支出金	8,738,563
21 繰越金	1,131,896
歳入合計	149,635,299

(単位：千円)

補 正 額	計
120,680	8,859,243
1,320	1,133,216
122,000	149,757,299

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	24,267,397	122,000	24,389,397
歳 出 合 計	149,635,299	122,000	149,757,299

(2) 歳入

款		補正前の額	補正額	計
項	目			
17	県支出金	8,738,563	120,680	8,859,243
	3 委託金	429,527	120,680	550,207
	1 総務費委託金	399,885	120,680	520,565
21	繰越金	1,131,896	1,320	1,133,216
	1 繰越金	1,131,896	1,320	1,133,216
	1 繰越金	1,131,896	1,320	1,133,216

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 選挙費委託金	120,680	選挙費委託金 120,680 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務委託金
1 前年度繰越金	1,320	

(3) 歳出

款	項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
					特定財源			
					国県支出金	市債	その他	
2	総務費	24,267,397	122,000	24,389,397	120,680			1,320
	4 選挙費	160,383	122,000	282,383	120,680			1,320
	4 衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	122,000	122,000	120,680			1,320

(単位：千円)

節			目 的 説 明
区 分	金 額	説 明	
1 報酬	13,139	開票管理者 11 開票立会人 178 投票立会人 2,595 期日前投票立会人 1,978 不在者投票外部立会人 52 選挙管理委員 27 会計年度任用職員 8,298	衆議院議員総選挙及び最高裁判 所裁判官国民審査業務 開票管理者 1人 開票立会人 20人 投票立会人 238人 期日前投票立会人 206人 不在者投票外部立会人 20人 選挙管理委員 4人 会計年度任用職員 315人
3 職員手当等	35,244	時間外勤務手当 33,586 管理職員特別勤務手当 1,658	
4 共済費	15	社会保険料 15	
7 報償費	195	報償金 195	
8 旅費	657	費用弁償 21 管内旅費 636	
10 需用費	1,425	消耗品費 1,168 燃料費 13 印刷製本費 244	
11 役務費	11,995	通信運搬費	
12 委託料	48,833	機械設備保守委託 1,816 警備委託 1,634 清掃委託 200 会場設営委託 1,379 看板等物品作製委託 24,012 資料作成委託 4,966 広報委託 76 運搬・配送委託 6,854 システム運用業務委託 1,650 運行及び運行管理委託 466 人材派遣業務委託 5,780	
13 使用料及び 賃借料	7,527	会場借上料 1,110 機械設備借上料 5,003 自動車借上料 1,389 有料道路通行料 25	
17 備品購入費	2,970	機械器具費	

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	吉母漁港	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市大和町一丁目 1 6 番 1 号下関漁港ビル
	名 称 及 び 代 表 者	山口県漁業協同組合 代表理事組合長 森 友 信
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

吉母漁港の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市菊川堆肥センター	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市菊川町大字久野 1 0 5 5 6 番地の 3
	名 称 及 び 代 表 者	山口県酪農農業協同組合 代表理事組合長 原 田 康 典
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

下関市菊川堆肥センターの指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市角島地域資源活用総合交流促進センター	
指定 管理 者	所 在 地	下関市豊北町大字滝部 3 3 9 4 番地の 2
	名 称 及 び 代 表 者	豊北町むらおこし物産振興協同組合 代表理事 西 島 英 敏
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

下関市角島地域資源活用総合交流促進センターの指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	下関市生涯学習プラザ 下関市立中央図書館	
指定 管理 者	所在地	下関市竹崎町四丁目 5 番 1 号
	名称及び 代表者	公益財団法人下関市文化振興財団 理事長 佐 伯 和 也
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

下関市生涯学習プラザ及び下関市立中央図書館の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		下関市下関駅南自転車駐車場 下関市下関駅北自転車駐車場 下関市下関駅原動機付自転車等駐車場
指定 管理 者	所 在 地	下関市唐戸町 3 番 8 号
	名 称 及 び 代 表 者	株式会社プランドウ 代表取締役 藤 原 邦 彦
指 定 の 期 間		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

下関市下関駅南自転車駐車場ほか 2 施設の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		田中公園 寿公園 細江公園 竹崎公園 阿弥陀寺公園 常盤公園 奥小路公園	観音崎公園 唐戸公園 赤間公園 御裳川公園 金比羅公園 唐戸広場
指定 管理 者	所 在 地	下関市藤ヶ谷町 1 0 番 3 8 号	
	名 称 及 び 代 表 者	サンデン造園株式会社 代表取締役 成 瀬 宏 吉	
指 定 の 期 間		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

田中公園ほか 1 2 施設の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	憩ヶ丘公園 下関北運動公園 安岡地区公園 川中東部公園 吉見近隣公園 夕なぎ公園 川中中央公園	
指定 管理 者	所在地	下関市古屋町一丁目 1 2 番 3 号
	名称及び 代表者	株式会社下関植木 代表取締役 藤 本 篤 靖
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

憩ヶ丘公園ほか 6 施設の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		住吉公園 関見台公園 小月公園 木屋川近隣公園 下関中央霊園 勝山地区公園
指定 管理 者	所 在 地	下関市楠乃五丁目 4 番 3 号
	名称並びに 代表者及び 構 成 員	公園管理共同事業体三和土 代表者 有限会社浜田造園 代表取締役 濱 田 陽 介 構成員 下関市長府豊城町 1 0 番 1 0 号 株式会社造園堀 代表取締役 堀 美 徳 構成員 下関市綾羅木本町六丁目 1 3 番 2 5 号 有限会社規周園 代表取締役 齊 藤 司
指 定 の 期 間		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

住吉公園ほか 5 施設の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称		福浦金比羅公園 彦島南公園 彦島地区公園 彦島広場公園
指定 管理 者	所在地	下関市彦島緑町 3 番 1 8 号
	名称並びに 代表者及び 構 成 員	彦島エリア公園管理共同事業体 代表者 株式会社彦島造園 代表取締役 内 田 俊 意 構成員 下関市彦島田の首町一丁目 4 番 6 号 有限会社川辺組 代表取締役 畑 間 景 介
指 定 の 期 間		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

福浦金比羅公園ほか 3 施設の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	海峡ゆめ広場	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市長府松小田本町 8 番 3 1 号
	名 称 及 び 代 表 者	株式会社森芳楽園 代表取締役 森 英 之
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

海峡ゆめ広場の指定管理者を指定するため。

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる団体（以下「指定管理者」という。）を次のとおり指定する。

公の施設の名称	細江旅客上屋	
指定 管 理 者	所 在 地	下関市竹崎町四丁目 6 番 8 号
	名 称 及 び 代 表 者	関光汽船株式会社 代表取締役 入 谷 一 成
指 定 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで	

提案理由

細江旅客上屋の附属車両置場の指定管理者を指定するため。

第 3 次下関市総合計画の策定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

第 3 次下関市総合計画の策定について

別冊のとおり第 3 次下関市総合計画を策定することについて、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成 2 4 年条例第 3 号）第 1 号の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

提案理由

第 3 次下関市総合計画を策定するため。

第3次下関市総合計画

目次

第1部 序論.....	1
策定の趣旨.....	2
計画の構成.....	3
計画期間	3
計画策定の背景	4
1. 本市を取り巻く社会的背景	4
2. 本市の主な課題.....	6
3. 人口動態の現状.....	9
4. 将来人口の推移.....	11
SDGs の位置づけ	12
市民アンケートの調査結果	13
第2部 基本構想.....	25
まちづくりの基本理念	26
地域別まちづくりの方向性	31

第3部 基本計画	33
第1章 産業・就業	34
第1節 農林水産業の振興	35
第2節 商工業の振興	41
第3節 地域産業を支える労働力の確保.....	46
第2章 交流・にぎわい	49
第1節 文化・スポーツの振興	50
第2節 観光・レクリエーションの振興.....	54
第3節 みなとのにぎわいの創出.....	59
第4節 連携・交流の推進.....	62
第3章 こども・子育て・教育	66
第1節 こども・子育て支援の充実	67
第2節 教育の振興	70
第3節 地域の教育力の向上	78
第4節 生涯を通じた学ぶ機会の提供.....	80
第4章 健康・保健・福祉・医療	83
第1節 保健・医療の充実	84
第2節 地域福祉の充実.....	89
第3節 高齢者福祉の充実	91
第4節 障害者福祉の充実	95
第5節 低所得者福祉の充実	98
第6節 包括的な支援体制づくり	100
第5章 都市基盤・生活基盤	102
第1節 市街地の整備	104
第2節 良好な景観の形成.....	107
第3節 住環境の整備	110
第4節 公共交通の整備	112
第5節 道路の整備	114
第6節 道路・橋梁等老朽化対策の推進.....	117
第7節 河川・海岸環境の整備	119
第8節 公園・緑地の整備.....	121
第9節 上水道の整備.....	124
第10節 工業用水道の整備.....	126
第11節 下水道の整備.....	128

第12節	港湾の振興.....	130
第13節	スマートシティの推進	134
第6章	環境.....	136
第1節	豊かな自然や暮らしの環境の保全.....	137
第2節	自然と調和した脱炭素社会の構築.....	139
第3節	循環型社会の進展を目指した廃棄物処理の推進.....	141
第7章	安全・安心・共生・協働.....	143
第1節	生活安全の推進	144
第2節	公衆衛生の充実	148
第3節	人権意識の醸成、男女共同参画・多文化共生の推進.....	151
第4節	市民協働の推進.....	154
第8章	行政経営	157
第1節	行政機能の充実	158
第2節	持続可能な行財政基盤の構築	161

第1部

序論

策定の趣旨

本市は、「第2次下関市総合計画」（平成27（2015）年3月策定）において、まちづくりの基本理念を「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき」とし、8つのまちづくりの将来像を掲げ、地域の特性や課題などを踏まえた、まちづくりの方向を示す10年間の基本構想及び基本構想を実現するための施策を体系化した前期・後期各5年間の基本計画を定めています。

また、人口減少を本市の最重要課題と捉え、「まちづくり・ひとづくり・しごとづくり」を基本的な視点として、有効な戦略・施策を掲げる「第2期下関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2（2020）年3月策定）及び「下関市人口ビジョン」（令和2（2020）年3月改訂）を策定し、「第2次下関市総合計画」と一体的に取り組んできたところです。

このような中で、本市は、令和3（2021）年4月に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、引き続き、旧豊田町、旧豊北町が一部過疎地域として指定を受け、翌年の令和4（2022）年4月には新たに、旧豊浦町が一部過疎地域に追加指定されるなど、人口減少・少子高齢化が著しく進行しています。

また、私達の生活を一変させた新型コロナウイルス感染症拡大や不安定な世界情勢により、地域経済の低迷や物価の高騰が起こり、市民生活に大きな影響を及ぼしました。そして、各地で相次ぐ地震や台風、集中豪雨など大規模な自然災害に対応すべく防災減災に向けた対策の必要性が極めて高まるなど、多くの課題が山積しています。

さらに、リスキリングを中心とした人への投資やDX・GXの推進、スタートアップ推進など、新しい時代のニーズや生活スタイルに即した多様な施策が求められています。

つきましては、現行の第2次総合計画は、令和6年度をもって計画期間を満了することから、これらの背景や課題を踏まえ、中長期的な展望のもと目指すべき本市の将来像を描き、その実現に向けた、取り組むべき重要施策の方向性や体系及び各施策の目標を掲げる、まちづくりの最上位計画として、令和7年度からの10年間を期間とする「第3次下関市総合計画」を策定します。

またこれまでと同様に、「第3次下関市総合計画」における基本計画のアクションプランとして、次期総合戦略を策定し、一体的にまちづくりを推進していきます。

計画の構成

①基本構想

本市を取り巻く現状・課題を踏まえ、本市が目指す10年後の将来像に向けたまちづくりの基本理念を定めます。

②基本計画

基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の分野ごとの課題や解決に向けた施策の方向性及び施策を推進する上での目標指標を定めます。

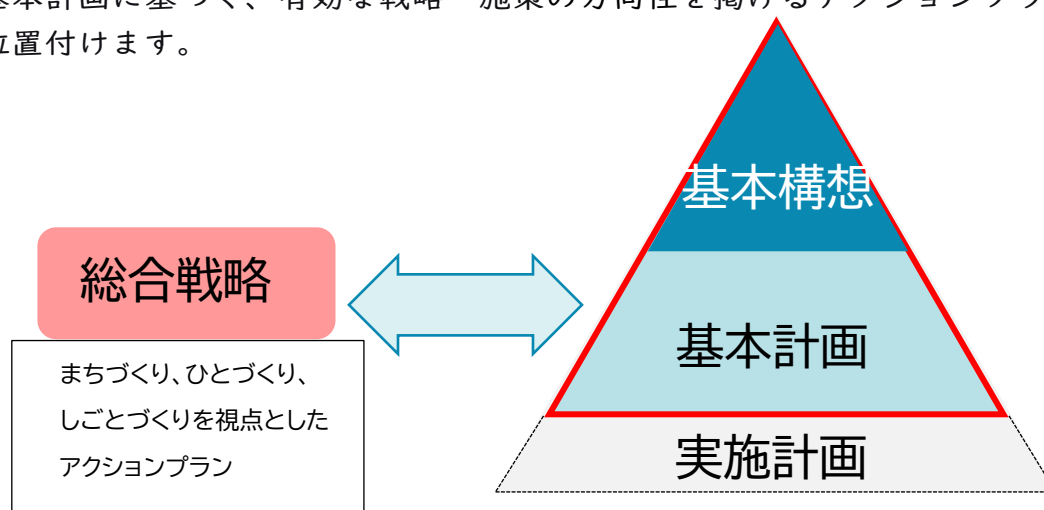
(参考)

③実施計画

基本計画に基づく施策を展開するため、具体的な事業を掲げます。計画期間は常時5年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直すローリング方式により、事業の進行管理を行います。

④総合戦略

基本計画に基づく、有効な戦略・施策の方向性を掲げるアクションプランとして位置付けます。



計画期間

本計画(基本構想/基本計画)の計画期間は令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034

第3次下関市総合計画(基本構想/基本計画)

計画策定の背景

1. 本市を取り巻く社会的背景

(1) 未曾有の人口減少、少子高齢化

我が国の総人口は、令和3（2021）年10月1日時点で1億2,550万人、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、65歳以上のそれぞれの総人口に占める割合は、11.8%、59.4%、28.9%となっています。

世界全域の年少人口割合（国連推計）は25.4%であり、我が国の総人口に占める年少人口の割合は、11.8%と世界的に見ても半分以下と極めて減少している状況となっています。

国は現在エイジレス・ライフ（年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由でいきいきとした生活を送ること）を方針の一つとして取組を進めており、高齢者を「支えていく」時代から、高齢者と「ともに社会を形成していく」時代に突入しています。本市においても人口減少に歯止めがかからないことが想定される中で、少子化の進行や都市活力の低下、人材不足に加え、持続可能な産業に向けた構造転換などへの対応が求められています。

(2) コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化

新型コロナウイルス感染症が拡大したことにともない、観光業などの地方経済を支える産業への打撃や、地域コミュニティの弱体化等、地方の経済・社会は大きな影響を受けました。

一方で、デジタル・オンラインの活用により、時間と場所にとられない働き方が進み、多地域居住・多地域就労といった、多様なライフスタイルが創出されました。

今後は場所に縛られない暮らし方、働き方ができるよう、デジタルサービスの実装の加速化による地域課題の解決及びこれまでの常識にとられない新しい生活スタイルへの対応が求められています。

(3) 労働環境の変化・人への投資

我が国の生産年齢人口は減少の一途を辿っており、就業者等の高齢化も進む中で、労働者不足の解消は、産業分野において、大きな課題となっています。

そこで、国においては、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」であり、「人への投資」を拡大し、次なる成長の機会を生み出すことこそが重要であるとしています。その方策として、リスキリングの促進をはじめ、スタートアップ人材やイノベーション人材の育成、人材確保の支援などに取り組むことが求められています。

また、個人の価値観やライフスタイルが多様化しており、短時間勤務やテレワークなどの多様な働き方の導入をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性、高齢者、障害者など幅広い人材が活躍できる環境の整備などを進めていく必要があります。

(4) 環境・エネルギー問題

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、我が国においても、激甚な豪雨・台風災害や猛暑が頻発するなど大きな影響を受けており、国だけではなく地域でも気候変動への対応が求められています。

カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国においても、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言しており、その実現に向け「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、再生可能エネルギー等の地域資源の最大限の活用が重要であるとされています。

また、持続可能な社会の構築のため、単なるごみの減量から、資源循環へと方向性がシフトしていく中で、「リデュース (発生抑制)」「リユース (再利用)」「リサイクル (再資源化)」の 3 R に、不要なものを断るという意味である「リフューズ (拒否)」を加えた 4 R のアクションは、引き続き有効であり、私達の暮らしの中での取組を含め、今後も推進していく必要があります。

(5) 防災・減災

我が国では、平成 23 (2011) 年の東日本大震災以降も、熊本県、広島県、石川県といった各地で、局地的な集中豪雨、短時間強雨、土砂災害、地震などの自然災害が多発しており、気候変動による自然災害の激甚化・頻発化、さらには近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が危惧され、人命の確保をはじめ、家屋やインフラ等に対する被害の軽減や社会経済活動の維持が重要となっています。

災害は、私達の日常を一変させ、生命や財産に大きな被害をもたらします。災害において、人命を守るためには、行政による「公助」、地域で協力する「共助」、自分の命は自ら守る「自助」の 3 つの連携強化を進めていく必要があります。

(6) 価値観の多様化

近年、人々の価値観や意識は、ますます多様化・複雑化しています。人種、国籍、性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながらともに生きていく共生社会の実現を図り、多様な価値観を尊重し、個々の能力を最大限に発揮できる、誰もが生きやすい社会を創り上げていくことが求められています。

2. 本市の主な課題

(1) 産業・就業

農林水産業は、温暖化や就業者数の減少、高齢化により生産量が減少している中で、消費ニーズの多様化、資材価格の高騰などの厳しい状況に直面しており、効率的で強固な生産基盤と安定供給体制の確立、地域特性を活かした生産品・加工品の付加価値の向上、多様な担い手の確保と育成が求められています。

商工業の振興にあたっては、地域企業の持続的成長に向けた生産性の向上を図ることが重要であり、スタートアップの推進によるイノベーションの創出、設備投資等による付加価値の高い製品づくりなどが必要です。

さらに少子高齢化により労働力人口が減少の一途を辿っている中で持続的な成長には、企業誘致や創業支援による雇用創出、DX推進、企業が抱える人材課題の解決、働きやすい職場環境の整備等が求められています。

(2) 交流・にぎわい

多様な文化活動やスポーツ活動が市民に広がりを見せている中で、活動の場の提供や指導者等の育成とともに、各種イベント等の開催を通じて、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていくことが期待されており、市民がより一層主体的に文化活動やスポーツ活動に親しめるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。

本市の観光形態は、通過型観光であることや近隣都市からの日帰り型観光が多いことが特徴となっており、観光客の消費行動の「モノ」消費から「コト」「トキ」消費など時代に即した観光客のニーズの変化に柔軟に対応し、滞在型観光への転換が求められています。

また、本市に興味関心や何らかの関係を有する方に向けて、ニーズに沿った多様な交流の機会を提供し、「関係人口」の創出を図ることが重要です。

(3) こども・子育て・教育

人口減少を加速させる少子化問題が深刻な状況にある中、家庭、学校、地域、職場など本市の総力を挙げてこども・子育て支援の一層の強化を推し進め、長引く少子化のトレンドを反転させなければなりません。

子育てに関する不安や負担を感じる保護者が増え、こどもを育てる力や地域の教育力の低下、子育て家庭の相対的貧困、ヤングケアラーなど、様々な困難を有するこどもとその家庭への対策が課題となっており、地域全体で支えるための取組を促進していくことが重要です。

また、教育を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、グローバル化・高度情報化の進展等により、急激に変化しており、こども達が持続可能な社会の創り手として、未来に向けて歩いていくことができるよう、「生き抜く力」を養うことが必要です。

さらに、人生100年時代を見据え、生涯学び、活躍できる環境の整備が求められています。

(4) 健康・保健・福祉・医療

本市では「生涯を通じて、人と人がつながり・支え合い、自分らしく健やかに暮らす」を目指す姿としており、「自然に健康になれる環境づくり」や「多様化する生活に即した健康づくり」に取り組むことで、健康寿命の延伸を図ることが重要です。

医療については、市民が安心して生活するため、将来にわたり持続可能で質の高い医療提供体制の構築が求められています。

高齢化等への対応としては、今後、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の増加が見込まれる中、要介護認定者や認知症高齢者などが地域で安心して生活が継続できるような環境づくりが必要です。

また、障害福祉サービスの充実や障害者の社会参加しやすい環境整備のほか、8050問題やヤングケアラー、ダブルケアなど、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは難しい、複雑化・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制の整備が必要です。

(5) 都市基盤・生活基盤

人口減少と高齢化が進行しても、都市の魅力を高めるためには、都市機能を強化・集約し、拠点同士、拠点と地域が道路や公共交通ネットワークでつながれた持続可能な都市空間の形成が必要です。

また、安全で快適な住環境の維持・確保が求められており、老朽化した公営住宅の建替えや団地の集約化、空き家問題への対応などが必要です。

災害に強いまちづくりとしては、台風による高潮被害や集中豪雨による河川の氾濫等の被害、南海トラフ巨大地震による津波被害の想定などを踏まえ、防災関連施設の整備や災害対策機能の強化、市民一人ひとりの防災意識の向上などが求められています。

上水道、工業用水道、下水道については、市民生活や企業活動の基盤です。施設・管路の老朽化、耐震化などへの対応が求められています。

(6) 環境

本市は「ゼロカーボンシティしものせき」を宣言し、令和 32 (2050) 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を掲げています。地域脱炭素への取組は、防災や暮らしの質の向上など地域課題を解決することが期待されている一方で、市民、事業者及び行政の連携が不可欠であり、その取組をどのように広げていくかが課題です。

また、廃棄物処理については、引き続き循環型社会の進展を図るとともに、地震等の災害による災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが必要です。

(7) 安全・安心・共生・協働

安全で安心して暮らせるまちの実現において、大規模自然災害に備えた地域の防災体制の整備や個別の避難体制の構築が課題となっています。併せて、防犯活動や犯罪被害者等支援など、地域の安全・安心を守るための取組も必要です。

また、人権意識の醸成をはじめ、男女共同参画やジェンダー平等、多文化共生の推進など誰もが活躍し、豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりが求められています。

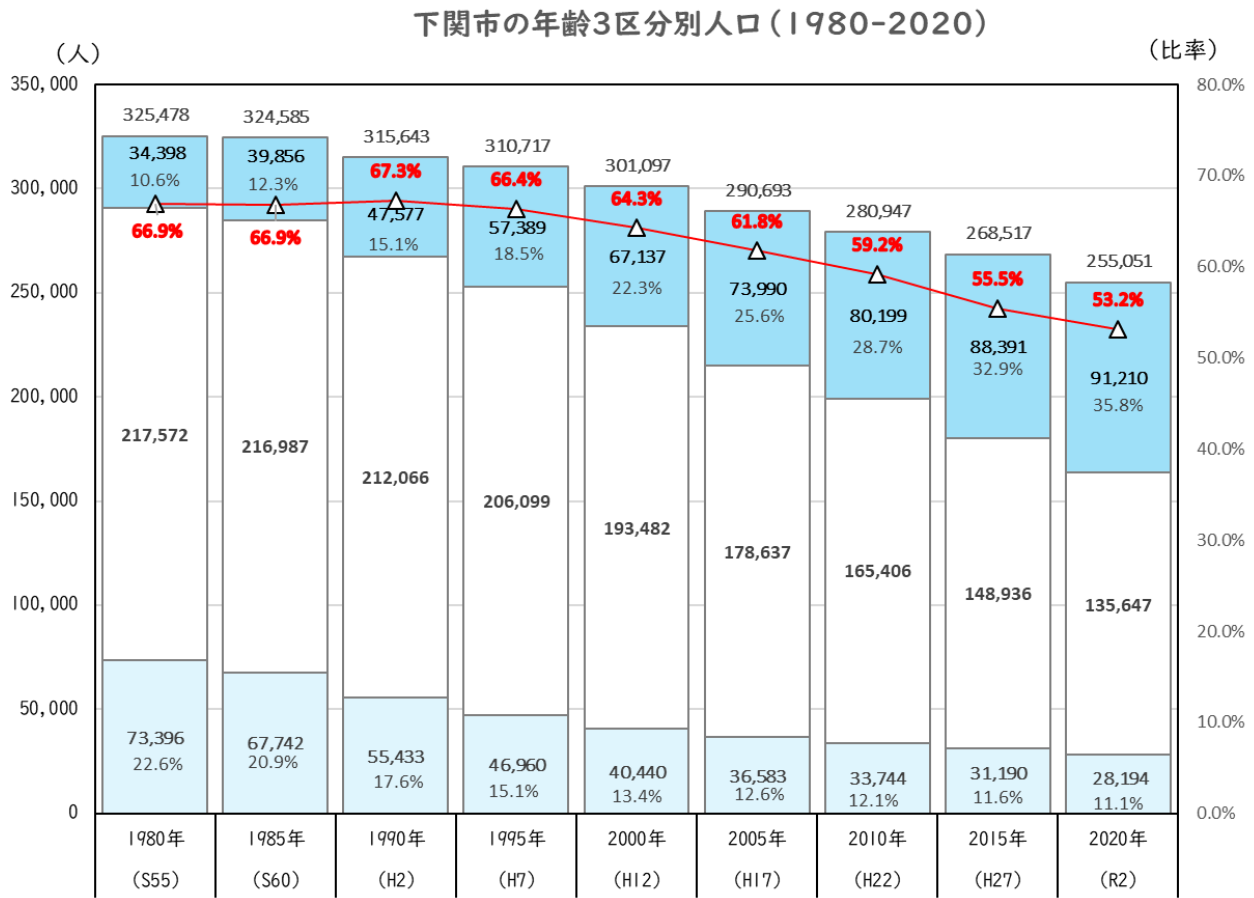
そのような中で、地域の福祉を増進し、地域の活力を高める市民活動団体やまちづくり協議会、自治会などのコミュニティ活動は、市民生活の向上を図る上で、ますます重要性が高まっています。

(8) 行政経営

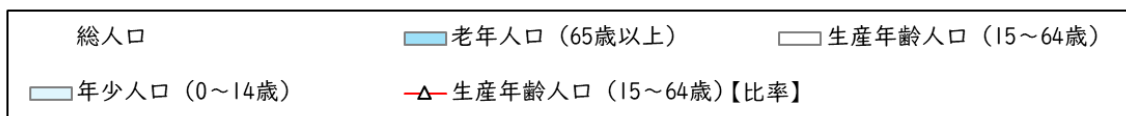
市民の参画促進と地域の個性を活かしたまちづくりを推進するためには、行政情報の多様な媒体による発信や市民による提言機会の拡大、情報公開による行政の透明化が必要であり、多様化する市民ニーズに対応した広報・広聴活動の推進や本市に寄せられた市民の声を市政に反映するシステムの確立が求められています。

また、本市では持続可能な行財政基盤の構築のため、様々な行財政改革に取り組んできましたが、依然として道半ばであり、引き続き、財政健全化の取組を進めるとともに、社会構造の変化に即応し、行政から新たな価値を生み出すための行財政改革の必要性が高まっています。

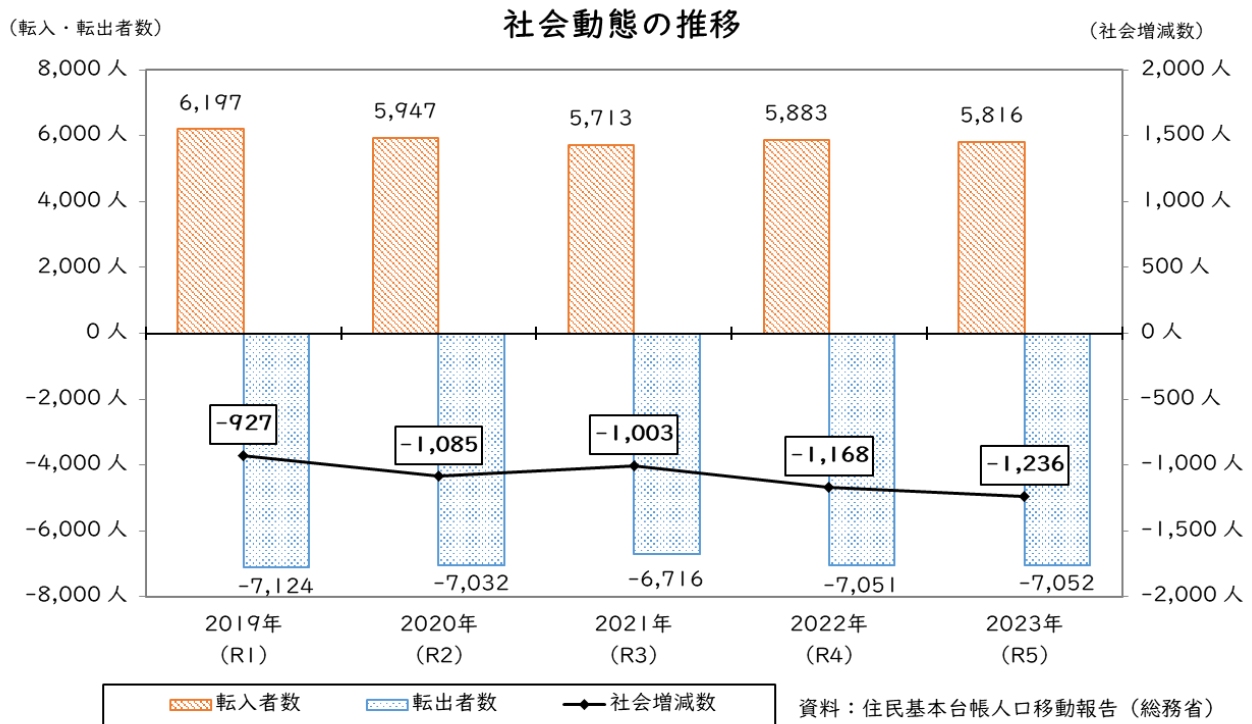
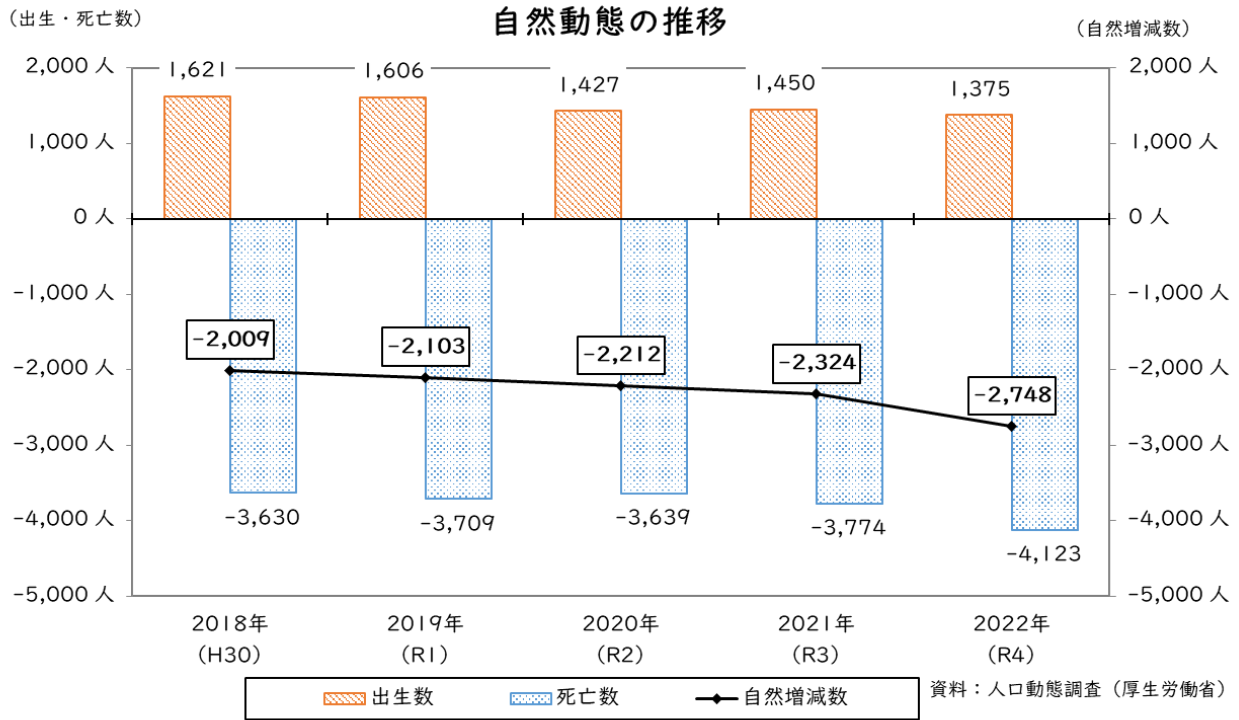
3. 人口動態の現状



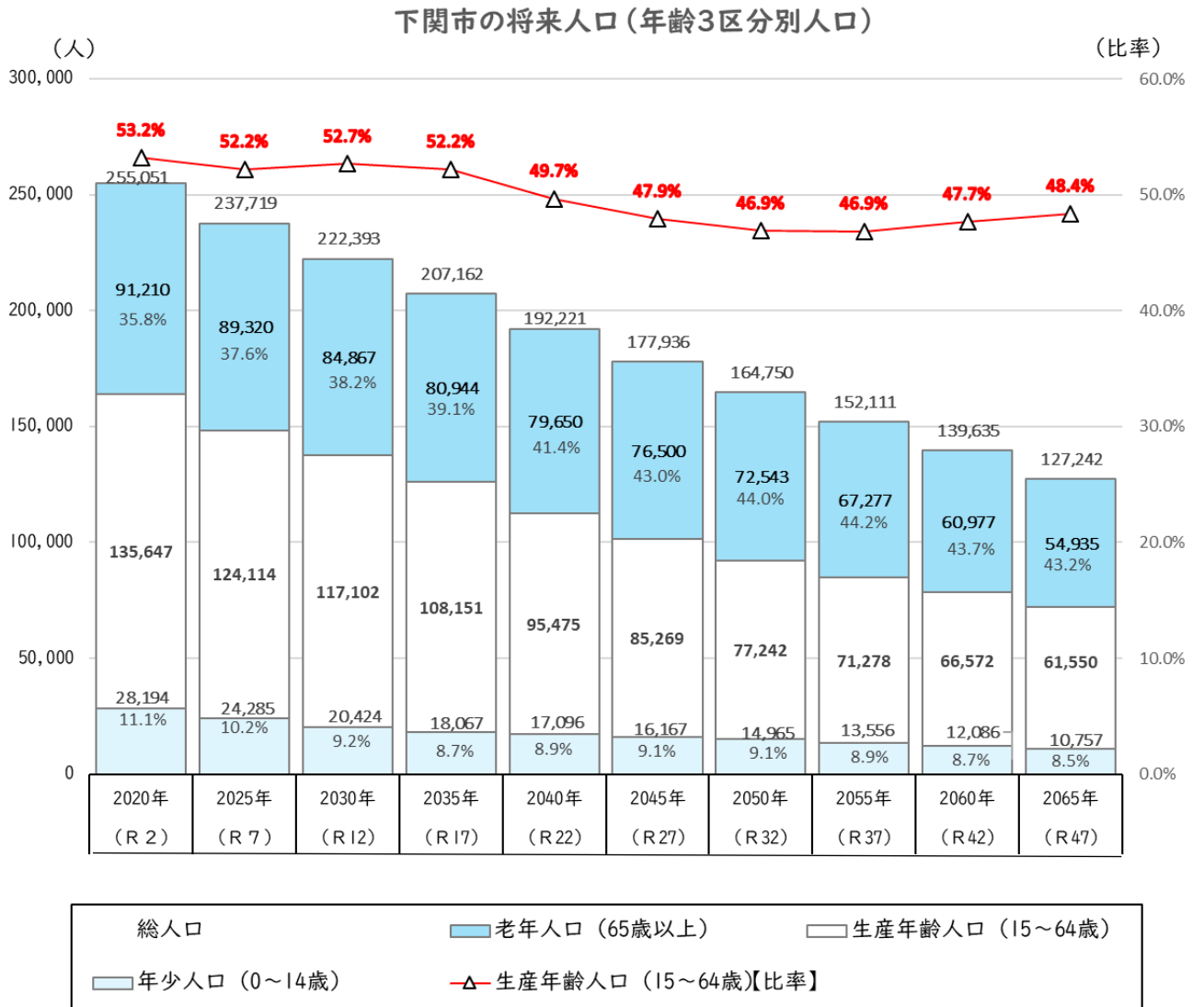
資料：国勢調査（総務省）



※2010年以前は年齢不詳補完値を使用していないため、人口の総数と3区分別人口の合計は一致しない。



4. 将来人口の推移



SDGsの位置付け

SDGsは平成27（2015）年に国連サミットで採択されました。これは、“誰一人取り残さない社会の実現”を目指し、持続可能な世界を実現するための17の目標を定めたものです。これら多様な目標の追求は、本市を取り巻く社会的背景や課題の解決に貢献し、持続可能なまちづくりに資するものであるため、各分野における施策の推進にあたって、SDGsの理念を念頭に置いて取り組んでいくことが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



市民アンケートの調査結果

(1) 実施概要

1) 調査の目的

第3次下関市総合計画策定の基礎資料とするため、市政に対する市民の皆様のご意見を広くお伺いする市民アンケート調査を実施しました。

2) 調査対象及び調査方法

調査対象者	市内在住の18歳以上の方から各世代で無作為抽出		
調査数	3,000票		
調査方法	郵送・Web		
調査時期	令和5(2023)年11月6日～12月4日		
調査票回収数	1,042票	調査票回収率	34.7%

(2) 主な調査結果

下関市の都市イメージについて

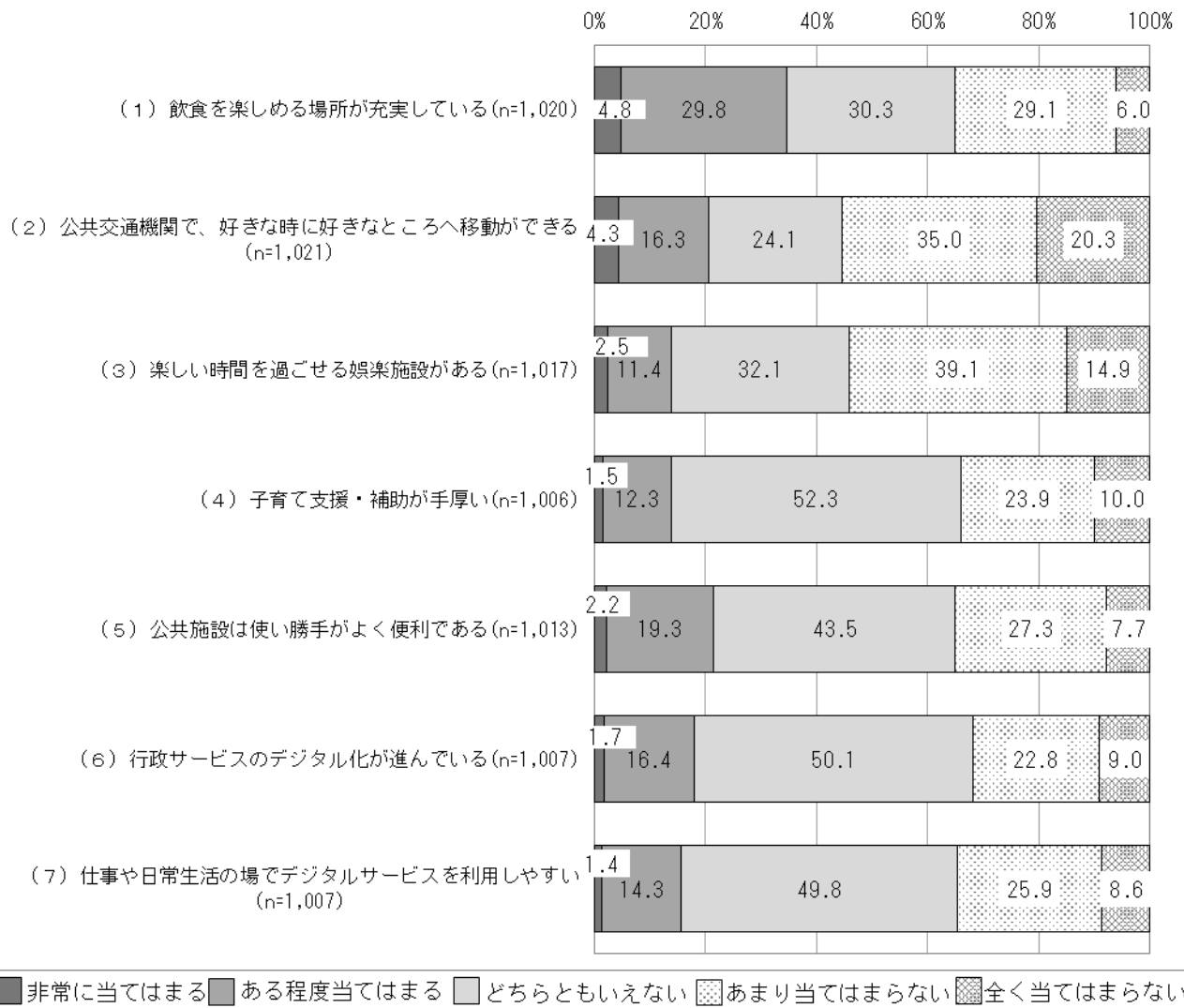
将来誇れるものとするために、さらに伸ばすべきイメージを3つお答えください。

	子育てがしやすい都市	若者が多く集まる都市	高齢者が暮らしやすい都市	観光客がたくさん訪れる都市	医療が充実した都市	公共交通が便利な都市	福祉が充実した都市	安全な生活が送れる都市	伝統や歴史を大事にする都市	おいしい料理が楽しめる都市
(%)										
全体 (n=1,042)	34.3	24.6	22.6	18.9	17.7	17.2	16.5	14.6	9.9	9.4
【性別】										
男性 (n=471)	31.6	27.4	21.4	19.5	16.1	16.8	17.4	13.4	10.4	10.2
女性 (n=554)	37.2	22.6	22.9	18.6	19.1	17.7	15.3	15.9	9.6	9.0
【年齢別】										
20代以下 (n=153)	39.9	38.6	11.1	22.2	7.8	18.3	7.8	13.7	6.5	13.7
30代 (n=135)	55.6	25.9	14.1	16.3	24.4	20.7	11.1	12.6	7.4	6.7
40代 (n=175)	40.0	22.9	18.3	22.3	18.3	15.4	13.7	11.4	9.7	7.4
50代 (n=195)	30.3	25.1	20.5	19.0	15.4	20.0	17.4	16.9	10.8	9.7
60代 (n=178)	28.7	17.4	36.5	19.1	15.7	14.6	21.9	18.5	14.0	9.6
70代以上 (n=199)	20.1	21.1	30.7	15.1	24.6	15.6	24.1	14.1	9.5	9.5
【経年比較】										
今回調査 (R5) (n=1,042)	34.3	24.6	22.6	18.9	17.7	17.2	16.5	14.6	9.9	9.4
前回調査 (H30) (n=748)	27.4	25.3	27.1	17.1	19.5	21.1	21.7	14.0	9.9	6.1

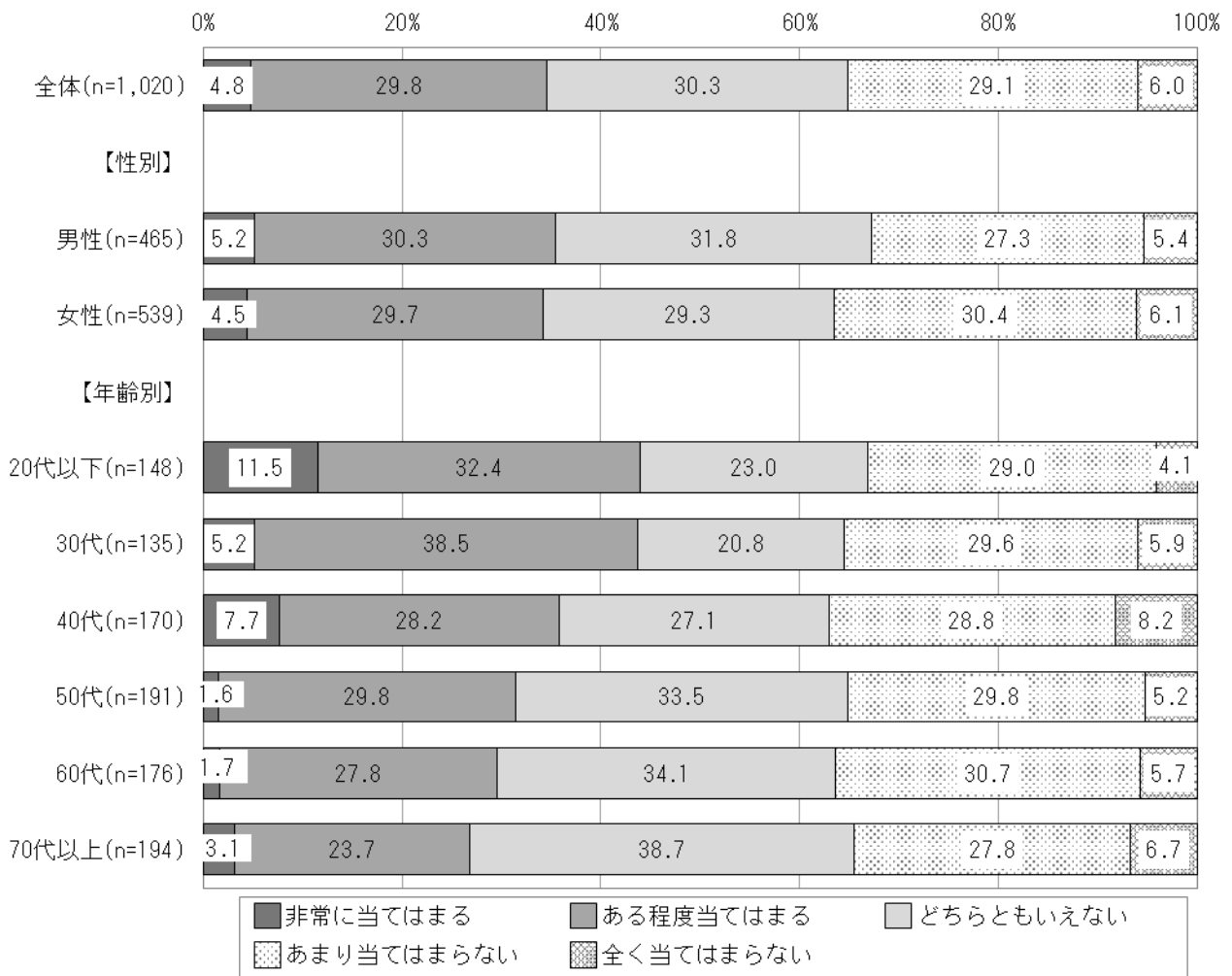
日本の総人口が減少している中、下関市においても同様にこれからも人口が減少していくことが予想されます。あなたは、人口が減っていく中で、下関市の対策として今後どのような取組が重要だと思いますか。（3つまで）

(%)	子育て支援を充実し、出生率を上げる	活用可能な空き家・空き店舗などの有効活用を促す	企業誘致・起業支援をする	他の市町村から人を呼び込むため、	人口減少が進んでも、勤労者が減らないように高齢者や女性の雇用を増やす	市内の高卒者・大卒者の雇用を増やす	他の市町村へ人が出ていくのを防ぐために、	観光、芸術や文化、スポーツによる交流人口を増やし、市の活力が失われないようにする	男女の出会いの場を増やし、婚姻率・出生率を上げる	人口減少が進んでも、市の活力が失われないよう既存産業の活性化を促す	サービスを充実させる	他の市町村から人を呼び込むため、助成金・	街としての市のイメージをアツプさせる	他の市町村から人を呼び込むため、住み良いようまちを集約して効率化を図る	人口減少が進んでも、市の活力が失われないを充実させる	他の市町村から人を呼び込むため、市のPR	その他	無回答
全体 (n=1,042)	51.3	29.4	29.2	25.5	25.3	23.1	17.4	16.1	15.6	15.4	12.0	7.7	4.8	1.4				
【性別】																		
男性 (n=471)	54.4	21.9	36.3	22.5	22.5	24.0	19.5	14.9	16.3	13.0	17.0	8.1	6.2	1.1				
女性 (n=554)	49.8	34.8	23.3	27.8	27.6	22.4	15.3	16.6	15.2	17.7	7.9	7.4	3.6	1.8				
【年齢別】																		
20代以下 (n=153)	61.4	20.3	22.2	13.1	19.0	24.8	21.6	11.8	31.4	12.4	2.6	12.4	3.9	3.3				
30代 (n=135)	63.0	26.7	29.6	19.3	22.2	20.7	16.3	14.8	14.8	17.8	14.1	6.7	3.7	0.7				
40代 (n=175)	52.6	36.0	25.7	27.4	21.1	22.3	15.4	14.3	18.3	17.1	14.3	5.7	5.7	1.1				
50代 (n=195)	43.1	28.7	29.7	30.3	28.7	26.2	15.9	22.6	11.3	14.4	11.8	4.1	7.2	0.0				
60代 (n=178)	47.8	27.5	35.4	30.9	24.7	23.0	18.5	14.0	14.0	18.0	12.9	7.9	3.9	1.1				
70代以上 (n=199)	47.2	33.7	31.2	28.6	32.7	20.6	16.1	17.1	8.0	13.1	15.6	10.1	4.0	2.5				
【経年比較】																		
今回調査 (R5) (n=1,042)	51.3	29.4	29.2	25.5	25.3	23.1	17.4	16.1	15.6	15.4	12.0	7.7	4.8	1.4				
前回調査 (H30) (n=748)	48.7	0.0	34.5	32.2	34.9	26.5	16.2	24.3	13.9	20.7	12.7	8.6	2.7	0.7				

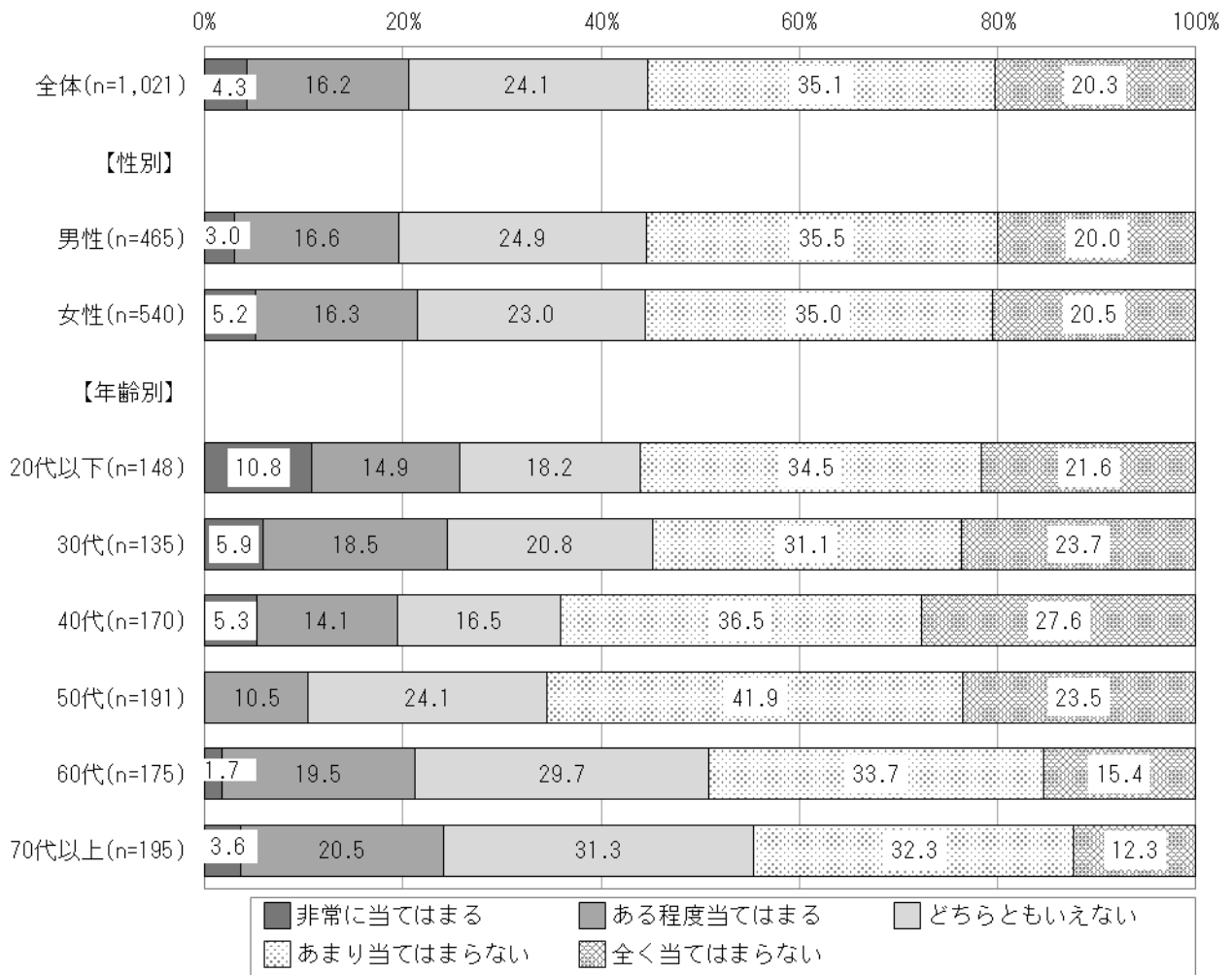
生活環境に関する次の項目について、あなたのお考えに当てはまるものをお答えください。
 (市民において不満度の高い項目を抜粋)



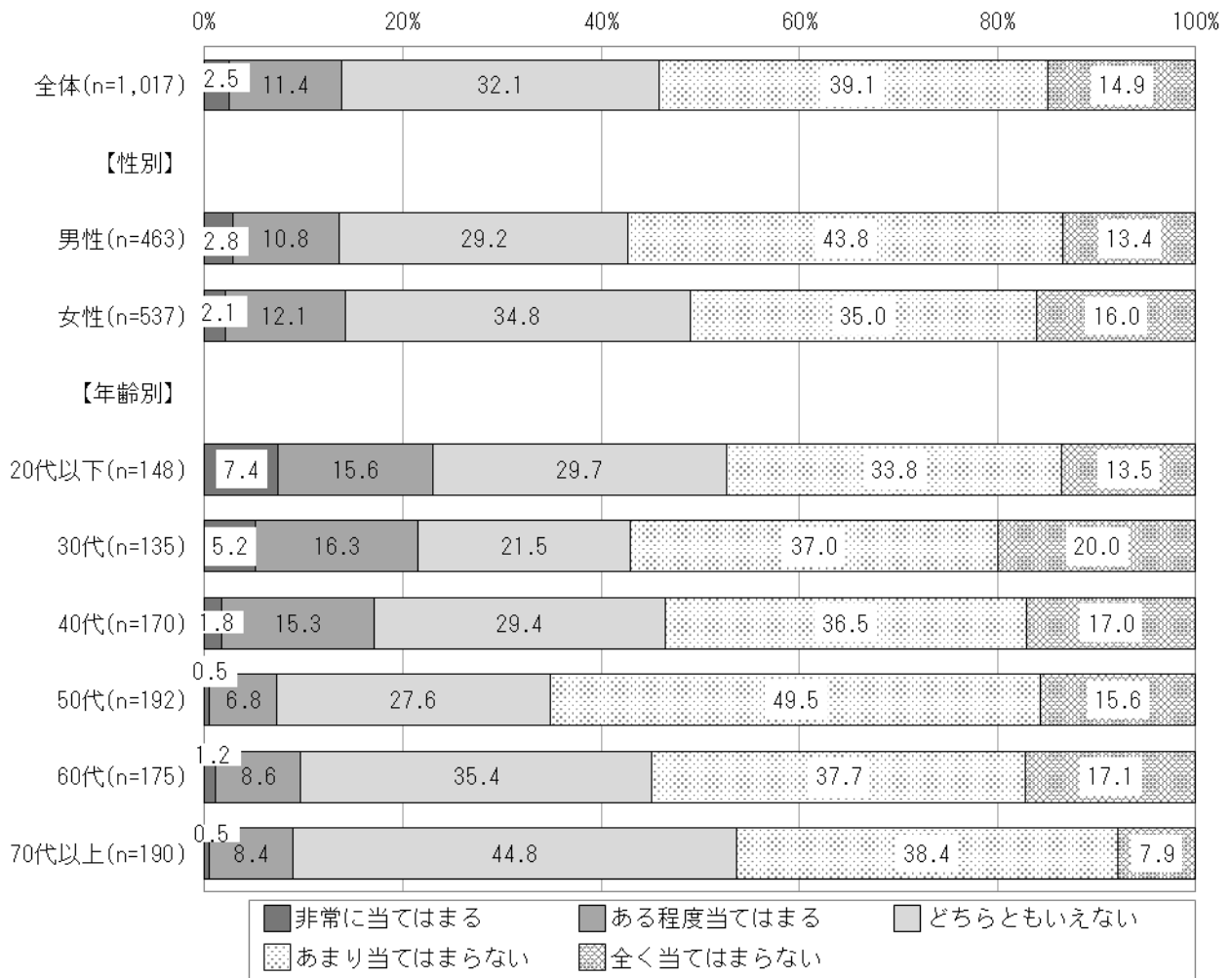
(1) 飲食を楽しめる場所が充実している



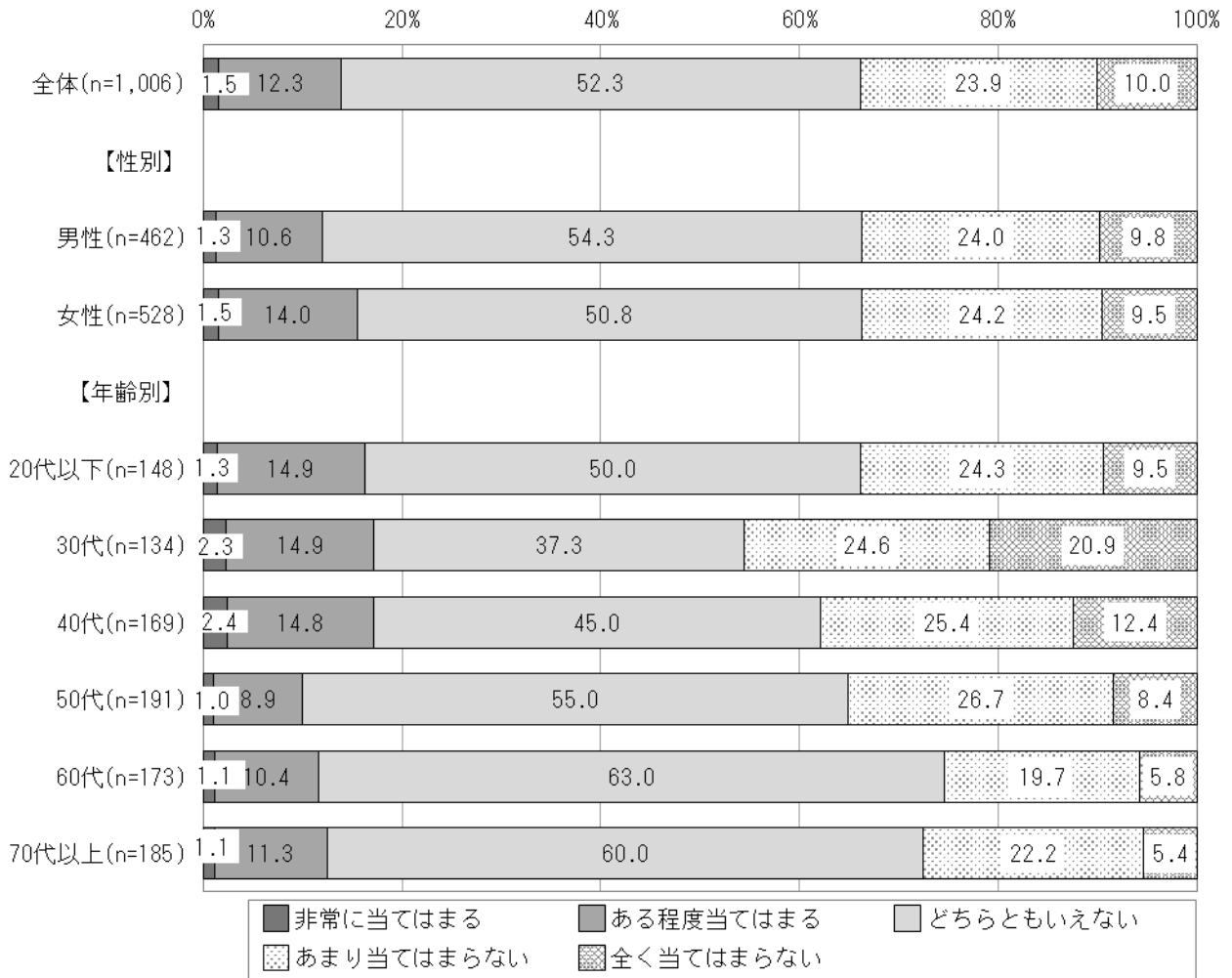
(2) 公共交通機関で、好きな時に好きなところへ移動ができる



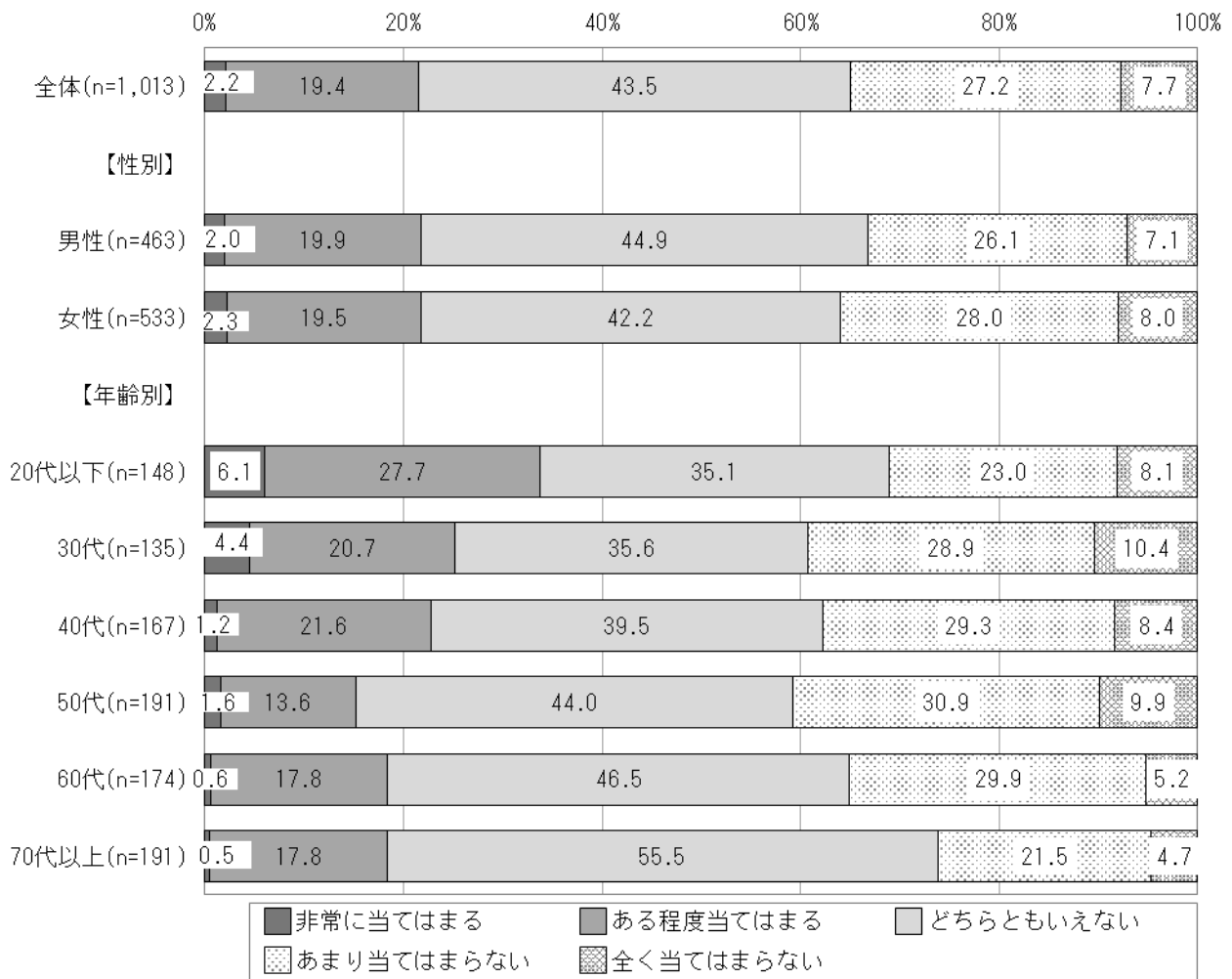
(3) 楽しい時間を過ごせる娯楽施設がある



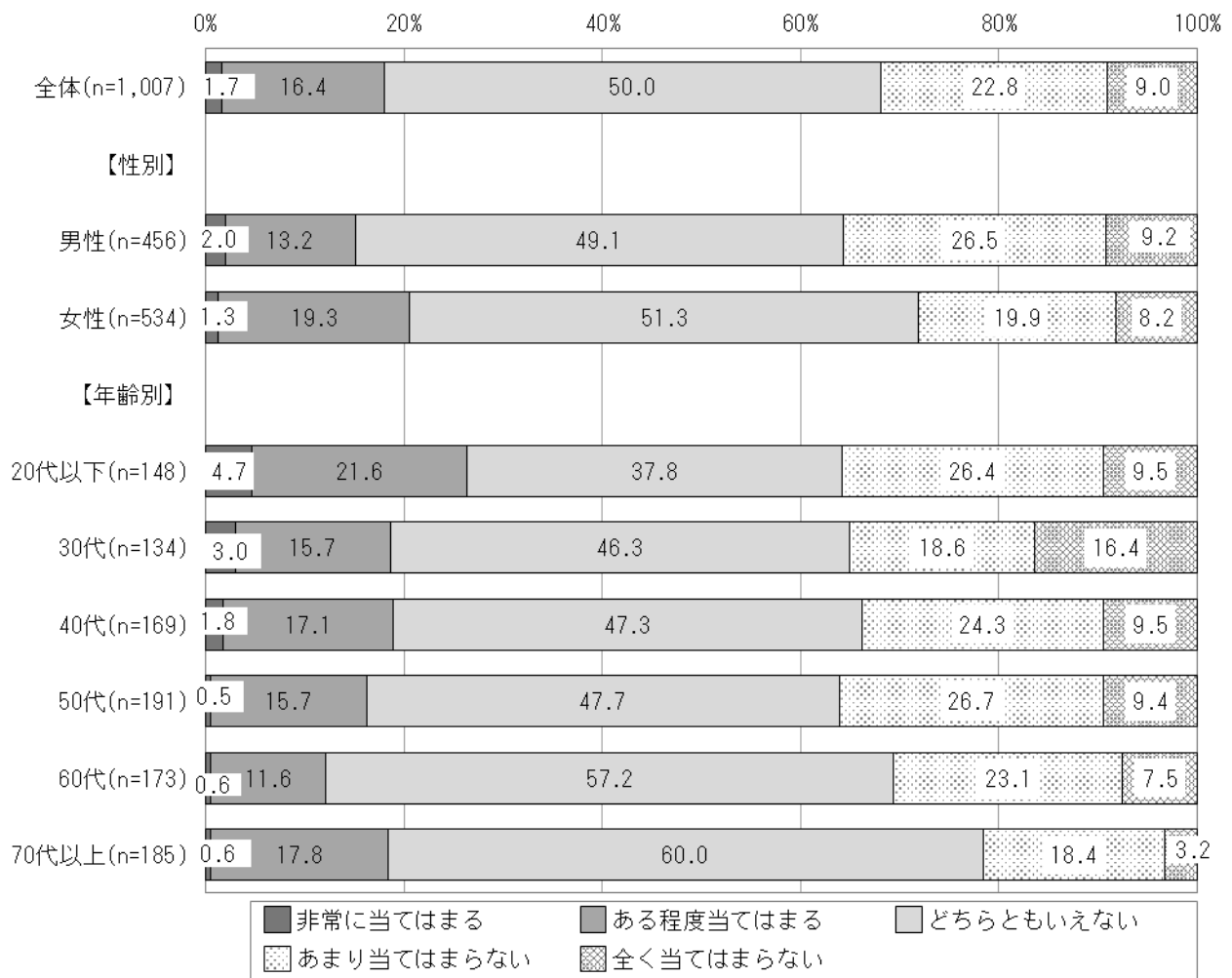
(4) 子育て支援・補助が手厚い



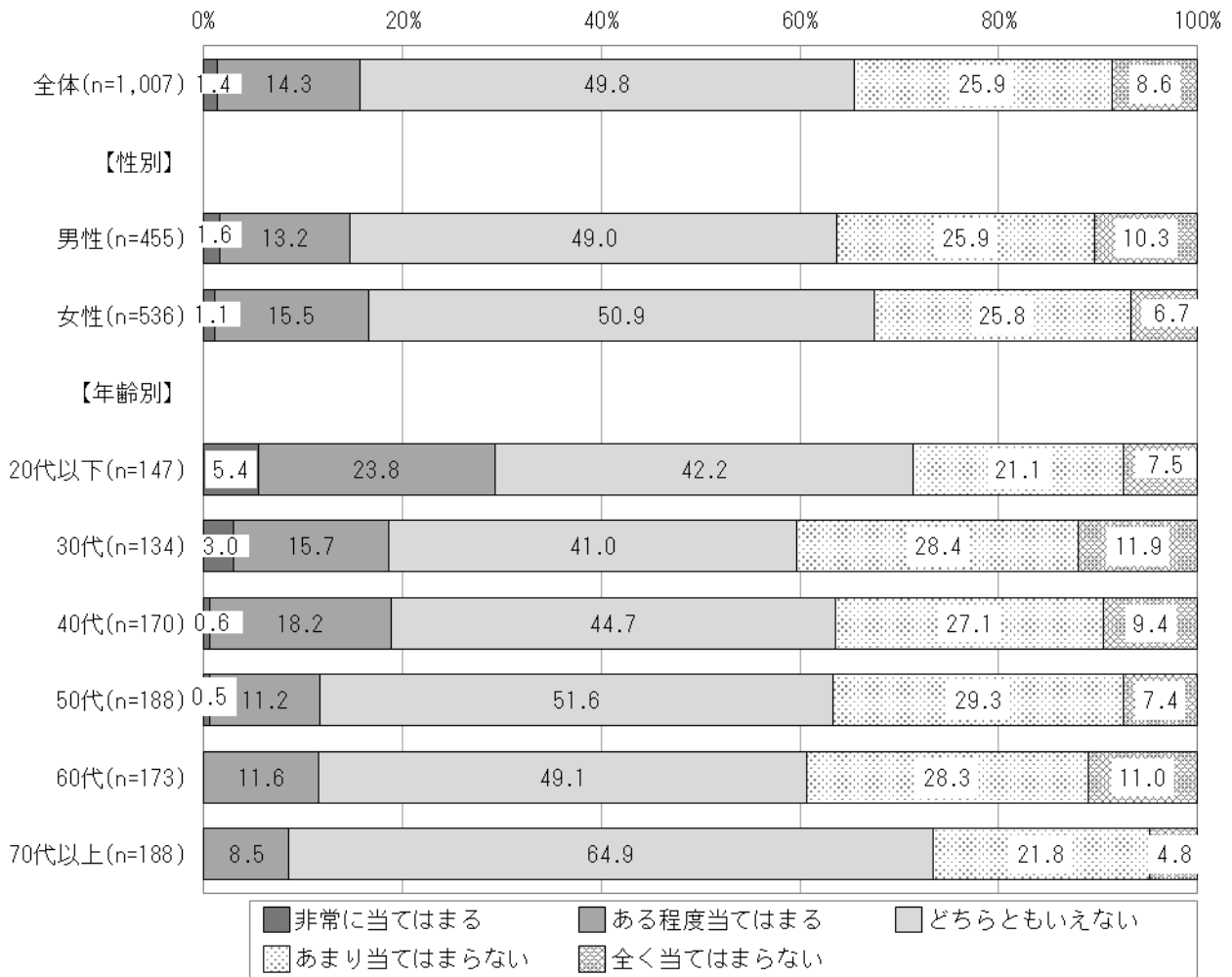
(5) 公共施設は使い勝手がよく便利である



(6) 行政サービスのデジタル化が進んでいる



(7) 仕事や日常生活の場でデジタルサービスを利用しやすい



第2部

基本構想

可能性を築くまち

目指すべき本市の将来像を描き、その実現に向けて今後10年間の取組をまとめた新しいビジョンを、市と作成に関わった市民が一体となって共同で策定し、『可能性を築くまち』を基本理念として決めました。

そこには、市民や下関に関わる人たちに向けて、“誰もが安心して未来を描いていける環境を整え、各々が個性を活かし、輝けるまちを、下関で暮らす市民、活動する人たちと一緒に築いていきたい”という想いをこめました。

可能性というのは、必ずしも新しいことへの挑戦を示すものではありません。

“誰もが安心して未来を描けるか”ということを経験として考えています。

まず、誰にとっても安心して暮らせるまちであり、地域みんなで子育てをするまちであること。国籍/性別/年齢/障害の有無などに左右されることなく学ぶことができ、働くことができるまちづくりが不可欠です。

その上で、何か歩みを進めよう、挑戦をしてみようとする意識を育み、下関の価値を存分に活用した挑戦が実現できる環境を整えていきます。

下関は、多様な自然環境があり、各地で育まれた地域資源によって、幅広いライフスタイルが選択できるまちです。そして、古くから海峡のまちとして、歴史を動かそうとしてきた人びとが交差してきた土地でもあります。

私たちは、そんな下関の可能性を信じています。

変化を追い風に、新しい視点を持ち、かつ俯瞰して、下関というまちを捉え直し、住みやすい、住み続けたい、下関で挑戦したいと思われるまちを目指していきます。

下関の土地自体が持つ“可能性”と、下関に暮らす/関わる人たちの“可能性”を築いていき、未来へと下関を繋いでいきましょう。

展開図

暮らし

誰もが安心して、未来を描き
実現できる環境づくり

コミュニティ

地域の多様性と調和から生まれる、
みんなで支えるまちづくり

経済


やりがいを感じるしごと、
挑戦を想像し、実現できる環境づくり

環境


豊かな自然資源の価値を再認識し、
人と自然が共生できるしくみづくり

10年後の下関


		2023年 基準値		2034年 目標値
下関は 「住みやすいと思う」 市民の割合	>>>>>>>>>>	88 %	→	100 %
下関を 「自分のまちとして 愛着を感じる」市民の割合	>>>>>>>>>>	84 %	→	100 %
下関に 「住みたい/住み続けたいと思う」 市民の割合	>>>>>>>>>>	70 %	→	100 %
若者（39歳以下）の	>>>>>>>>>>			社会減ゼロ

子育て 


写真/イラスト

インクルーシブ 


写真/イラスト

コミュニティ 


写真/イラスト

スポーツ/芸術 


写真/イラスト

にぎわいスポット 


写真/イラスト

クリエイティブ/スタートアップ 

写真/イラスト

移住/リノベーション 

写真/イラスト

アウトドア 

写真/イラスト

地域別まちづくりの方向性

地域の特性や課題などを踏まえ、ゾーン及び軸を設定し、まちづくりの方向を示します。

1. ゾーン形成

(1) 都市拠点ゾーン

本市の経済産業の中心として高度な都市的サービスを担い、行きたい、住みたい、働きたい、チャレンジしたいと感じる、魅力と活力に満ちあふれ、まちの顔となる市街地機能を有するエリアとして、都市拠点ゾーンを形成します。

(2) 環境共生ゾーン

地域の特色を活かして本市を代表する多様な魅力や価値観を創造する場としての機能を強化します。

① 田園環境共生ゾーン

豊かな自然と共生し、その恵みを活かしたまちづくりを推進するエリアとして、田園環境共生ゾーンを形成します。

② 海岸環境共生ゾーン

山陰海岸を有する豊かな自然と共生し、海との関わりを活かしたまちづくりを推進するエリアとして、海岸環境共生ゾーンを形成します。

(3) 交流促進ゾーン

地域の多様な人材・資源を活かしたまちづくりを推進し、市全体の価値や魅力を向上させることにより、市外さらには海外との多分野における交流を展開する交流促進ゾーンを形成します。

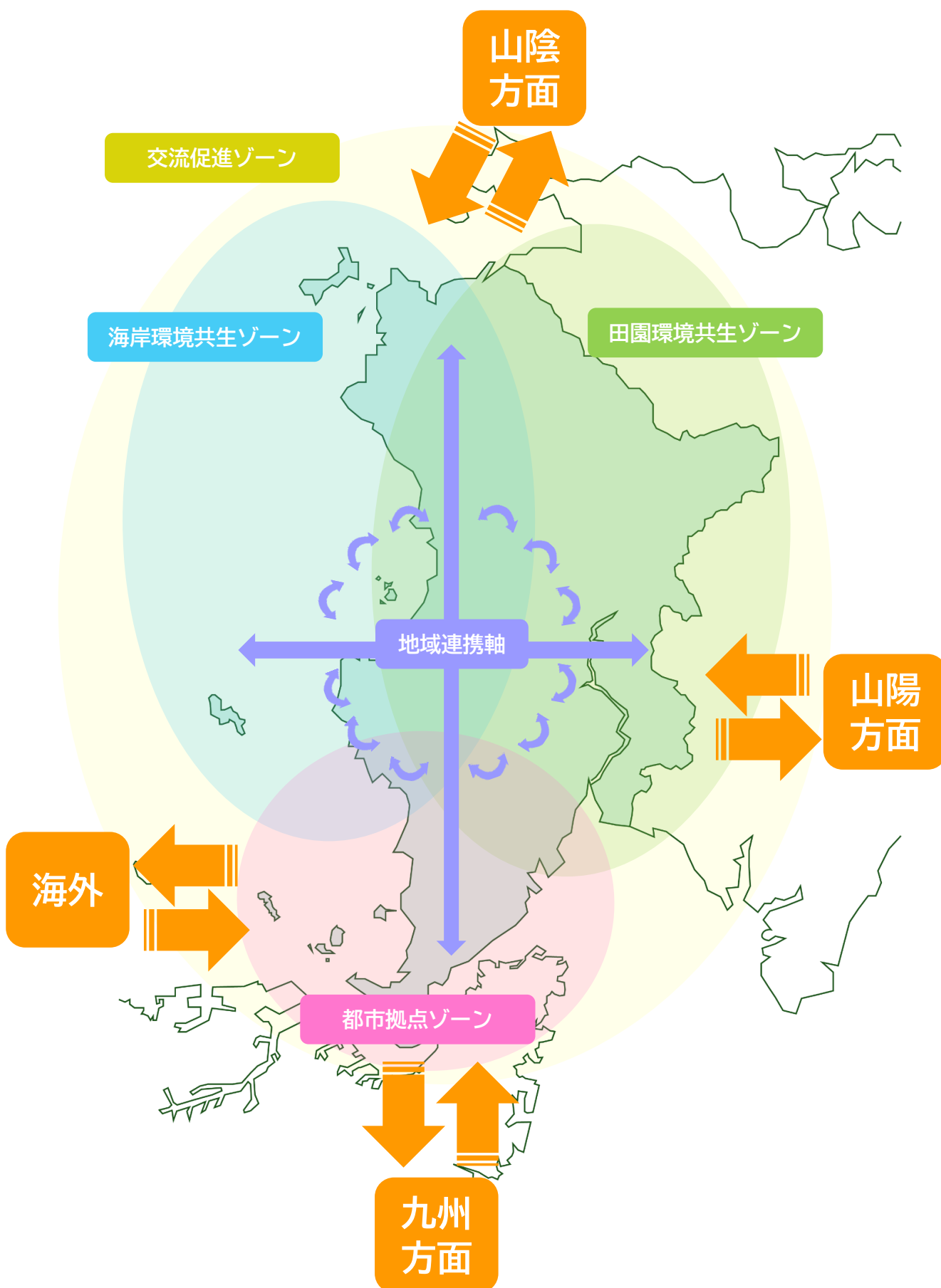
関連個別計画 (1) 都市拠点ゾーン (2) 環境共生ゾーン

- 下関市都市計画マスタープラン 令和3(2021)～令和22(2040)年度
- 下関市立地適正化計画 令和元(2019)～令和22(2040)年度
- 下関市過疎地域持続的発展計画 令和3(2021)～令和12(2030)年度
- 地域再生計画

2. 地域連携軸の形成

各ゾーンにおける地域の特色を活かしたまちづくりの取組や地域間の交流など、様々な活動を支える連携機能として、道路や鉄道・バスなどの交通網や、情報・市民サービスなどのネットワークを地域連携軸と位置付け、市全体における経済の活性化や生活の利便性の向上に向けて機能維持・強化を図ります。

地域別まちづくりの方向性（イメージ図）



第3部

基本計画

第1章

産業・就業

<方向性>

- 農林水産業については、「下関」という全国的に高い知名度を活かしながら、付加価値を高め、職業としての農林水産業の魅力発信、担い手の育成や生産性の向上を図ります。
- 産業振興は人材がもともになることを踏まえ、様々な人材育成や交流の機会が充実するまちを目指し、国内外を視野に入れた戦略的な産業振興を進めます。
- 商工業については、戦略的かつ積極的な企業誘致に取り組むとともに、地場産業の育成支援をはじめ、新産業の創出促進等により地元企業が主体性を持ちながら発展していけるよう支援します。また、魅力ある商店街づくり等に取り組み、地域商業力を強化することにより商業の振興を図ります。
- さらに今後も人口減少が見込まれる状況の中で、若者や女性、シニア層など幅広い人材の多様なニーズに応じた就業機会を創出し、地域産業を支える労働力の確保に努めます。

第1節 農林水産業の振興

第2節 商工業の振興

第3節 地域産業を支える労働力の確保

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
生産性（市内就業者1人当たり総生産）	千円/人	直近7年間の の平均値	7,455	8,500	9,500
市民雇用者1人当たりの報酬	千円/人	直近7年間の の平均値	3,689	4,300	5,000
企業所得額	億円	直近7年間の の平均値	2,489	2,860	2,950

第1節 農林水産業の振興

〈現状と課題〉

- 農林水産業を取り巻く状況は、温暖化などの地球規模の環境変化や就業者の減少及び高齢化による生産量の減少、消費者ニーズの多様化による消費量の変動や生産物価格の低迷、資材価格の高騰等、依然として厳しい状況です。また、世界人口の増加や食料生産の不安定化など、様々な要因による食料の供給量が不足するリスクが増大していることから、さらなる持続的な供給体制の強化が求められています。
- こうした中、効率的で強固な生産基盤と生産物の安定的な供給体制を確立すること、地域特性や下関の知名度を活かして生産品・加工品の付加価値を向上させること、そして人材を確保し、多様な担い手を育成していくことが重要な課題となっており、特に地域の活性化の鍵となる雇用の受け皿としての農林水産業の重要性が高まっています。加えて、直売所等との連携による地産地消の推進、学校給食等への地場産農産物の利用促進や農林水産業の持つ多面的機能の維持、農林水産物の国内外への販路拡大などグローバルな展開をも視野に入れた生産活動がこれからの課題となっています。
- 農業においては、ほ場整備等の基盤整備を推進するとともに、農地集積・集約化による担い手経営体の効率的な生産体制の確立、物流体制の変革にともなう供給体制の整備、地域特性等を活かした園芸産地の育成、6次産業化の取組が必要です。また、増えすぎた有害鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、「捕獲」及び「防護」の両面から鳥獣被害防止対策の取組が必要です。
- 林業では市有林の森林整備の推進、森林経営管理法の施行により私有林の適正な管理を図るため、新たな森林経営管理制度を構築し、適正な森林整備の推進が求められています。
- また、水産業においては、栽培漁業の推進による水産資源の増大や、水産物のブランド化推進による付加価値や認知度向上の強化、魚食の推進等による消費拡大、さらに、海業（うみぎょう）による漁村の活性化など、生産性・収益性の向上と持続性の両立が求められています。
- 流通においては、各市場では従来市場形態の見直し、将来に向けての市場のあり方を検討しています。また、南風泊市場は、高度衛生管理型であることを活かした魚価の向上、消費拡大及び輸出拡大などが求められます。卸売市場は取り巻く様々な情勢変化に的確に対応できるよう、市場の競争力の維持と活性化を図ることが課題となっています。

〈取組の方向〉

（1）生産流通基盤の整備

① 農業生産基盤の整備

農産物の生産、安定供給を確保するため、排水機場や農地保全施設等を整備し、農地・農業用施設を湛水被害から守るとともに、ため池やかんがい施設の整備等により農業用水の安定供給を図り、農地の大区画化、水田の高機能化や基幹農道の整備等を推進することで、生産効率の向上を図ります。

地域の特性を活かした安全・安心な園芸作物の生産を促進するため、IoTなどのスマート技術の導入や施設整備等を支援し、競争力の高い園芸産地の育成を促進します。

米、麦、大豆等の安定生産を進めるとともに、農業生産活動における、高齢化等による人手不足の解消、新たに農業を始めたい若者や他産業からの参入等次世代の担い手を育成するため、魅力ある農業を創出するスマート農業を推進します。

家畜の増頭や飼料自給率の向上に必要な施設、機械等の導入を支援し、畜産業における生産性の向上と経営の効率化を促進します。

主な取組

- ・農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備の推進
- ・農作業の効率化・省力化を図るスマート農業の推進
- ・需要動向を踏まえた高収益作物への転換
- ・飼養効率の向上や優良子牛の導入等への支援

② 林業生産基盤の整備

林業生産の効率化と森林資源の維持管理に係る負担軽減を図るため、林道・作業道の整備を推進します。

主な取組

- ・林業生産基盤となる路網整備等対策の推進

③ 漁業生産基盤の整備

本市が管理する漁港施設については、体系的かつ計画的な取組により、施設の長寿命化及び更新コストの平準化・縮減を図ります。

下関漁港については、管理者である山口県とともに施設の維持・保全を図ります。

また、沿岸・沖合漁業経営において、IoTなどのスマート技術や省人・省力化機器等の新技術を活用した生産性の高い操業体制への転換を促進し、生産性と持続性の両立を目指します。

主な取組

- ・漁港施設の長寿命化に向けた機能保全計画の更新
- ・下関漁港の整備・維持保全
- ・下関沿岸域の漁場造成
- ・沿岸・沖合漁業の収益性向上の促進

④ 流通基盤の整備

南風泊市場の高度衛生化に取り組み、日本唯一のふく専門市場の機能強化を図ります。新市場整備完了後は、高度衛生化へのスムーズな移行を行うとともに、安全・安心な水産物の流通など高度衛生管理型であることを活かした市場のPRに努め、販路拡大等を進めます。

一方、他の市場においては、あり方検討により方向性を整理するとともに、将来の流通を見据えた整備計画の作成に取り組み、業務の省力化や効率化に向けたデジタル技術の導入や環境負荷の軽減を進めるとともに、資源循環を意識した流通の構築に努めます。

また、市場の集荷力の向上と販売力の強化に重点を置き、取扱量の増加に結びつけることにより、持続可能で元気な市場を目指します。

主な取組

- ・ 荷さばき所等の整備や流通の環境負荷低減等の促進
- ・ 集荷拡大や販売PR支援

(2) 担い手の確保・育成

① 新規就業者等に対する支援

新たな農林水産業の担い手を育成するため、就業開始に必要な技術等の習得に係る研修や就業開始時の初期投資、経営の安定化など経営初期の支援に加えて、市外からの新規就業者等の確保に向けた取組を推進します。

全国的に若年層を中心として労働力人口が減少していく中で新規就業者等を確保するため、本市での農林水産業の魅力を発信し、就業へと結びつける活動を継続・強化するとともに、新規就業者等が安心して就業・定着できるように、地域と連携して支援します。

主な取組

- ・ 新規就業者等への相談体制の充実、資金支援
- ・ 後継者の育成・支援
- ・ 現地就業研修の受入体制強化
- ・ 農林水産業の魅力発信

② 多様な担い手対策の推進

これからの農業における中心的役割を果たす認定農業者の経営改善や地域営農の核となる集落営農法人の設立等を支援するとともに、地域農業の多様な担い手の育成対策を推進します。

主な取組

- ・ 集落営農に係る機器整備の支援
- ・ 関係機関と連携した経営力の強化支援

(3) 経営の安定化

① 各種制度融資の充実

農業・漁業の生産基盤の整備や経営安定に必要な資金の調達を支援することにより、農業者・漁業者の経営安定化や市場買受人の購買力強化、卸売人の集荷力強化を促進します。

主な取組

- ・ 農業・漁業経営負担軽減のための制度の強化

(4) 生産振興の推進

① 需要に対応した生産振興の促進

農畜産物の加工業者や消費者等の需要に対応するため、生産コストの削減、地域と連携した地産地消の推進、高付加価値で特色ある農畜産物の生産などの取組を支援します。また、所得の向上や新たな雇用の確保等の効果が期待される6次産業化への取組を支援します。

主な取組

- ・ 地域の特色ある産地づくりに向けた取組の促進
- ・ 地場産農産物を活用した加工品の新規開発支援

② 鳥獣被害防止対策等の支援

有害鳥獣から農林作物を守るため、鳥獣害防止柵の設置や捕獲による被害防止に取り組むとともに、有害獣として捕獲したイノシシやシカの肉をジビエとして有効活用する取組を支援します。また、山地・農地以外の市街地への出沒については、関係部局・機関と情報を共有し、対応についても連携して取り組みます。

主な取組

- ・ 「捕獲」と「防護」の両面を意識した各種対策の推進
- ・ 猟友会等関係機関との連携強化
- ・ ジビエセンターの適正な運用

③ 地元産木材の搬出の促進

地域材の安定供給のため、搬出間伐の実施、路網整備等への支援を行います。また、間伐材等の森林資源については、市内の公共施設や木質バイオマス燃料等への利活用を推進します。

主な取組

- ・ 私有林の造林事業や路網整備に対する支援
- ・ 一般住宅や公共施設等への木材利用の推進

④ 栽培漁業の推進

沿岸漁業の持続的発展につながる種苗を生産するとともに、漁協等が実施する種苗放流の効果を上げるために必要な支援を行います。

主な取組

- ・ 漁業の持続的発展につながる種苗の生産
- ・ 需要に対応するための試験・調査
- ・ 種苗放流、中間育成事業、資源管理等に対する支援・指導

⑤ 農水産物ブランド化の推進

農産物では、やまぐちブランドである豊田・豊北の「なし」や地域ブランドである「下関ねぎ」、「垢田トマト」等のさらなる付加価値の向上を図るとともに、新たな農産物のブランド化に向けた取組を支援します。

水産物では、観光・産業分野とも連携して、国内で初めて地理的表示（GI）に登録された「下関ふく」のブランド価値をより一層向上させるとともに「下関漁港あんこう」や「下関北浦特牛イカ」等のブランドの浸透・定着を推進します。

下関産の農水産物のPRや地域加工業者等との連携、広く国内外への販路拡大を進めます。

また、本市が新たな捕鯨母船「関鯨丸」の母港となったことにより、本市の鯨に関わる多くの産業が活性化するよう官民一体となって取り組むとともに、くじら給食の実施による若い世代への鯨食習慣の定着、鯨肉の消費拡大など、これまで以上に「くじらの街下関」を推進します。

主な取組

- ・ 農水産物の販路拡大への支援
- ・ 水産物ブランドの深化
- ・ 学校や飲食店、小売店などを通じた鯨食の普及促進、鯨肉の消費拡大

（５）魅力ある農山漁村づくりの推進

① 農業・農村の有する多面的機能の維持

国土の保全、水源かん養、景観形成など農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた、集落で取り組む農地の荒廃防止や農業用施設の維持管理等に係る活動を支援します。

主な取組

- ・ 地域が主体となって取り組む農地・農業用施設の維持や農村環境保全のための共同活動等の支援

② 森林の保全・活用

市有林や市行造林の適正な整備を実施するとともに、新たな森林経営管理制度の導入の中で航空レーザー計測による森林資源解析情報を活用した森林管理のDX化や木材生産団地内での森林整備等の促進による脱炭素社会の実現を図るGXの取組を進め、私有林の適切な管理に努めます。また、深坂自然の森等の再整備を行い、誰もが快適に過ごせる自然とのふれあいの場の提供等を通じて、森林資源や林業への理解を促進します。

主な取組

- ・ 森林管理のDXを活用した森林整備の推進
- ・ 森林所有者に対する意向調査をもととした集積計画の作成及び私有林（人工林）の適正な管理の推進
- ・ 循環型林業に対する支援による脱炭素社会の推進

③ 藻場・干潟の再生

魚介類の育成場や水質浄化に留まらず、海とふれあう場の提供など、海の有する多面的機能の維持・発揮に向けた藻場・干潟の再生及び海岸清掃等に係る活動支援を継続・強化するとともに、カーボンニュートラルへの貢献を推進し、持続可能な保全体制の構築を促進します。

主な取組

- ・海的环境・生態系保全、再生の推進
- ・関係者連携による豊かな海の創造
- ・ハード・ソフト一体的な藻場・干潟対策

④ 漁村のにぎわい創出

豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かし、観光・産業分野と連携した海業（うみぎょう）等を振興し、漁村の活性化を進めます。

主な取組

- ・海業に取り組む漁協や民間事業者等の支援

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
第1次産業（農業/林業/水産業） 総生産額	億円	直近7年間の 平均値	67	70	70

〈関連個別計画〉

- 下関地域農林業振興計画 令和5(2023)～令和8(2026)年度
- 下関市市場活性化計画 平成26(2014)年度～

第2節 商工業の振興

〈現状と課題〉

- 活力のあるまちを創造するには、経済活動の基盤となり、多様な就業の場を提供する商工業の振興を図ることが必要です。商工業の振興にあたっては、地域企業が人口減少下においても持続的に成長できるように生産性の向上を図るための取組が重要です。
- 中小企業等が経営課題の見つめ直しを行い、課題解決に必要な人材の活用を戦略的に進めていけるよう、地域一体となって、企業のさらなる成長を後押ししていくことが求められています。
- 本市の商業は、通信販売やデリバリーの普及など販売形態の急速な変容、消費者ニーズの多様化、経営者の高齢化や後継者不足などの環境変化に直面しており、市内の多くの商店街を中心に空き家、空き店舗が増加しています。このため、地域のニーズに応じた地域コミュニティの核としての商店街づくりや、観光分野と連携したにぎわいづくりに取り組み、新たな店舗の出店や雇用の創出につながる商店街の振興を図る必要があります。
- 民間活力を高めていくため、創業希望者の発掘や、創業者を支援し、創業者の増加や事業の継続を促進するとともに、スタートアップ支援によりイノベーションを創出することで、地域の活性化、雇用の確保につなげることが必要です。
- 本市の工業は、輸送用機械、食料品、非鉄金属等の大企業と特色ある技術を持った中小企業が立地しており、多彩な産業がバランス良く展開しています。今後も地域経済の持続的成長に向けた産業振興を図るためには、地元企業の設備投資を促していくとともに、企業や大学等に蓄積された優れた技術や本市の豊富な地域資源を活用しながら、価格競争力があり付加価値の高い商品を作り国内外へ販路を拡大する必要があります。
- 企業誘致における他都市との誘致競争は激化しており、本州と九州の結節点に位置し、大陸の窓口として地理的優位性や交通アクセスに恵まれ、また災害リスクが低い本市の特性を積極的にPRして、企業の誘致を進めていくことが必要です。とりわけ、若者や女性のニーズが高い情報通信業などの求人増加に向けたオフィスの誘致が課題となっています。
- なお、中小企業等の振興にあたっては、商工会議所及び商工会と、引き続き連携を図っていく必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 地域商業力の強化

① 魅力ある商店街づくりの推進

商店街を訪れる人を増やすため、消費者ニーズに即した商店街づくりを促進するとともに、地域の個性を活かしたにぎわい創出や商店街の持つ社会的公共的な役割を強化する活動、商店街組織体制の強化等を支援し、地域コミュニティの核となる商店街づくりを推進します。

また、地域住民の生活拠点としてだけでなく、観光客を取り込むことで商店街の活性化を目指します。

主な取組

- ・消費者ニーズに即した商店街づくり
- ・地域の個性を活かした取組の促進
- ・商店街組織体制の強化

② 空き家・空き店舗対策の推進

空き家や空き店舗の増加は商店街及び地域の魅力やにぎわいの低下につながるため、空き家や空き店舗を活用した際の開業支援に加え、リノベーションを推進し、雇用の創出やコミュニティの再生を目指します。

また、高齢化や後継者不在、店舗一体型住居の未活用等、商店街特有の課題に対し、外部からの新規出店や物件の市場流通を促進することで、空き店舗対策を推進します。

主な取組

- ・空き店舗対策の推進
- ・リノベーションまちづくりの推進

③ 中心市街地の商業地の求心力向上

商業施設やオフィスビル等が集積する中心市街地において、観光分野との連携や、公共空間の活用を行い、来街者の増加による商業活動の振興を図ります。

主な取組

- ・エキマチ広場の利活用の促進
- ・行政・商業施設・周辺商店街・交通事業者等が連携した魅力・利便性ある商業地づくり

(2) 企業経営の安定化、体質強化

① 中小企業等制度融資の充実

中小企業者が新たな事業展開や経営の安定等に取り組む上での様々な資金需要に応えるため、制度融資の充実を図ります。

主な取組

- ・資金需要に応じた制度融資の充実

② 人材課題解決の促進

中小企業の持続的成長に必要な人材の確保・育成・定着を支援するため、市や金融機関、商工団体等の地域関係機関が連携を図り、企業が抱える人材課題を解決する体制「地域の人事部」を整えます。

主な取組

- ・地域関係機関の連携による「地域の人事部」の構築

③ 経営革新の促進

経済社会の変化に対応するため、中小企業の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編などの事業再構築や、DXによる競争力強化・生産性向上を促進します。また、経営改善等により、後継者が見つからないまま休廃業・解散となる企業等の円滑な事業承継の促進を図ります。

主な取組

- ・DX推進による生産性の向上
- ・事業承継の促進

(3) 企業の誘致

① 誘致活動等の推進

若者や女性のニーズが高い情報通信企業などの新規立地による雇用創出を図るため、オフィスの誘致を推進します。

また、成長産業の動向を注視しつつ、工業団地や長州出島等への企業誘致に向けた活動を積極的に行うとともに、企業立地優遇制度の充実と産業立地の基盤整備を図ります。

主な取組

- ・企業誘致の推進
- ・企業立地優遇制度の充実
- ・工業団地や長州出島等への企業誘致活動の強化
- ・中心市街地への事務所誘致の強化
- ・産業立地の基盤整備

(4) 未来を担う地域企業の成長促進

① 生産性向上、高付加価値化の促進

各種助成制度等による支援を行い、人手不足の中で、生産性を向上させる設備投資や地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果を及ぼす事業の振興を促進します。

主な取組

- ・生産性向上等に向けた各種助成制度等による支援

② 成長産業等への参入促進

中小企業の優れた技術を活かした新たな受注機会の創出に向け、国が推進する半導体等の成長分野への進出を支援することにより、本市経済をリードする中核企業への育成を図ります。

主な取組

- ・企業間ネットワークの構築による成長産業等への販路開拓

③ 販路開拓の促進

消費者の動向を踏まえた下関産品のブランド再構築により、産品の付加価値のみならず下関のイメージや認知度向上による販路開拓を促進し、本市の基幹産業のさらなる活力創造、地域の活性化を図ります。

主な取組

- ・ブランディングによるリアル、デジタル両面からの販路開拓

④ 貿易の支援

海外展開を志向する市内中小企業に対し、市を中心に「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄った擬似的な貿易会社「下関地域商社」が、情報収集から貿易実施に至るまで支援を行うことで、スムーズかつ効果的な海外への販路開拓を図ります。

また、山口県、JETRO（ジェトロ）、商工会議所や貿易関係団体等と緊密に連携して、市内企業の貿易支援を行います。

主な取組

- ・中間層、富裕層人口の増加が見込まれる国・地域の市場背景を踏まえた販路開拓

(5) 創業等による地域活性化

① 創業の支援

創業希望者の発掘と育成を図るとともに、創業支援施設の活用や創業支援事業者との連携を通じて、新規開業を志す創業希望者を総合的に支援します。加えて、空き店舗への出店支援を行うなど、創業に関しワンストップの支援を行います。また、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、起業家を支援します。

主な取組

- ・創業支援施設の活用、創業支援事業者との連携

② スタートアップの推進

スタートアップを目指す起業家、その支援者を本市に呼び込むことでコミュニティを形成し、スタートアップ企業と地元企業によるイノベーションを創出するとともにスタートアップを生み出し、産業を活性化するエコシステムを構築します。

主な取組

- ・スタートアップ企業と地元企業によるイノベーションの創出
- ・スタートアップエコシステムの構築

(6) 民間団体等の育成・支援

① 商工会議所、商工会等に対する支援

市内商工業の振興を目的に各種事業を実施する商工会議所や商工会等の運営・実施事業を支援します。

主な取組

- ・ 商工会議所、商工会等の運営・実施事業への支援

② 民間活動に対する支援

民間事業活動を通じた商工業振興を図るため、地域の商店街組合等による活動を支援します。

主な取組

- ・ 地域の商店街組合等への活動支援

(7) さらなる地域活力の創造

① 地域循環型経済の推進

市内消費の喚起と循環を促すとともに、地域資源を活用した地元調達の実施を推進します。

主な取組

- ・ 地域資源の活用及び市内消費の喚起による地域循環の促進

② 観光需要の取込による活性化

国内外の観光客による新たな需要を活かし、商業の活性化と下関産品の販路拡大を目指します。

主な取組

- ・ 商業の活性化と下関産品の販路拡大

<目標指標>

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
第2/3次産業総生産額	億円	直近7年間の 平均値	9,386	10,650	11,930

<関連個別計画>

○下関市リノベーションまちづくりガイドライン 令和5(2023)年度～

第3節 地域産業を支える労働力の確保

〈現状と課題〉

- 本市は、少子高齢化や若者の市外流出が顕著にあらわれ、労働力人口の減少にともなう地域経済の縮小や地域の活力低下が懸念されており、雇用の確保だけでなく、限られた人材の中で、その個々の能力を最大限に発揮できる場の創出が求められています。一方、多様な働き方へのニーズの高まりもあり、企業が対応すべき課題は多岐にわたることから、様々な課題解決に取り組むことができる人材の確保・育成も急務となっています。
- こうした中で、持続的な経済成長を実現するためには、積極的な企業誘致等による雇用の創出、働く意思を持つ幅広い人材と企業との接点づくりを進めるほか、DXの推進による生産性の向上などに向けた企業の競争力強化や人材活躍のサポートなどが不可欠です。
- このため、国、県、関係機関と連携した積極的な情報発信により、若者の市内就職の支援、女性や高齢者等の就業支援を継続し、産業を担う労働力人口を確保する取組や、将来の労働力である中高生等に向けた、地域の仕事の魅力を発信する取組を行うほか、企業の業務改善に向けた意識改革や課題解決への取組に向けた働きかけを行っていく必要があります。
- また、勤労者の福祉向上を図るため、各施設における利用者のニーズに応じた事業を行う必要がありますが、進行している施設の老朽化を踏まえて、施設機能の見直し、集約化や長寿命化に取り組む必要があります。
- さらに、働きやすい職場環境を整備するため、従業員のワーク・ライフ・バランスへの配慮、福利厚生の実施等、多様な働き方への対応に取り組む企業の支援も求められます。

〈取組の方向〉

(1) 雇用の創出

① 企業誘致等による雇用の創出

市内における雇用の機会を増加させるため、積極的な企業誘致や生産性を向上する事業、新規創業の支援等を行います。

主な取組

- ・ 企業誘致等による雇用の創出

(2) 人材の確保・育成・定着

① 若者の市内就職の促進

市内の中高生等に地域の仕事の魅力を発信し、市内就職への意識付けを図るため、市内企業の職業体験ができる機会を創出します。また、市内の労働力人口を確保するため、市内企業の情報や求職者とのマッチングに向けた就職関連情報を積極的に発信するほか、学生の市内就職につなげるための奨学金返還に対する補助金制度を就職先となる登録企業と一体となって実施し、普及拡大するなど、幅広い事業展開による就職環境の整備を図ります。

主な取組

- ・ 地域の仕事の魅力発信
- ・ 就職環境の整備

② シニア層、女性、障害者等の就業機会の拡充

本市における高齢化の進展にともない、働く意欲があるシニア層のさらなる増加が見込まれるため、その能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる環境の整備として、セミナーの開催や企業とのマッチングの機会の提供を行うほか、離職している女性の再就職を支援し、女性が輝き活躍することのできる機会を創出します。

また、市内企業に対して、シニア層や女性、障害者の雇用の確保、さらには外国人材の活用に向けた働きかけを行います。

主な取組

- ・ 幅広い人材に向けた就業機会の確保

③ 持続的成長を支える人材の育成

地域内での人材を確保しながら本市経済の持続的な成長を実現するため、市内企業の経営戦略の見直しや人材育成の後押しによる生産性の向上に向けた働きかけを行うとともに、企業や教育機関、商工会議所等が連携して地域の人材課題に取り組む体制の整備を図ります。

主な取組

- ・ 地域関係機関の連携による「地域の人事部」の構築（再掲）

(3) 勤労者福祉の向上

① 勤労者福祉の充実、勤労者福祉施設の利用確保

勤労者がいきいきと働き豊かな生活を送ることができるよう、様々な研修会や講座等を開催します。また、勤労者福祉施設の適切な維持管理や長寿命化を図りながら、ニーズに応じた施設機能の見直しを行います。

さらに、勤労者がより働きやすい環境づくりとして、ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の普及・取得促進、また長時間労働の見直しなどの働き方改革に取り組む企業を支援します。

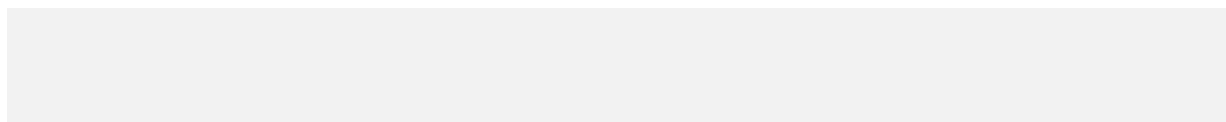
主な取組

- ・ ニーズに応じた勤労者福祉施設の管理運営・整備
- ・ 国・県と連携した働き方改革の支援

<目標指標>

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
就業率	%	R3	56.9	62.4	66.8
やりたい仕事を見つけやすいと感じる若者の割合	%	R5	17.0	25.0	34.0

<関連個別計画>



第2章

交流・にぎわい

<方向性>

- 歴史や伝統、芸術、スポーツなどを通して、地域への誇りや愛着を持つ取組を進め、市民の文化やスポーツ活動を振興することにより、心豊かな市民生活の充実を図ります。さらに、その豊かさをみんなが共有して都市の魅力を高め、情報発信することにより、多くの人が行き交い、交流する拠点都市づくりを進めます。
- 本市の豊かな自然の恵みや歴史的な魅力など、多様な地域の観光資源を活かした観光振興を図ります。さらに、戦略的なプロモーションにより地域の魅力を発信し、多様な交流を創出します。
- 人々が海を身近に感じることができ「日本を代表するウォーターフロントシティ」となるため、周囲の観光資源等と一体となった、さらなるにぎわい空間を創出します。また、訪日外国人等にも優しい快適で利便性の高いみなどとして、毎日、市民や観光客であふれ、人々が憩うみなどづくりを目指します。
- 姉妹・友好都市との交流を核とした国際交流を促進するとともに、国際化に対応できる人材の育成を図ります。
- 少子高齢化による人口減少が加速する中、関係人口の増加が重要であることから、本市との接点・関係性を築くための取組を進めます。

- 第1節 文化・スポーツの振興
- 第2節 観光・レクリエーションの振興
- 第3節 みなどのにぎわいの創出
- 第4節 連携・交流の推進

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
観光消費額（地域外からの外貨獲得）	億円	R5	578.2	928.2	
市民雇用者1人当たりの報酬	千円/人	直近7年間の の平均値	3,689	4,300	5,000
企業所得額	億円	直近7年間の の平均値	2,489	2,860	2,950
生涯学習や地域イベントへの参加、地域貢献活動など、交流やコミュニケーションの機会が充実し、社会参画・参加しやすいと感じる市民の割合	%	R6	14.2	20.0	34.0

第1節 文化・スポーツの振興

〈現状と課題〉

- 古くから幾度となく歴史の転換期の重要な舞台となってきた本市には、先人を偲び、誇りとする、様々な祭りや行事、文献などが大切に守り伝えられ、関門海峡をはじめとした美しい景観や長い年月に培われた風土の中で、多くの文化人が輩出されています。スポーツ面においても全国規模、世界規模で郷土出身選手が活躍しており、余暇時間の増加や生活様式の変化とあいまって、文化活動やスポーツ活動を通じた健康づくりや生きがいづくりへの関心が高まっています。
- 多様な文化活動やスポーツ活動が市民に広がりを見せている中、活動の場の提供や指導者等の育成とともに、本市の魅力や事業・施策を情報発信し、各種イベント等の開催を通じて、地域の活性化や市内外の交流人口の拡大につなげていくことが期待されています。市内における芸術文化やスポーツ施設の中には、建物や設備の老朽化が進んでいるものもあり、施設の安全性、利便性、効率的使用について検証し、市民がより一層主体的に文化活動やスポーツ活動に親しめるような環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- 先人の営みの中で生まれ、大切に守り伝えられてきた文化財は、明日を生きる私達の指針となるものです。本市は全国屈指の豊かな自然遺産と歴史遺産を有し、これらを活かしたまちづくりは、子ども達をはじめ、市民の郷土に対する愛着を育むとともに、都市の魅力を高め、文化財観光による交流人口の拡大にもつながります。しかし、過疎化、少子高齢化を背景とした地域構造や市民意識の変化は、伝統的な祭りや行事等の民俗文化財の催行が困難となるなど、文化財の保存と継承において、これまでにない、深刻な課題をもたらしつつあります。このため、本市が誇る多種多様な文化財の保護に一層努め、本質的な価値を守り、その意義を伝承していくとともに、文化財を活用した新たな施策を展開する必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 芸術文化活動の推進及び環境の整備・充実

① 芸術文化活動の推進

市民の主体的な芸術文化活動に対する支援や本市にゆかりのある先人の顕彰、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実を図るとともに、市民参加型のイベントの開催、市民が身近に芸術文化に触れることができる機会を創出します。また、子ども達の多様なニーズに応える芸術文化環境を構築するとともに、全国大会等の出場に係る支援を行うほか、学校や地域等での芸術文化体験等を通じた次世代の育成を推進します。

主な取組

- ・芸術文化活動の促進・支援
- ・本市にゆかりのある先人の顕彰・情報発信【顕彰館での所蔵品展や特別展の開催、その他イベント情報等の発信】
- ・優れた芸術文化の情報発信や鑑賞機会の充実
- ・中学校文化部活動の地域移行・連携の推進

② 芸術文化活動による国際交流

歴史・芸術文化を活かした地域の活性化を図るため、朝鮮通信使行列再現等の姉妹・友好都市と市民をつなぐ国際文化交流を推進します。

主な取組

- ・市民参加型国際文化交流イベント等の開催

③ 芸術文化活動の拠点施設等の整備・充実と情報の発信

芸術文化活動の拠点的役割を担う市民会館や博物館機能を兼ね備えた近代先人顕彰館のほか、社会教育施設である生涯学習プラザや菊川ふれあい会館等の施設について、長寿命化に向けた施設の整備更新等を実施し、機能の充実を図るとともに、市民ニーズも踏まえ適切な管理・情報発信により、施設の利用を促進します。

主な取組

- ・芸術文化活動の拠点施設等の適切な管理と情報発信

(2) スポーツ活動の促進及び環境の整備・充実

① 誰もが参画できるスポーツの推進

市民一人ひとりのライフステージに応じて、市民の誰もが参加できる教室やイベント等を開催し、あらゆる世代における参加機会を創出します。また、誰もが支え合い、認め合える共生社会の実現に向けて、障害の有無や年齢等にかかわらず、誰もがどこでも気軽にスポーツを楽しむ環境づくりを推進します。

主な取組

- ・ライフステージに応じたスポーツの推進
- ・スポーツを通じた共生社会づくりの推進
- ・中学校運動部活動の地域移行・連携の推進

② 多様化するニーズに応えるスポーツ環境の構築

競技力の向上やレクリエーション志向、またマルチにスポーツ種目が体験できるなど、子ども達の多様なニーズに応えるスポーツ環境を構築するとともに、大会の開催や全国大会等の出場に係る支援を行うほか、教室等を通じてジュニア世代がトップレベルの選手に触れる機会を創出します。

主な取組

- ・ ニーズに応じた新たなスポーツ環境の構築
- ・ 競技力向上に向けた支援

③ 下関市総合体育館による交流促進

スポーツを通じて交流を生み出す体育館として新設した下関市総合体育館については、子ども達のトップアスリートへの夢を育み、「みるスポーツ」の魅力向上を図るためにトップレベルの大会等を積極的に招致します。また、スポーツのみならず多彩なエンターテインメントを展開する交流拠点施設として、交流人口の拡大を目指します。

主な取組

- ・ トップスポーツ大会の招致
- ・ エンターテインメントイベントの充実

④ 魅力と安心を備えるスポーツ施設等の充実と情報の発信

スポーツ活動の拠点施設である下関市総合体育館のほか、既存施設の適切な管理・情報発信により、施設の利用を促進します。また、スポーツ施設を補完するため、学校体育施設や民間スポーツ施設を有効活用するほか、LED照明等、環境に配慮した設備の導入を進めます。

主な取組

- ・ 魅力ある施設・設備の充実と情報の発信
- ・ 安全・安心を確保したスポーツ環境の整備

⑤ にぎわいと交流を生み出すスポーツの魅力向上とまちづくりの推進

トップスポーツの招致や下関海響マラソンのさらなる魅力向上によりにぎわいを創出するとともに、スポーツ合宿の積極的な誘致により交流の促進を図ります。また、アウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムのほか、まちなかにおけるスポーツ機会の創出やスポーツを通じた地域コミュニティづくりを推進します。

主な取組

- ・ スポーツイベントの魅力向上と交流の拡大
- ・ スポーツを通じたまちづくりの推進

(3) 文化財の保護活動の推進

① 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり

指定時と大きく環境が変化した指定文化財の管理状況を適切に把握し、所有者に対する支援を行うとともに、指定文化財の確実な保存に努めます。また、未指定文化財を調査し、その所在や状況を把握するとともに、指定、種別等にかかわらず、地域の視点から豊富に存在する文化財を幅広く捉え直し、市民と一体となって、適切な文化財の保護と活用を計画的に推進します。また、北九州市と連携し、認定された日本遺産の魅力をより高める取組を継続的に行い、まちづくりや観光と連動した活用を図るとともに、官民が一体となって、関門地域の魅力を国内外に積極的に発信し、誘客に寄与する各種の活動を展開します。

主な取組

- ・ 多様な地域文化財の状況把握
- ・ 計画的な文化財保護・活用の推進
- ・ 日本遺産を含めたまちづくりにおける文化財の活用

② 文化財の整備・活用の推進

市民との共有の文化遺産である本市固有の貴重な文化財を守り、後世に伝えるため、天然記念物川棚のクスの森などの自然遺産の保護や、有形文化財の公有化等に取り組むとともに、長州藩下関前田台場跡、綾羅木郷遺跡、梶栗浜遺跡、仁馬山古墳などの未整備史跡の整備・公開・活用を推進します。

主な取組

- ・ 未整備史跡等の整備・公開・活用
- ・ 自然遺産の保護・活用促進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
観光客数/宿泊客数	千人	R5	5,718/789	10,000/1,000	
市民1人当たりのスポーツ施設年間利用回数	回	R5	4.6	7.9	8.5

〈関連個別計画〉

- 下関市スポーツ推進計画 令和6(2024)～令和10(2028)年度
- 下関市教育振興基本計画(下関市教育大綱) 令和7(2025)～令和11(2029)年度
- 下関市観光交流ビジョン 令和7(2025)～令和11(2029)年度

第2節 観光・レクリエーションの振興

〈現状と課題〉

- 本市は、関門海峡をはじめとする海、山、温泉などの自然や、ふくに代表される美味しい食材、先人が織りなしてきた歴史・文化等、多種多様で豊富な観光資源を有する県下有数の観光都市です。観光は、幅広い産業に波及する総合産業として地域の経済に大きな影響を与え、結果として定住人口の拡大にまで効果が及ぶ可能性がある主要な産業です。全国的に定住人口の拡大が容易に望めない中、本市においても観光客増加による交流人口の拡大や、観光地としての魅力向上を図ることは大変重要です。
- このため、国内外からの観光客や宿泊客をさらに増加させるため、本市の中長期的な新たな「下関市観光交流ビジョン」を策定し、多様化する観光客のニーズに的確に対応し、本市への誘客をさらに推し進めることや、観光客の消費行動の「モノ」消費から「コト」消費、そして「トキ」消費など時代による変化に対応することが重要です。観光客の形態やニーズの変化に柔軟に対応しながら、多彩な切り口からの観光プラン提案や観光資源の磨き上げによる本市観光の魅力向上をはじめ、観光資源のネットワーク化、心のこもったおもてなし、観光情報の充実等、官民一体となって着実に取り組んでいく必要があります。
- 地域や関係事業者と連携を図り、DXの推進により、観光客に対する利便性の向上による消費機会の拡大、観光地経営の高度化、情報管理の高度化による観光産業の生産性向上、それらを支える観光デジタル人材の育成・活用の観点を踏まえ取り組んでいく必要があります。
- また、健全なレジャー施設として長年親しまれているボートレース下関については、ボートレースファンのみならず、広く市民にも親しみを持って利用していただけるよう施設やサービスの充実を図っていく必要があります。

〈取組の方向〉

(1) にぎわい観光都市づくり

① 潜在する観光資源の活用

三大祭りをはじめとする地域の祭り・イベントのほか、自然豊かなフィールドを満喫できるアクティビティや、歴史や伝統に触れ、食を楽しむなど、地域に潜在する観光資源を活かした、体験・体感できる観光コンテンツを創出し、本市ならではのツーリズムを推進することにより、誘客拡大、滞在時間延長を図り、地域経済の活性化と地域社会の発展を促進します。

主な取組

- ・観光向けイベント・まつりの充実
- ・観光コンテンツの創出

② 戦略的プロモーションの実施

観光客のニーズが多様化する中、本市の観光スポットや自然、歴史、伝統、食などの魅力を認知させ、さらに興味関心を高める取組として、WebサイトやSNSなど、多様なデジタルツールを活用し、観光客の行動時期（旅マエ、旅ナカ、旅アト）に合った戦略的プロモーションを実施することにより、新たな観光客の獲得につなげます。

主な取組

- ・旅マエ、旅ナカ、旅アトにおけるデジタルツールを活用したプロモーション

③ MICE等の誘致

MICE（ミス）は地域経済や観光振興において極めて重要な施策の一つであることから、官民協働で誘致を積極的に推進し、交流人口の拡大による地域産業の振興、ブランド価値の向上を図ります。

また、下関フィルム・コミッションによる地域の自然景観や歴史、文化等の資源を活用した映像作品の撮影支援を行い、地域の魅力発信による観光客の誘致や地域経済の活性化を図ります。

主な取組

- ・MICE誘致の充実・強化
- ・映像作品の撮影支援

(2) 観光資源の充実

① 火の山地区観光施設の再編整備

中心市街地に近く、関門海峡を一望でき、緑豊かな大規模公園として高いポテンシャルを有している火の山地区の眺望や自然を活かした体験型観光など、本市になかった新たな魅力づくりに取り組めます。新たな火の山地区の観光施設は、山頂部の展望デッキやイベント広場、アスレチック、キャンプ場など、これまで以上に海峡の魅力をゆっくり味わえる場所として、また、未来を担うこどもとその親世代の遊び・学びの場所として整備を進めます。さらに、関門エリアとの一体的な交流を図るための移動施設の整備やライトアップなど、「火の山を光の山に。老若男女の市民・旅人から愛される場所に」を目指し、再編整備を推進します。

主な取組

- ・火の山地区観光施設の再編整備

② その他主要な観光施設の整備

主要な観光資源である海響館においては、安定した来館者数を確保するために新たな魅力づくりや定期的な展示更新を行うとともに、長府庭園、毛利邸等の観光施設も含めて、来場者の安全性向上を目的とした施設改修等を行い、継続的な魅力づくりを図ります。

また、菊川地域の「道の駅きくがわ」のリニューアルをはじめ、豊田地域の「道の駅蛍街道西ノ市」、豊浦地域の「川棚温泉交流センター」、豊北地域の「道の駅北浦街道豊北」等の観光施設の改修等を行い、地域資源を活かした観光振興・地域振興の拡充を図ります。

主な取組

- ・海響館の改修、展示リニューアル
- ・その他既存観光施設の改修、機能向上

③ 二次交通の充実

自動車ではない一次交通で訪れた観光客が地域を周遊できるように、二次交通を充実させていくことは重要です。一方で、観光客のニーズを把握し、需要及び実情に応じた対策を講ずることが求められます。レンタカーの利用促進をはじめ、宿泊施設による送迎バスの共同運行や観光客が利用できる循環バスのほか、ライドシェアをはじめとした新たな交通手段などの検討を官民連携により進めます。また、観光列車や観光地を回遊できる路線バスなど、移動自体を観光の魅力として付加する取組を進めます。

主な取組

- ・官民連携によるあらゆる交通手段を活用した新たな移動手段の構築

(3) 外国人観光客の誘致

① ニーズに即したコンテンツの造成

訪日外国人消費動向調査では、「日本食を食べること」、「歴史・伝統文化体験」、「温泉入浴」、「自然・景勝地観光」などの体験を訪問先の観光地に求めている傾向が強いことから、本市が潜在的に持つ自然、歴史、文化、食などの観光資源に体験等を加えた付加価値の高い新たな観光コンテンツを造成します。

主な取組

- ・外国人観光客に向けた体験型観光コンテンツ等の造成

② 多面的なプロモーションの展開

外国人観光客の多くが利用する観光メディア、Webサイト、SNSを活用し、国や旅行スタイルに応じたニーズや行動特性に対応する多面的なプロモーションを展開し、旅マエや旅ナカを中心とした情報の発信により、新たな外国人観光客の獲得を目指します。また、国内外での商談会や観光展へ積極的に参加し、最新の観光情報を提供することにより、本市への旅行商品の造成を促進します。

主な取組

- ・旅マエ、旅ナカ、旅アトにおけるデジタルツールを活用したプロモーション(再掲)
- ・商談会・観光展への参加

③ 受入環境の整備

外国人観光客を本市へ呼び込み円滑に市内を観光できるような案内やWebサイト、交通機関、

店舗などの環境について、官民が連携して多言語化等を推進します。また、おもてなしインバウンドサービスの一環として、語学ボランティア等の人材育成に努めます。

主な取組

- ・官民連携による多言語化等の推進

④ 広域での魅力発信・プロモーション

世界的にインバウンドが急速に回復する状況下において、西日本・九州が一体となり、それぞれの地域の魅力の発信・プロモーションの取組により、誘客を図ることを目的に設立された「西のゴールデンルート」の枠組を活用して、本市特有の観光資源の魅力を積極的に発信することで、外国人観光客から立ち寄りたい観光地として選ばれることを目指します。

主な取組

- ・「西のゴールデンルート」による魅力発信・プロモーションの強化

(4) ボートレース事業の振興

① 売上の確保

ナイターレースを継続して開催するとともにミッドナイトボートレースも開催し、電話（インターネット）投票の売上促進を図るなど広域発売の拡充に努め、売上の確保を目指します。

主な取組

- ・広域発売の拡充

② 積極的な経営

多様化する価値観に的確に対応し、様々なお客様により楽しんでもらえるようサービスを充実させ、ボートレース下関のファン拡大を図るなど、積極的な経営戦略を展開します。

一方で、施設規模の適正化（コンパクト化）に留意しつつ施設全体の改修を進めるなど、経営の効率化にも努めます。

主な取組

- ・ファンサービスの充実
- ・施設の大規模改修

③ 地域への貢献

ボートレースパーク化を進め、ボートレースファンだけでなくそれ以外の方々や観光客から、「日本一『行ってみたい!』ボートレース場」と認知されることを目指すことで、地域の活性化のみならず、新規ファンの獲得へもつなげます。

また、地域に開かれた施設として広く住民に利活用してもらうことで、地域との共生を図ります。

主な取組

- ・リニューアル事業の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
観光客数/宿泊客数	千人	R5	5,718/789	10,000/1,000	

〈関連個別計画〉

○下関市観光交流ビジョン 令和7(2025)~令和11(2029)年度

第3節 みなとのにぎわいの創出

〈現状と課題〉

- 本市の中心市街地に隣接する岬之町地区から唐戸地区の関門海峡に臨むウォーターフロントは、絶好の景観や、歴史、文化、食などの観光資源を複合的に備えることから、それらの資源や魅力の体験価値を活用して付加価値を高め、日中から夜間まで年中を通して、市民や国内外からの観光客に親しまれる場として、地域の振興と発展を支えるみなとづくりが期待されています。
- 関門海峡を間近に臨み、水際線に多様な船の往来等の景観を楽しむことができる下関駅周辺からウォーターフロント地区において、遊歩道や歩道が途切れている区間が存在しているため、みなとまちとしての魅力が十分に活かせていないことから、一体的なにぎわいの創出を図るために回遊性の向上が必要です。
- また、下関港は「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されており、さらにクルーズ客船の寄港増加に向け、真に魅力的な寄港地としての機能向上を図るため、官民連携によるハード・ソフト両面の整備に向けた体制強化が求められています。
- 一方、外国人が利用者の多くを占める国際フェリーターミナルにおいては、施設の老朽化対策や受入環境の向上などにより、快適な施設環境を提供し、近年増加する訪日外国人の受入体制の充実が求められています。

〈取組の方向〉

(1) 人々が憩うみなとづくり

① あるかぼーと・唐戸エリアマスタープランの推進

海峡エリアの価値を最大限に高め、観光業を基幹産業として育て上げることを通じて、新たな投資の呼び込みや雇用の創出等を実現し、市民にとって「誇りに思えるまち」、観光客にとって「一度は行ってみたい／住んでみたい憧れのまち」というイメージを確立することで、市内からの人口流出に歯止めをかけるとともに、市外からの移住・定住を促していくことを目指します。

主な取組

- ・ 公共空間の利活用の推進

② まちづくりと一体となったウォーターフロント開発

岬之町地区から唐戸地区においては、日本を代表するウォーターフロントを目指して、下関の歴史、文化、食の魅力を活かし、日中から夜間まで年中を通して、市民をはじめ来訪者が集うような開発に取り組めます。

また、周囲の観光資源等や既存施設を利活用し、みなとのにぎわいを創出します。

主な取組

- ・ウォーターフロント開発の推進
- ・「みなと」を核としたまちづくりを進める「みなとオアシス下関」の活用
- ・「釣り文化振興促進モデル港」の取組を通じたにぎわいの創出

③ 交流拠点間の人流動線の確立

下関駅や国際フェリーターミナルから唐戸地区への水際線において、遊歩道整備やモビリティ等の活用による各交流拠点間の連続した人流動線の確立を通じ、回遊性を向上させ、下関駅からウォーターフロントエリア一体のにぎわいの創出を図ります。

主な取組

- ・回遊性向上方策の実施

④ クルーズ客船受入体制の充実

クルーズ客船の寄港数増加及び船型大型化に対応するべく、クルーズ客船寄港時に、乗船客の入出国手続きを快適かつスムーズに行うことができるよう、ハード・ソフト両面より受入体制の充実を図ります。

また、県内及び市内での回遊を促進するため、関係機関との連携を強化します。

主な取組

- ・クルーズ客船の誘致
- ・国際クルーズ拠点の形成促進

⑤ 訪日外国人への利便性向上

国際フェリーターミナルの利便性向上を目的とした施設の運営形態の見直しによる港湾機能の拡大・強化を検討し、訪日外国人受入体制の充実を図ります。

また、鉄道駅との近接性を活かした人流動線を確保し、観光バス、送迎車両等の駐車場の確保を検討します。

主な取組

- ・国際フェリーターミナルの機能向上

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
下関港外国人入国者数	人	R5	45,580	70,000	100,000
観光客数/宿泊客数	千人	R5	5,718/789	10,000/1,000	

〈関連個別計画〉

- 下関海峡エリアビジョン 令和4(2022)年度～
- あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン 令和4(2022)～令和14(2032)年度頃
- 下関港長期構想 平成30(2018)年度～
- 下関港港湾計画 平成30(2018)年度～
- 下関港国際旅客船拠点形成計画 令和3(2021)年度～
- 下関市観光交流ビジョン 令和7(2025)～令和11(2029)年度

第4節 連携・交流の推進

〈現状と課題〉

- 本市には、自然がもたらす豊かな恵み、先人が培ってきた歴史や文化など特徴的な資源が数多く存在します。これらまちの誇り、貴重な財産を活かし、各関係団体等と協力、連携を深め、活力ある地域づくりに磨きをかけて取り組むことが重要です。このため、引き続き市民の誰もが安心して暮らすことができるまちを末永く持続していくため、文化・スポーツや地域産業の振興、人材育成といった幅広い分野で連携し、まちづくりを進めていくことが重要です。
- 県内では、長州路観光連絡会において長門市・美祢市・萩市と、それぞれ広域での観光振興に取り組んでいるほか、長門市とは「くじら」という共通の地域資源を介して、食文化を中心とした様々な分野での連携を図っています。
- 県外では、隣接する北九州市とは関門海峡観光推進協議会を組織し、広域観光連携を推進しているほか、関門地域行政連絡会議を組織し、行政間の情報交換や連携事業を展開しています。また、日本遺産に認定された「関門“ノスタルジック”海峡」の歴史的資源を活用し観光客誘致に取り組むなど、本市の地理的特性、歴史や文化特性において、縁の深い国内他地域との交流にも積極的に取り組んでいます。
- 現在、本市はスマートシティを推進しており、先進他都市における取組の情報収集や都市間連携など、適宜適切に対応する必要があります。
- 様々な技術の進展によりグローバル化が進み、本市と諸外国とのつながりはますます深まっています。そのため、長きにわたり友情を培ってきた姉妹・友好都市をはじめ、交換派遣職員や国際交流研修員等により培われた相互ネットワークを活用しながら、様々な分野で国際交流を促進していく必要があります。
- そうした中、我が国や本市の歴史や文化を正しく理解した上で、国際的視野に立ち、諸外国の歴史や文化、言語を理解することができる、国際的なコミュニケーション能力等を持った人材の継続的な育成が必要とされています。
- 少子高齢化による人口減少が加速する中、定住人口の減少を抑制しつつ、多様な移住者を国内外から呼び込むほか、定住人口でも観光客等の交流人口でもない、地域と多様に関わる関係人口を重要視し、本市との接点・関係性を築く人口戦略が必要です。
- 人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進行により、様々な分野で都市間競争が厳しさを増す中で、本市が他都市と区別され「選ばれる都市」となるため、「都市のブランド化」の実現に向け、活気ある若者をはじめとした、市民が自ら住むまちへの「愛着や誇り」を高める取組を行います。そのためにも、本市の多種多様な資源一つひとつを包含する都市のイメージの向上とその周知のため、各分野が連携し、「オール下関」として一体感のある戦略的な情報発信をより一層行っていく必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 連携の推進

① 広域観光連携の推進

関門海峡観光推進協議会や長州路観光連絡会等の活動を支援するなど、近隣都市と連携して観光振興施策を行い、相互補完による観光資源の魅力アップや滞在時間の延長、回遊性の向上による観光客の増加を図ります。

主な取組

- ・ 県内各市や北九州市と連携した広域観光振興

② 行政間の連携

長門市等、県内の近隣自治体と連携し、地域振興及び行政サービスの向上に努めます。また、北九州市と設置している関門地域行政連絡会議等を通じて、市民交流・経済活動・教育文化活動・交通環境の連携等、関門地域の活性化に資する事業の検討、情報交換等を推進します。さらに、スマートシティ推進における先進他都市と都市間連携を行い、情報交換をはじめ、各種市民サービスの共有・連携を図ります。

主な取組

- ・ 県内各市や北九州市、スマートシティ先進他都市との行政間連携

(2) 交流の促進

① 市内交流の促進

農山漁村の持つ優れた特性を活用し、海業(うみぎょう)等の振興により、都市部と周辺地域との交流を促進し、地域の活性化を目指します。

主な取組

- ・ 都市・農山漁村交流の促進
- ・ 漁業をもととする海業等の振興

② 他地域との交流の促進

広く国内他都市とのスポーツ・文化交流、児童・生徒の交流や歴史・文化・自然資源において縁のある都市との交流等を推進し、地域活性化を図ります。

主な取組

- ・ 地域特性に応じた交流の促進

(3) 国際交流の促進

① 姉妹・友好都市等との国際交流

姉妹・友好都市締結に基づき、釜山広域市、山東省青島市との職員相互派遣を行うとともに、従来からの人的交流を中心とした市民交流に加え、経済、文化、観光等、様々な分野での相互都市間の活性化につながる国際交流の促進に取り組みます。

また、国際交流ボランティア制度を活用して、諸外国との相互理解や市民レベルの国際交流を促進します。

主な取組

- ・ 姉妹・友好都市との交流促進

② 国際化に対応した人材育成等

国際交流、諸外国との相互理解を促進し、国際感覚を醸成するため、青少年等海外派遣の拡充を図るとともに、国際化に対応した人材育成等を目的に国際親善交流を実施している市民団体等への支援に努め、市民レベルでの人材育成を促進します。

主な取組

- ・ 青少年等の海外派遣
- ・ 国際交流支援の充実

(4) 移住促進と関係人口創出

① 多様な移住者へのアプローチ

若い世代や大都市圏からの移住希望者が、地域の生活や暮らしを体験できるしくみや空間を公民で共創し、まちに関わりやすい環境を築くことで、UJIターンを促進するとともに、リモートワーカーなど、場所に捉われない働き方をする人を積極的に呼び込む施策を展開します。併せて、これらの多様な生き方が可能となる下関の都市イメージを、デジタル技術を活用しながら効果的に発信することで、本市へのさらなる移住定住を促進します。

主な取組

- ・ まちに関わりを生む移住環境の創出とデジタル戦略による魅力発信

② 関係人口の創出

本市にゆかりのある人やふるさと納税の寄附者など、本市に興味関心や何らかの関係を有する方に向けて、ニーズに沿った多様な交流の機会を提供し、「関係人口」の創出を図ります。

主な取組

- ・ 認知度・魅力度・情報接触度の向上による、本市との関係性を構築

(5) シティプロモーションの推進

① 情報発信力の強化・戦略的な情報発信

行政だけでなく市民・事業者・市民団体等が一体となって情報発信力を強化し、「オール下関体制」により、本市の優れた資源など様々な魅力を一体感を持って発信し、都市全体の価値や魅力の向上を図り「都市ブランド」を構築し、持続可能なものとして定着化させ、これらを通じて市民の下関への「愛着・自信・誇り」が高まるよう取り組みます。

併せて、Webサイト・SNSなど様々な媒体を活用するほか、ターゲットを明確にするなど、効果的な情報発信を展開することにより、本市の都市ブランドイメージの浸透を図りながら、認知度や魅力度を高め、交流人口の拡大や定住促進等に貢献できるよう取り組みます。

主な取組

- ・都市ブランドの構築及び認知度、魅力度の向上

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
挑戦でき活躍しやすい環境が整っていると感じる若者の割合	%	R5	11.5	20.0	34.0
観光客数/宿泊客数	千人	R5	5,718/789	10,000/1,000	

〈関連個別計画〉

- 下関市多文化共生・国際交流推進計画 令和3(2021)～令和12(2030)年度
- 下関市観光交流ビジョン 令和7(2025)～令和11(2029)年度

第3章

こども・子育て・教育

＜方向性＞

- 「こども基本法」の基本理念に基づき、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの意見が尊重され、こどもにとって最善の利益が図られるなど、こどもに関する政策を総合的に推進します。
- 社会がますます多様化・複雑化し、こどもを取り巻く環境も大きく変化する中で、こども達を健やかに育むためには、当事者だけで子育てを完結するのではなく、子育てが孤独にならないよう他者の力を借りて、子育てに関する助言や支援、協力を得ながら行うことも大切です。すべてのこどもが健やかに成長できるよう地域や社会が家庭に寄り添い、つながり、ともにこどもを育成できる環境を構築し、妊娠・出産期からの切れ目のない総合的なこども・子育て支援に取り組みます。
- 将来の予測が困難な時代において、自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成することが求められています。
- こども達一人ひとりに「生き抜く力」を養うために、質の高い教育環境を整えるとともに、家庭や地域と連携し、こども達を育てることができる「地域とともにある学校」を目指した取組を進めます。
- 人生100年時代を見据え、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備します。

第1節 こども・子育て支援の充実

第2節 教育の振興

第3節 地域の教育力の向上

第4節 生涯を通じた学ぶ機会の提供

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
下関市は子育てがしやすいまちだ と思う保護者の割合	%	R5	58.0	70.0	80.0
将来の夢や目標を持っているこ どもの割合 ①小学6年②中学3年	%	R5	①83.7 ②65.9	①88.0 ②75.0	①92.0 ②84.0
生涯学習や地域イベントへの参加、地 域貢献活動など、交流やコミュニケー ションの機会が充実し、社会参画・参 加しやすいと感じる市民の割合	%	R6	14.2	20.0	34.0

第1節 こども・子育て支援の充実

〈現状と課題〉

- こどもは社会の希望であり、未来を創る力、一人ひとりが大切な存在です。家庭、学校、地域、職場など本市の総力を挙げてこども・子育て支援の一層の強化を推し進め、人口減少を加速化させている少子化のトレンドを反転させなければなりません。
- 国においては令和5(2023)年12月、こども基本法に基づく「こども大綱」「こども未来戦略」を定め、「こどもまんなか社会」の実現を目指して幅広いこども施策を総合的に推進することを決定しました。
- 社会全体の状況としては、共働き家庭やひとり親家庭の増加、核家族化、急速な少子化の進展等により家庭や家族の形態は多様化し、地域のつながりが希薄化するなど社会環境の変化にともなって、子育てに関する不安や負担を感じる保護者が増え、こどもを育てる力や、地域の教育力の低下、さらには子育て家庭の相対的貧困、ヤングケアラーなど、様々な困難を有するこどもとその家庭への対策が課題となっています。
- 地域が有する資源を最大限に活用しながら、こども・子育て家庭を地域全体で支えるための取組を促進していくことが重要です。
- 家庭環境やこどもの発達の違い等にかかわらず、こども達それぞれに適した幼児教育・保育を保障しつつ、量・質両面からの強化を図るとともに、すべての子育て家庭を等しく支援していくことが求められています。
- ひとり親家庭にとって就労による生計の維持・向上と子育ての両立は難しいこともあり、経済的困窮はこどもの健全な成長と発達を阻害する要因の一つとなっています。経済的支援及び就労支援等により経済的基盤を確立し、自立を促進するため、ひとり親家庭への支援の充実を図る必要があります。
- 虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難な問題を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、支援を要する家庭に対する包括的な相談支援体制を強化する必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 幼児教育・保育の総合的な提供

① 幼児教育・保育の質の向上

保育士等を対象とした研修の受講や施設における研修・研究を推進し、専門性の向上を図るとともに、保育士・保育所支援センターでの相談指導を行うことで、保育の質を向上させる取組を支援します。

主な取組

- ・保育士等の研修
- ・保育士・保育所支援センターでの相談支援

② 幼児教育・保育を担う保育士や施設の確保

新卒保育士の採用や潜在保育士の掘り起こしによる新規開拓及び現役保育士の処遇改善、働き方改革や業務効率化による離職防止に取り組みます。

また、幼児教育・保育に即した就学前施設の整備についても推進します。

主な取組

- ・ 保育士や潜在保育士の確保及び離職防止
- ・ 保育士の処遇改善
- ・ 就学前施設の整備

③ 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応

一時預かりや病児保育の充実、こども誰でも通園制度の確実な実行及び障害のあるこどもや医療的ケア児に対応した支援を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応していきます。

主な取組

- ・ インクルーシブ保育の充実

(2) 家庭へのこども・子育て支援

① 包括的相談支援体制の充実・強化

すべての妊産婦、こども、子育て家庭が、必要な支援やサービスを受けることができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、包括的な相談支援体制の強化により、子育てに困難な問題を抱える家庭に対し、切れ目なく漏れなく対応します。

主な取組

- ・ こども家庭センターの運営

② 家庭への支援の充実

乳幼児医療費など各種助成制度、相談・援助や一時預かり、放課後児童クラブの運営など各種保育サービスの維持・充実を図り、家庭での子育てを支援します。

主な取組

- ・ 医療費の助成
- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 一時預かり事業の充実

③ 地域での支援の推進

地域子育て支援センター、児童館、次世代育成支援拠点施設の活用や地域の子育て支援機能の充実を図り、親がこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

市内には、志を持って子育て支援に取り組む団体、個人が多く存在します。地域や子育て支援の関係者とも協力し、子育て家庭の相対的貧困など、家庭等に様々な困難を有するこどもの育ちを支援します。

主な取組

- ・子育て支援拠点施設の充実
- ・こどもの居場所づくり
- ・子育て支援団体等との連携・支援の充実

④ ひとり親家庭への支援

経済的支援や就労支援、養育費に関する相談支援や取り決めの促進、母子・父子自立支援員による相談活動を通じ、生活の安定と自立に向けた取組を行います。

主な取組

- ・生活と自立の支援

⑤ こども虐待への対応

こども家庭センターを中心に、地域や児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの関係機関が連携を強化し、官民一体となって地域全体で子育て家庭を支援するための体制づくりに取り組みます。

主な取組

- ・関係機関の連携によるこども虐待の未然防止及び早期発見
- ・妊産婦、こども及び子育て家庭への支援の充実
- ・関係機関や民間団体等との連携による支援体制の充実・強化

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
理想だと思うこどもの人数として「3人以上」と回答した保護者の割合	%	R5	57.5	70.0	80.0

〈関連個別計画〉

○“For Kids”プラン 令和7(2025)～令和11(2029)年度

第2節 教育の振興

〈現状と課題〉

- 教育を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、経済格差の拡大、グローバル化・高度情報化の進展等により、急激に変化しており、子ども達が、持続可能な社会の創り手として、未来に向けて歩んでいくことができるよう、その基盤となる「生き抜く力」を養うことが必要です。
- 学校教育には、子ども達が自ら課題を発見・解決しながら学ぶ中で、「学びに向かう力」を育むことが求められています。そのためには、子ども達一人ひとりに合った「個別最適な学び」と、多くの人と学び合う「協働的な学び」を効果的に組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが必要です。
- 児童生徒への1人1台のタブレットの導入等のICT環境の整備により、新たな学び方が可能になるなど、学校教育の基盤的なツールとしてICTの活用が必要不可欠となってきました。今後も、一人ひとりの学びを保障するとともに多様な学びの実現に向けて、引き続きICT環境の整備・充実が必要です。
- いじめや不登校等の問題が多様化・複雑化する中で、子ども達一人ひとりの可能性を引き出すことができるよう、多様な学びができる新しい学校の設置等の新たな環境づくりが求められています。また、多様な教育ニーズに対応する中で、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが価値ある存在として尊重される共生社会の実現に向けた教育の推進が必要です。
- 体力については、子ども達が自分の体を理解するとともに、主体的に運動等を行うことが重要です。そのためにも、学校や身近な地域においてスポーツに親しむことができる環境を整えていくことが必要です。また、基本的な生活習慣等を身に付け心身ともに健康で幸福な生活を営むことができるよう、家庭と学校が連携した健康教育を進めることが求められています。
- 教職員が子ども達としっかりと向き合い、関わり合うことができるよう、すべての教職員が心身ともに健康でやりがいを持って職務を遂行できるような環境づくりが求められています。
- 若手教員が増加する中、経験豊かなベテラン教員の知識や技能等を継承する体制を維持するとともに、不登校やいじめ等の課題に対応するための教員の資質能力の向上が急務となっています。このような状況に対応するため、学校と教育委員会が大学等と連携してキャリア・ステージに応じた体系的かつ効果的な研修の充実を図る必要があります。
- 地震や豪雨をはじめ激甚化する自然災害の発生が懸念される中、子ども達の安全・安心を確保するために、学校・家庭・地域が連携・協働した組織的な学校安全（安全教育・安全管理）の取組を計画的に推進する必要があります。
- 子ども達が、安全な環境の中で安心して学び、様々な体験活動を通じて成長し、社会で活躍できるよう、すべての学校において質の高い教育環境を確保することが求められています。老朽化が著しい学校施設については、長寿命化や大規模改修の継続的な実施、ならびに給食施設の集約化や給食業務の民間委託化を図る必要があります。また、快適な学びの環境を確保するため、トイレの洋式化、バリアフリー化、空調設備設置の継続的な実施が必要です。
- 予測が困難な時代において、各高等教育機関に対しては、各学部の専攻分野についての専門性を有するだけでなく、思考力や判断力等の上に、幅広い教養を身に付け、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材の育成が求められています。

○こうした中、下関市立大学においても教育・研究の質をさらに高め、地域をはじめとする社会の要請に応えることのできる魅力ある大学となる必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 確かな学力の育成

① 自立した学習者の育成

児童生徒一人ひとりの特性や学習進度等に応じた指導方法の工夫や教材の提供、探究的な学習等を行うことを通して、興味・関心を持って学びに向かうとともに、自分に合った学び方を身に付けることができるなど、自立した学習者の育成を図ります。

主な取組

- ・ ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

② 指導方法の改善

学力定着状況調査等を定期的に行い、結果の分析を行うことで、児童生徒の学力の確実な定着と向上に向けた取組の一層の充実を図り、指導方法の工夫改善に努めます。

主な取組

- ・ 学力定着状況調査等の実施

③ 時代の進展に対応した教育の推進

社会全体のDX化が進む中、ICTの活用を日常化することで、情報活用能力のさらなる育成を図ります。

また、グローバル社会で活躍する人材の育成に向けて、コミュニケーション能力の育成と国際交流の促進につながる外国語教育の充実を図るため、ICT等を効果的に活用します。

主な取組

- ・ ICT等の効果的活用

(2) 豊かな心の育成

① 豊かな心を育む道徳教育の推進

いじめの根絶や、自他の生命を尊重する心や思いやりの心等を育むため、「命の尊厳」について全教職員と子ども達がともに考える「下関市いのちの日」の取組を進めます。

道徳科を中心に、子ども達の自己肯定感・自己有用感を高め、豊かな心を育む授業の充実を図ります。

主な取組

- ・「下関市いのちの日」の取組
- ・道徳科の授業の充実

② ふるさと学習の推進

下関市の豊かな自然や歴史、伝統、文化についての認識を深め、「ふるさと下関」に対する誇りと愛情を育む教育の充実を図ります。

また、地域における自然体験、社会体験等を通じて、子ども達に社会の一員としての自覚を持たせるとともに、地域課題について取り組む学習等により、地域の担い手となる意識の醸成を図ります。

主な取組

- ・地域素材を活用した授業の計画的な実施

③ 読書活動の推進

学校司書の配置など学校図書館を充実させ、こどもの読書機会を確保します。学校図書館図書標準の達成や公立図書館のデジタル書籍の活用など、読書環境の整備に努めます。

主な取組

- ・学校図書館教育の充実

④ 不登校対策の充実

教育支援教室での支援の充実とともに、校内教育支援教室の学習環境の整備を進め、「学びの場（居場所）」の拡充を図ります。併せてフリースクール等との連携も進め、不登校児童生徒の社会的自立につながるよう支援に取り組みます。また、保護者相談の機会を拡充するなど、きめ細かな支援にも取り組みます。

主な取組

- ・つなぐ・つながる「学びば！」整備事業の推進
- ・学びの多様化学校の整備

(3) 健やかな体の育成

① 体力の向上

生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができるよう、体力や技能、性別や障害の有無等にかかわらず、誰もが意欲的に取り組める体育科学習や学校、家庭、地域が連携した運動習慣づくりの取組等を通じて、日常的に運動に親しむこどもや運動好きなこどもの育成を図ります。

中学校部活動の改革を推進し、こども達がスポーツに継続して親しむことができる機会の確保に努めます。

主な取組

- ・ 中学校運動部活動の地域移行・連携の推進
- ・ 家庭と連携した運動の習慣化に向けた取組の推進

② 健康教育の推進

生活環境や社会環境等の変化にともなう子ども達の健康課題を踏まえつつ、生涯にわたって自他ともに健康な生活に必要な資質・能力が育まれるよう、学校、家庭、地域の連携による組織的・計画的な学校保健を推進します。

主な取組

- ・ 組織的・計画的な学校保健の推進

③ 食育の推進

食に関する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各教科や総合的な学習の時間、学校給食等を活用するとともに、栄養教諭を中核として学校・家庭・地域の連携を図った食育を推進していきます。

また、学校給食では、地場産食材の積極的な利用に努めます。

主な取組

- ・ 地場産食材の利用と積極的な食に関する授業や指導

(4) こども達の状況に応じたきめ細かな教育の推進

① 特別支援教育の推進

障害のある児童生徒が、きめ細かな指導や切れ目のない支援を受けることができるよう、関係機関相互の連携を深めます。また、共生社会の実現に向けて児童生徒一人ひとりが自分の良さや可能性を最大限に発揮し、地域社会の一員として心豊かに成長できるよう、個々の教育的ニーズの変化に対応した適切な学びの場の提供と充実を目指します。

主な取組

- ・ 就学に関する相談支援事業の実施
- ・ 小・中学校への特別支援教育支援員の配置

(5) 主体的に社会の形成に参画する態度の育成

① 社会を生き抜く力の育成

社会の中で自立し、相互理解のもと他者と連携・協働しながら、社会人として身近な課題を解決するため、地域課題や租税に関すること、また、お金の学習など、学校・地域・関係機関等が連携して取組を進めます。

主な取組

- ・関係機関等と連携し、地域課題や租税、お金などの学習の実施

② キャリア教育の推進

児童生徒一人ひとりが夢や目標を持って、社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成を図ります。

また、郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献できるこどもを育成するために、学校、家庭、地域、産業界等が連携して、体験活動をはじめとする教育活動の一層の充実を図ります。

下関商業高等学校においては、最新のICTを活用した授業の実践を通じて、高度情報化社会で必要とされる専門的な知識・技能を身に付け、実社会で活用できるビジネススキルの習得や高度な資格取得に向けた教育活動を実践します。

主な取組

- ・職場見学・職業体験・就業体験活動等の実施
- ・資格取得の推進

(6) 学校の組織力の向上

① 学校運営協議会を中心とした地域との連携の推進

学校評価・教職員評価・授業評価及び学力調査等を活用した状況の客観的な分析を行い、課題把握に努め、実効性のある重点目標を設定します。その目標をコミュニティ・スクールや地域学校協働本部等のしくみを活用して地域や家庭と共有し、課題解決に向けた組織的な取組を行います。

主な取組

- ・学校・地域連携カリキュラムの充実
- ・学校運営協議会の機能向上

② 校種間の連携の推進

幼保こども園、小・中学校、高等学校の教職員による連携のための体制づくりと職員研修を充実させます。

また、中学校区ごとに小中連携及び学校・地域連携カリキュラムを作成するとともに、共通課題解決のための取組を充実させるなど、小中一貫教育を推進していきます。

主な取組

- ・小中一貫教育の推進

③ 教職員の適切な配置

各学校の課題や教職員一人ひとりの専門性、年齢、現任校の勤務年数等の観点から、適切な配置を進めます。

主な取組

- ・ 教職員の適切な配置

④ 学校における働き方改革の推進

教職員が安心して子ども達に向き合うことができるよう、統合型校務支援システムの導入や教育課程の見直しなど、指導・運営体制の充実を図ります。

主な取組

- ・ 統合型校務支援システムの効果的な活用

(7) 教職員の指導力の向上

① 指導力を高める研修の実施

社会の急激な変化と多様な教育ニーズに柔軟に対応できるよう、適時、研修内容の見直しを行うなど、中核市研修の充実を図ります。

また、教職員一人ひとりが、自らの適正・能力・課題に応じて計画的に研修会を受講できるよう、研修履歴等の効果的な活用を進めます。

さらに、資質向上の体制づくりを促進するため、指導主事の担当校制による訪問支援により、校内研修の充実を図るなど、全校体制での組織的な取組を支援します。

主な取組

- ・ 専門性や教育課題に対応した研修の充実

(8) 教育環境の整備

① 市立学校の適正規模・適正配置の推進

小・中学校の教育環境の現状について、地域と保護者、教育委員会が情報を共有し、意見交換等を行いながら下関市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づいて教育環境の改善に努めます。

主な取組

- ・ 基本計画に基づく教育環境の改善

② 私学教育の振興

私立学校の特色ある教育事業を促進し、もって本市の学校教育の発展を図るため、補助金による支援を行います。

主な取組

- ・私学に対する支援による学校教育の発展

③ 学校給食施設再編整備の推進

施設、設備の老朽化が著しい給食施設について、学校給食施設再編整備の検討を行い、集約化や民間委託化を図ります。

主な取組

- ・給食施設の集約化・民間委託化

④ 安全な施設の整備、設備の充実

児童生徒及び教職員が安全・安心な校舎で快適な学校生活・教育活動ができるように、長寿命化、トイレ洋式化、バリアフリー化、空調設備設置を行います。

また、ICT機器等の整備、ICT支援員の配置等により、ICT学習支援体制の推進を図ります。

主な取組

- ・学校の長寿命化・トイレ洋式化・バリアフリー化・空調設備設置
- ・G I G Aスクール構想の推進

⑤ 下関市立大学への支援

総合大学の強みを活かした質の高い教育を提供することにより、有為で多様な人材を育成するとともに、蓄積された知的資源を活かしたりカレント教育の提供や企業等と連携した研究活動を通じて、地域をはじめとする社会の要請に応える大学となるよう支援します。

主な取組

- ・総合大学の強みを活かした幅広い知識と国際感覚を兼ね備えた有為で多様な人材の育成
- ・各学部の専門性を活かしたりカレント教育の充実
- ・地域や企業等と連携した課題解決の取組・共同研究等の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
全国学力・学習状況調査における全国と本市の比較値 ①小学6年②中学3年 《全国平均を100とした場合》	ポイント	R5	①国語 98.2 ①算数 96.0 ②国語 97.4 ②数学 96.1	100	105
自分には良いところがあると思う児童生徒の割合 ①小学6年②中学3年	%	R5	①83.5 ②81.8	100	100

〈関連個別計画〉

- 下関市教育振興基本計画(下関市教育大綱) 令和7(2025)～令和11(2029)年度
- 下関市立学校適正規模・適正配置基本計画 令和7(2025)～令和11(2029)年度
- 下関市立学校施設長寿命化計画 令和3(2021)～令和12(2030)年度
- 公立大学法人下関市立大学中期目標 令和7(2025)～令和12(2030)年度

第3節 地域の教育力の向上

〈現状と課題〉

- 少子高齢化の進行、高度情報化の進展、経済格差の拡大など、急速な社会の変化にともない、地域社会のつながりや支え合いの希薄化が進んでおり、地域における教育力の強化や家庭教育の充実の必要性が問われています。
- このような状況の中で、コミュニティ・スクールを核とし、地域学校協働本部のしくみを活かして、社会総掛かりによる教育を実現するため、地域連携教育を推進していくことが大切です。
- 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもの学びや成長を支えるとともに、人づくりと地域づくりの好循環を創出するために従来の個別の活動を総合化・ネットワーク化し、組織的・安定的に活動を継続できるしくみを整える必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 家庭の教育力の向上

① 保護者が学ぶための学習支援

保護者を対象とし小学校や幼稚園等で開催する家庭教育学級や親子を対象とし地域で開催する家庭教育推進事業など家庭の教育力を高めるための取組を実施し、保護者が学ぶ機会を提供するとともに、保護者同士のネットワークの構築を図ります。

主な取組

- ・家庭教育の推進

② 家庭教育を支える組織の育成

家庭と地域、もしくは家庭と学校をつなぐ社会教育関係団体の育成を通じて、各地域で家庭教育を自主的に支える活動の促進を図ります。

主な取組

- ・下関市連合婦人会・下関市PTA連合会の活動支援

(2) 学校・家庭・地域の連携強化

① 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクールのしくみを活かし、学校・家庭・地域が一体となった協議の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

地域学校協働活動推進員の資質向上に向けた研修会等を実施し、学校と地域のつながりを深めていきます。

地域連携教育のしくみを活かし、中学校区での連携を強化することで、学校や地域の課題解決を目指します。

主な取組

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

② 地域のこどもを地域で育てる活動の促進

地域学校協働本部等の活用により、こども達の安全・安心な居場所づくりを行いながら、地域全体で教育に取り組む体制を構築し、地域が一体となってこども達を育てる活動を促進します。

また、地域で行われている個別の活動間の連携を図り、組織的・継続的な活動を支援します。

こども達がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に応じながら部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、コミュニティ・スクールのしくみを活用して環境の整備を進めます。

主な取組

- ・「地域学校協働本部」及び「放課後子供教室」の実施活動の充実
- ・中学校部活動の地域移行・連携の推進

③ 青少年健全育成の体制づくり

青少年が地域の中で心豊かで健やかに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動を支援します。

また、街頭補導や環境浄化活動等、関係団体、地域との緊密な連携のもとに青少年の非行防止活動を行います。

主な取組

- ・青少年補導センターにおける補導・相談の実施

<目標指標>

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と思うこどもの割合について、山口県（平均）と本市の比較値（①小学6年②中学3年） <山口県平均を100とした場合>	ポイント	R5	①101.6 ②101.2	105	110

<関連個別計画>

○下関市教育振興基本計画（下関市教育大綱） 令和7（2025）～令和11（2029）年度

第4節 生涯を通じた学ぶ機会の提供

〈現状と課題〉

- 人生 100 年時代、Society5.0 の到来、DXの急速な進展など社会の劇的な変化や多様化が進み、生活環境やライフスタイルも急速に変容しています。こうした変化や多様化に柔軟に対応し、ふるさと下関に誇りと愛着を持ち、誰もが未来に向けてより良く生きることができるようには、生涯にわたって学び続けることが大切です。そのためには、学齢期においても、学校教育と生涯学習・社会教育が相互に連携していくことが重要です。また、市民が居住環境の如何にかかわらず図書館サービスを楽しむことや、生活様式の様々な変化や新しい価値観に基づく新たなニーズに応えていくことが図書館には求められています。
- 本市では、公民館、生涯学習施設、図書館、美術館、博物館等の多くの社会教育施設を有しています。これらの施設は、生涯学習の拠点としてだけでなく、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点として、市民の「学びの場」、「つながりの場」、「安全・安心な場」など幅広い役割を担う地域コミュニティの基盤となっています。このため、地域コミュニティに係る施策と生涯学習・社会教育が相互に連携していくことが重要となっています。
- 社会的包摂の実現や社会のデジタル化の進展など新たな時代のニーズに対応した生涯学習・社会教育の推進や生涯学習拠点施設の機能強化などにより、誰一人取り残すことなく生涯にわたって学び続けることができる環境を提供することが求められています。また、子ども達が主体的に学びを積み重ね、次世代を担う人材へと成長していくためには、これまで以上に生涯学習・社会教育と学校教育のつながりや地域との連携が求められています。
- 社会構造の変化とそれともなう市民意識の変化等により、担い手が不足し、継続的な祭りや行事等民俗文化財の維持や催行が危ぶまれるなど文化財を取り巻く環境は年々厳しくなっています。過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、その継承に取り組んでいくことが必要とされています。本市には全国屈指の豊かな自然遺産と歴史遺産があり、地域の特性や誇りとなっています。このため、今後、これらの多種多様な遺産について、行政のみならず、市民とともに学び、これら地域固有の遺産を適切に保護し、次世代へ継承するとともに、その魅力を活かしたまちづくりを推進することが求められています。

〈取組の方向〉

(1) 図書館の充実

① 図書館サービスの充実と施設整備

各図書館において、「おはなしのじかん」等の行事を開催し、図書館利用の普及に努めるとともに、閲覧用図書をはじめ、団体利用図書、電子図書など図書館資料の収集・整備を図り、身近な図書館として、サービスの充実に努めます。

さらに、移動図書館の効果的な運用により、地域での利便性を高めるとともに、電子図書館サービスについては、乳幼児から高齢者にいたる、すべての市民の教養や趣味、娯楽などに資する資料を幅広く収集し、より多くの市民に電子図書が行き渡るように、タイトル数の拡充を図ります。また、利用者のニーズや地域の実情に応じた施設の整備に取り組めます。

主な取組

- ・ 移動図書館や電子図書館など図書館サービスの向上

(2) 生涯学習の推進

① 社会的包摂の実現に向けた多様な生涯学習の推進

障害者（児）、高齢者、外国人など多様な市民の学習ニーズの把握に努め、誰もが自主的かつともに学び、活動できるよう、多様な学習機会の提供を行います。

また、ICTを活用した学習機会の提供を推進し、デジタルデバイド（情報格差）の解消に努めます。

主な取組

- ・ ICTを活用した生涯学習の推進

② 生涯学習拠点施設の機能強化

生涯学習の推進、地域の活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点など様々な役割を持つ生涯学習拠点施設の長寿命化等を図るとともに、DX化、GX化、インクルーシブ社会の形成に向けて、誰もが安全・安心かつ快適に利用できるよう、施設の機能向上と強化を図ります。

主な取組

- ・ 公民館等の長寿命化・デジタル化

(3) 芸術・学術文化活動の推進

① 美術館の充実

優れた美術作品及び関連資料を収集し、その意義を広く発信するため魅力ある展示を行うとともに、展示及び創作の空間を市民に提供し、芸術文化の普及、交流、創造の拠点としての機能強化を図ります。

また、市民共有の財産である収蔵作品と芸術文化の拠点としての機能を次世代へ継承するため、美術館運営を健全な環境で継続し、施設の整備・更新に努めます。

さらに、長府に位置する周辺の文化・観光施設とも連携し、地域の魅力向上に寄与します。

主な取組

- ・ 魅力的な展覧会の企画・開催
- ・ 周辺文化・観光施設との連携による地域の魅力向上

② 博物館など学術文化拠点の環境整備

美術、歴史、考古、自然人類学、民俗、自然史等の高い専門性を有する、多彩な博物館を擁する本市の特徴を最大限に活かし、相互の博物館が一体となって、本市ならではの学術研究を深めます。また、その成果に裏付けされた集客性の高い魅力的・効果的な展示に努め、来訪者の五感に訴える企画を展開し、「下関学」ともいべき本市独自の学術文化の振興を図るとともに、観光的な視点を含めた各種施設の機能的整備に取り組みます。

なお、市内小・中学校をはじめとする教育現場への学習支援のみならず、これからの博物館に期待される、誰にでも開かれた社会教育施設として活動の充実を図ります。

主な取組

- ・博物館相互及び周辺地域との有機的連携の推進
- ・博学連携による、市内小・中学校をはじめとする郷土愛護意識醸成のための学習支援

(4) 文化財保護・活用の推進

① 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり

地域固有の歴史遺産・自然遺産の保護・活用を推進するため、市民にとって、その価値や魅力の発見につながる機会及び次世代への継承意欲を醸成する機会を設け、行政と市民が一体となって、歴史文化を活かしたまちづくりに取り組みます。

なお、将来の地域の担い手である子ども達に対しては、地域の本物の歴史文化に触れる機会を設け、郷土に対する愛着と誇りの意識醸成に努めます。

主な取組

- ・地域固有の歴史遺産・自然遺産の計画的な保護と公開・活用の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
図書館や公民館、博物館などが整備され、いつでも、どこでも、だれでも学習する機会が充実していると思う市民の割合	%	R6	37.1	45.0	50.0

〈関連個別計画〉

- 下関市教育振興基本計画(下関市教育大綱) 令和7(2025)～令和11(2029)年度
- 下関市立図書館基本計画 令和5(2023)～令和9(2027)年度
- 下関市子どもの読書活動推進計画 令和7(2025)～令和11(2029)年度

第4章

健康・保健・福祉・医療

<方向性>

- 人と人とのつながりを大切にし、みんなで支え合う、高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、生きがいを持って健やかに暮らせる地域社会を構築します。
- ライフステージに応じた健康づくりを推進するために、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）の考え方のもと、各世代の保健福祉事業と連携し、切れ目のない支援を行います。
- 市民が安心して医療サービスを楽しむことができるよう将来にわたり持続可能で質の高い医療提供体制の構築に努めます。
- 複雑化・複合化している生活課題に対応するため、地域がつながり、支え合うしくみを構築し、自助・互助・共助・公助による福祉サービスの充実など、地域共生社会の実現を目指します。
- 本格的な高齢社会を迎え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを推進します。
- 対象者の属性を問わない相談支援等を実施し、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進します。

- 第1節 保健・医療の充実
- 第2節 地域福祉の充実
- 第3節 高齢者福祉の充実
- 第4節 障害者福祉の充実
- 第5節 低所得者福祉の充実
- 第6節 包括的な支援体制づくり

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
健康寿命の延伸		R4	平均寿命の延伸<健康寿命の延伸 男：上回る 女：上回る	平均寿命の延伸<健康寿命の延伸 男：上回る 女：上回る	平均寿命の延伸<健康寿命の延伸 男：上回る 女：上回る
市民一人ひとりの人権や多様性が尊重されていて、誰もが個性と能力を発揮できる、共生・協働社会に向けた取組が進んでいると感じる市民の割合	%	R6	9.9	20.0	34.0

第1節 保健・医療の充実

〈現状と課題〉

- 本市では、「生涯を通じて、人と人がつながり・支え合い、自分らしく健やかに暮らす」を目指す姿とした「ふくふく健康21」や「下関ぶちうま食育プラン」を策定しています。これらの計画に基づき、「自然に健康になれる環境づくり」や「多様化する生活に即した健康づくり」に取り組むことにより、「主体的な健康づくりの実践」につなげていくことで、健康寿命の延伸を図っているところです。
- 市民が生涯を通じて健康を保持・増進できるように、主体的な健康づくりへの取組を推進する必要があります。年々増加しているこころの病について市民が正しく理解し、精神障害があっても地域で安心して生活できる体制の整備や自殺対策、さらには難病患者の日常生活を地域で支えていくネットワークを構築することが求められています。本市におけるがん検診の受診率は、全国的にも低い状況にあり、受診を促進するしくみを構築することも重要です。
- 核家族化や地域の人間関係の希薄化が深刻化する中、子育て家庭の不安感や負担感が増えています。妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させ、安心してこどもを生き育て、健やかな次世代の育成につながる環境づくりを推進する必要があります。
- 医療については、市民が安心して生活するために、将来にわたり持続可能で質の高い医療提供体制の構築が求められています。このため、病院の再編・統合により医療機能の集約を図るとともに、救急医療体制の維持向上、在宅医療をはじめとするニーズの多様化や医療の高度化への対応等が必要です。
- 国民健康保険については、保険制度を維持していく上で、医療費の増大及び財源の確保が大きな課題となっており、被保険者の健康増進と医療費増加の抑制のために、特定健診の普及と保健指導を積極的に行う必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 健康づくりの促進

① 生涯を通じて、人と人がつながり・支え合い、自分らしく健やかに暮らす環境整備

市民が健康や食生活に関心を持ち、気付き考えることで、自分に適した取組を実践し、主体的に健康づくりに取り組んでいくために、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころ、歯・口腔、喫煙、飲酒、健診(検診)など7つの分野で目標を設定し、具体的な取組を進めていきます。また、この主体的な健康づくりの実践を推進するため、地域や社会とのつながりの再構築に取り組むとともに、多様化する生活に即した環境整備として下関版健康アプリ導入の検討など、DXの推進に取り組みます。

主な取組

- ・健康づくり計画「ふくふく健康21」の推進
- ・食育推進計画「ぶちうま食育プラン」の推進

② 地域に密着した保健活動の充実

市内を網羅した保健センターの機能の充実を図るとともに、市民の健康づくりに対する多様なニーズに対応するため、きめ細かな保健活動に努めます。

主な取組

- ・総合的な保健活動拠点としての保健センター機能の充実
- ・地域ごとのきめ細かな保健活動の充実

(2) 各種保健事業の推進

① 健康増進事業の推進

市民が生涯を通じて健康の保持・増進ができるように、健康教育、健康相談、健康診査・指導、普及啓発等を推進して意識の向上に努めます。特に、がん予防と早期発見を実現するためのがん検診においては、受診率向上に向けた継続的ながん検診体制の構築を目指します。

主な取組

- ・がん検診体制の構築

② 母子保健事業の推進

母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊産婦及び乳幼児に対して健康診査を行い、異常の早期発見を図るとともに、適切な指導や助言を行います。また、保健センターにおいて、妊産婦やその配偶者等からの様々な相談に応じ、産後ケア事業や訪問等必要なサービスにつなげたり、下関市こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携するなどして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

主な取組

- ・妊産婦・乳幼児健康診査の充実
- ・母子保健サービスの充実

③ 精神保健福祉事業の推進

精神保健福祉については、精神障害者や精神保健に課題を抱える人の保健・医療等に関する相談、訪問指導、家族教室等を実施し、精神障害者等の適切な医療の確保と社会復帰の促進を支援します。また、自殺対策事業である「いのちのワクチン事業」として、こころの健康に関する研修会やサポーター養成研修会を開催し、市民に対する正しい知識の普及啓発と市民のこころの健康の保持増進に努めます。

主な取組

- ・精神障害者やその家族への支援の充実

④ 難病対策事業の推進

難病患者、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活を支援するため、講演会・相談会・交流会を開催し、疾病に対する理解を深めるための啓発に努めます。平常時はもとより災害時や緊急時の支援体制を構築するために関係機関による支援ネットワークを強化します。

主な取組

- ・ 難病患者やその家族への支援の充実

⑤ 感染症予防の推進

感染症の予防及びその流行の未然防止のため、下関市感染症予防計画に基づき、定期予防接種、発生動向調査、疫学調査、各種検査等を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行います。また、結核については、早期発見のための健康診断の実施及び実施にともなう支援、結核患者に対する治療完了までの支援等を行い、結核のまん延防止を図ります。

主な取組

- ・ 定期予防接種の実施
- ・ 結核のまん延防止

⑥ 薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進

医薬品の適正使用に関する正しい知識や大麻等の薬物乱用の危険性について普及啓発を行い、薬の安全に関するリスクコミュニケーション（危険性の情報共有）を推進し、セルフメディケーション（自己健康管理）意識の向上を図ります。

主な取組

- ・ 医薬品適正使用の推進
- ・ 薬物乱用防止の普及啓発

（３）地域の医療体制等の充実

① 救急医療体制の確保

関係機関の連携強化等により 24 時間救急医療体制の維持向上を図ります。

主な取組

- ・ 24 時間救急医療体制の維持向上

② 地域医療構想の推進

地域医療構想の実現を目指し、下関医療圏における地域医療の確保のための取組を推進します。

主な取組

- ・ 下関医療圏における地域医療の確保

③ 在宅医療等の充実

高齢化の進行にともなう在宅医療需要の増大に対応し、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、多職種が連携した包括的な在宅医療の提供体制を整備するとともに、在宅医療に対する市民の理解の促進を図ります。

主な取組

- ・ 包括的な在宅医療の提供体制の整備

④ 病院・診療所の充実

地方独立行政法人下関市立市民病院については、本市の医療提供体制の中で果たすべき役割を踏まえ必要な支援を行います。

豊田中央病院については、へき地においても市民が等しく適切な医療を受けられるよう在宅医療及び地域包括ケアを進めるとともに、人材育成の環境整備など医療機能の充実に努めます。

主な取組

- ・ 運営費負担金等の交付
- ・ へき地における医療体制等の充実

⑤ 健康危機管理体制の充実

大規模災害や感染症のまん延など市民の生命、健康を脅かすおそれのある重大で危機的な事態に対し、平時から地域に存在する保健医療資源を調整するとともに、健康危機発生時には、保健医療救護活動等の必要なサービスを市民に提供するため、関係機関等と連携し、下関市災害時保健医療活動計画及び下関市健康危機対処計画に基づく対応を推進します。

主な取組

- ・ 健康危機管理体制の整備・構築
- ・ 災害時及び感染症のまん延時など健康危機を想定した実践的な研修、訓練等の実施

(4) 国民健康保険事業の充実

① 国民健康保険の適正な運営と保健事業の充実

保険制度の適正かつ安定した運営を図るため、正確な資格管理のもとで、給付の適正化を推進するとともに、保険料の収納率向上に努めます。

被保険者の健康増進と医療費増加の抑制のため、特定健診と保健指導に参加しやすい環境を整えます。

主な取組

- ・ 医療費適正化の推進
- ・ 保険料の収納率の向上
- ・ 特定健診の啓発と保健指導の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
健康づくりに関するサービスや医療環境などが充実し、健康的な生活がしやすいと実感する市民の割合	%	R6	27.2	34.0	40.0

〈関連個別計画〉

- 下関市国民健康保険データヘルス計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度
- 下関市国民健康保険特定健康診査等実施計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度
- 下関市地域医療の確保に関する基本計画 令和元(2019)～令和7(2025)年度
- 下関市立病院経営強化プラン 令和5(2023)～令和9(2027)年度
- 新下関市立病院に関する基本構想 令和6(2024)年度～
- 下関市健康づくり計画「ふくふく健康21」 令和6(2024)～令和17(2035)年度
- 下関市食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」 令和5(2023)～令和9(2027)年度
- 下関市自殺対策計画 令和2(2020)～令和8(2026)年度
- 下関市感染症予防計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度
- 下関市災害時保健医療活動計画 平成30(2018)年度～
- 下関市健康危機対処計画 令和6(2024)年度～

第2節 地域福祉の充実

〈現状と課題〉

- 近年、人口減少や急速な少子高齢化、家族形態や社会構造の変化、個人のライフスタイルの多様化等を背景として、ダブルケアや8050問題、ヤングケアラー等の複合的な課題が顕在化し、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが、既存の制度や分野をまたがり多様化・複雑化しています。
- このような状況の中で、支援ニーズを把握し、対応するためには、住民自らが地域の生活課題に関心を持ち、理解しようとするとともに、その解決を目指して、地域で支え合い、助け合う関係やしきみを築いていくことが求められています。
- さらに、地域住民と市や関係機関等が協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいがある生活を送れるような地域共生社会の実現を目指して、包括的な支援体制の整備を図る必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 地域福祉の充実

① 地域福祉活動の推進

令和5(2023)年度から5か年を計画期間とした第4期下関市地域福祉計画に基づき、自らの力で主体的に生活課題の解決に取り組む「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政が、その「互助」の取組を支援するとともに、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図り、市民や地域と協働しながら、地域社会全体で地域福祉活動を推進します。

併せて、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会との連携をさらに強化するとともに、ボランティアを含む民間活動団体への支援の充実と市民を対象とした福祉教育や啓発活動の推進に努めます。

主な取組

- ・ 地域福祉推進体制の整備
- ・ 社会福祉協議会との連携強化
- ・ 福祉教育や啓発活動の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
日常の暮らしの中で、相談できる人や場所があると感じている市民の割合	%	R6	29.4	40.0	50.0

〈関連個別計画〉

○下関市地域福祉計画 令和5(2023)~令和9(2027)年度

第3節 高齢者福祉の充実

〈現状と課題〉

- 高齢者人口は減少に転じましたが、高齢化率は上昇し続け、令和5(2023)年4月には36.3%に達し、全国平均の29.1%(同年同月総務省統計局人口推計「確定値」)を大きく上回っています。また、介護ニーズの高い85歳以上人口は、今後も増加することが見込まれています。
- 積極的に社会参加しようとする高齢者や、各種サービスを利用し、住み慣れた地域での自立した生活を続けている高齢者が増える一方、地域のつながりが希薄となり、地域の中で孤立し、在宅での生活が困難になったケースや、日常生活に不安や問題を抱える高齢者も増加しています。
- 今後、要介護認定者が増加すると見込まれる中、認知症高齢者や医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護認定者が地域で安心して生活が継続できるような環境づくりが必要です。
- 介護保険制度は、高齢者の生活を支え、老後の不安に応える不可欠な制度として定着しています。介護ニーズの高い85歳以上人口の増加にともない、介護給付費、それを支える介護保険料の増大が見込まれるため、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。
- 労働力人口の減少により、介護人材の不足も課題となっており、介護人材の確保・定着に向けた取組が求められています。

〈取組の方向〉

(1) 地域共生社会の推進

① 地域包括ケアシステムの推進のための体制整備

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムをさらに推進するため、複合的な課題に対応するための包括的な支援体制の整備や、地域ネットワークの要となる地域包括支援センターの機能強化、在宅医療・介護連携の体制強化を図ります。

主な取組

- ・包括的な支援体制の整備
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・在宅医療・介護連携の推進

② 認知症施策の推進

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指します。

主な取組

- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発
- ・ 認知症予防の推進
- ・ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の充実
- ・ 認知症にやさしいまちづくりの推進

③ 高齢者の権利擁護の推進

各種手続きや金銭管理等を行うことが困難な高齢者やその家族が、必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度等の活用を促進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、高齢者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

主な取組

- ・ 権利擁護の推進
- ・ 高齢者虐待防止の取組の推進

(2) 高齢者の生活を支える環境づくりの推進

① 在宅生活の支援の充実

高齢者が在宅生活を継続するための生活支援の必要性が高まり、また、様々な社会経済情勢を背景として、必要とされる生活支援が多様化していることから、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター等の関係機関との連携強化、地域の支え合いの活動を行う団体への支援等により、生活支援体制のさらなる充実を図るとともに、各種福祉サービスの充実や緊急時の対応に関する取組、元気な高齢者の活動を支援する取組を実施します。

また、高齢者を介護する家族の負担を軽減し、支えていくための取組や、介護離職を防止するための取組を推進します。

主な取組

- ・ 生活支援体制の整備の推進
- ・ 高齢者福祉サービスの推進
- ・ 介護者への支援と介護離職防止のための取組の推進

② 生活環境の整備

高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り体制づくりや防犯体制の整備を行います。

また、高齢者に配慮した住まいや施設の普及や生活環境の充実を図るとともに、民間事業者による有料老人ホーム等の設置状況の把握やサービス基盤の整備を進めるため、関係機関と連携を図ります。

さらに、災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

主な取組

- ・安心して暮らせる環境の整備
- ・高齢者の住まいの確保
- ・災害時支援と感染症対策の推進

(3) 介護予防・健康づくりの推進

① 自立支援、介護予防・重度化防止、健康づくりの推進

高齢者自身の持つ能力に応じて、介護が必要となっても自立した日常生活を送るための支援や、要介護状態となることの予防、または要介護状態等の軽減、悪化を防止する取組を行うとともに、生涯を通じた健康づくりを推進します。

主な取組

- ・介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ・一般介護予防事業の推進
- ・リハビリテーション提供体制の推進
- ・健康づくりの推進
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

② 生きがいづくりの推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であることから、高齢者の楽しみや生きがいにつながるよう、住民主体の活動の充実を促進するとともに、仲間づくり、参加のきっかけづくり、既存の活動の情報提供等、活動への参加につなげる環境づくりを推進します。

また、高齢者の技能や経験、地域での活動や就労への意欲を、地域の経済や支え合いの担い手につなぐための取組の充実を図ります。

主な取組

- ・参加の場づくりの推進
- ・生きがい就労の推進

(4) 介護保険事業の充実

① 介護保険の適正な運営と介護サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実に努めるとともに、在宅生活が困難な重度の要介護者に対応できるよう、必要な介護施設等の整備を図ります。

また、介護保険制度の適正な運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や給付費の適正化による保険財政の健全化、低所得者に対する利用料や保険料の負担軽減を図ります。介護人材の確保やICT技術・介護ロボットの活用等による介護現場の生産性向上を支援します。

主な取組

- ・介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活を送っていると思う市民の割合	%	R6	21.8	31.0	34.0

〈関連個別計画〉

○下関市いきいきシルバープラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画) 令和6(2024)～令和8(2026)年度

第4節 障害者福祉の充実

〈現状と課題〉

- 障害のあるすべての人が、障害のない人と平等に、選択の自由を持って生活を営むことができる社会の実現が求められています。
- 国においては、平成 26(2014)年1月に国連の障害者権利条約を批准し、条約が目指す「障害の有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う共生社会の実現」に向けた国内法の整備が進められました。
- 令和6(2024)年4月には改正障害者差別解消法が施行され、障害のある人の権利擁護に対するさらなる取組が求められています。
- このような中、本市においては、「障害のあるすべての人が、住み慣れた地域で、家族やみんなと暮らしていける社会」、「地域との関わりの中で、自分らしく暮らしていける社会」の実現を目指し、地域の特性に応じた障害福祉サービスの計画的な推進に取り組めます。
- 労働力人口の減少により、障害福祉人材の不足も課題となっており、障害福祉人材の確保・定着に向けた取組が求められています。

〈取組の方向〉

(1) 障害者への支援

① 障害者差別の解消

障害者差別解消法において行政機関に加えて、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されたことにとめない、障害のある人が自分らしく暮らしていけるよう、さらなる差別解消を推進します。

主な取組

- ・ 障害のある人への「合理的配慮の提供」の推進

② 啓発・広報活動の推進

発達障害など外見からは周囲の人が気づきにくい障害も含め、あらゆる障害に関する正しい理解の促進、福祉教育、手話の普及等を推進します。

主な取組

- ・ 障害に関する正しい理解についての啓発活動の推進
- ・ 手話言語条例の普及

③ 日常生活における支援の充実

補装具や日常生活用具の経費や障害児福祉手当等、給付金や手当の支給の充実を図ります。

主な取組

- ・ 障害福祉サービスの推進
- ・ 地域生活支援事業の充実
- ・ 強度行動障害、発達障害及び高次脳機能障害のある人への生活支援体制の整備

④ 医療費助成の充実

障害のある人が適切な医療が受けられるよう重度心身障害者医療費の助成、自立支援医療費等、各種医療費の支給を行い、負担の軽減に取り組みます。

主な取組

- ・ 重度心身障害者医療費の助成
- ・ 自立支援医療給付の支給

⑤ 障害者の権利擁護の推進

各種手続きや金銭管理等を行うことが困難な障害者が、必要な支援やサービスを受けることができるよう、各種相談事業の充実を図るとともに、成年後見制度等の活用を促進します。

また、障害者が住み慣れた地域で尊厳が守られ、安心して暮らし続けることができるよう、基幹相談支援センター等の関係機関と連携を図り、見守り・支援体制の充実を図るとともに、障害者虐待を未然に防ぐ地域の環境づくりを推進します。

主な取組

- ・ 権利擁護の推進
- ・ 障害者虐待防止の取組の推進

⑥ 障害福祉サービス提供体制の適正な運営と障害福祉サービスの充実

障害者が障害福祉サービスを必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉サービスの充実に努めます。

また、障害福祉サービス提供体制の適正な運営を確保するため、事業者に対する研修を通じて、サービスの質の向上を図るとともに、障害福祉人材を確保し、ICT技術や介護ロボットの活用等により、障害福祉の職場環境の改善に係る取組を支援します。

主な取組

- ・ 障害福祉職員及び相談支援専門員の人材確保・定着及び育成
- ・ 研修による資質の向上
- ・ 意思決定支援ガイドラインの普及促進
- ・ ICT技術の活用等による障害福祉の職場環境の改善

(2) 障害児への支援

① 障害児の療育体制の充実

こども発達センター等の相談支援、訓練指導の体制の充実、児童発達支援、放課後等デイサービスの質の向上を図ります。

主な取組

- ・ こどもの発達段階に応じた集団、個別の指導による療育訓練の充実・強化

② 相談支援体制の充実

支援が必要なこどもの早期発見と早期療育を図るため、相談支援事業所と関係機関の連携を図ります。

主な取組

- ・ こども発達センターや相談支援事業所、その他関係機関の連携の強化

③ 医療的ケア児や強度行動障害児に対する支援体制の推進

医療・保健・教育・保育・福祉の各分野が連携して、地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児や強度行動障害児とその家族を支援します。

主な取組

- ・ 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施
- ・ 強度行動障害児の通所支援事業所受入の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
障害のある人、その家族にとって、日常や将来の生活に不安なく暮らしやすいと思う市民の割合	%	R6	7.8	20.0	34.0
障害福祉サービスの支給決定者数	人	R5	2,347	2,610	2,860

〈関連個別計画〉

- 下関市障害者計画 令和6(2024)～令和11(2029)年度
- 下関市障害福祉計画 令和6(2024)～令和8(2026)年度
- 下関市障害児福祉計画 令和6(2024)～令和8(2026)年度

第5節 低所得者福祉の充実

〈現状と課題〉

- 様々な要因により、失業や住居の喪失といった経済的な困窮等の状況にある世帯については、複合的な問題を抱えている場合が多く、世帯のみで自立を目指すことが困難であるため、専門的な支援の必要性があります。
- 経済的な困窮の状況にある世帯に対しては、問題解決を支援する自立相談支援、就労に向けて技能習得を支援する就労準備支援、家計の管理により経済的な自立を支援する家計改善支援、また、住居を確保するための支援等を行うことが必要となります。
- 生活保護受給者数は、ここ数年、減少傾向にあるものの、就労支援の相談件数は減少していないため、生活保護にいたる前のセーフティネットとして、自立相談支援等の役割は引き続き必要不可欠なものとなっています。

〈取組の方向〉

(1) 自立・援助対策の充実

① 生活困窮者の自立の促進

自立相談支援の充実を図り、専門的な支援機関につなぐ等、生活困窮者の自立を促進します。

主な取組

- ・生活困窮者自立支援事業の着実な実施

② 就労支援員による就労支援の実施

専門的知識とスキルを持った就労支援員を配置し、公共職業安定所等関係機関と密接な連携を図りながら、就労による生活保護受給世帯の自立を促します。

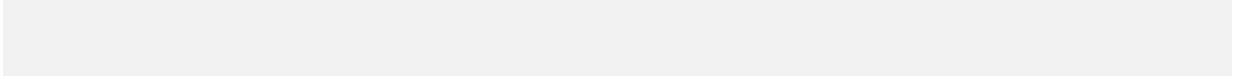
主な取組

- ・関係機関との連携による就労支援

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
生活困窮者自立相談支援サービス提供率	%	R5	84.8	90.0	92.0
就労支援により就労開始や常用就職した割合	%	R5	46.0	50.0	52.0

〈関連個別計画〉



第6節 包括的な支援体制づくり

〈現状と課題〉

- 地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また、制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。
- 令和6(2024)年4月には、孤独・孤立対策推進法が施行され、個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援、その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組が求められています。
- 8050問題、ヤングケアラー、ダブルケアなど、家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースも増加しています。
- 生活課題を抱える人及びその世帯に対する支援体制や、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を包括的に整備し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法において法定化されている重層的支援体制の整備に取り組む必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 包括的な支援体制の充実・強化

① 包括的な相談支援体制の実施

高齢・障害・子育て・生活困窮等の対象者や分野ごとで充実させてきた相談支援の連携を強化し、本人、世帯の属性にかかわらず受け止め、抱える課題を把握し、必要な支援につなぐための相談支援体制を整備します。

また、複合的な課題に対応するため、関係機関・団体等との連携の円滑化を図るとともに、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、対応の調整を行う体制づくりを推進します。

併せて、社会や人との関わりが困難な人など、必要な支援が届いていない人を、訪問等を通じて継続して見守り、支援につなげるための体制づくりを推進します。

主な取組

- ・包括的な相談窓口の推進
- ・こども家庭センターの運営
- ・分野横断的な関係機関による支援体制の強化
- ・アウトリーチ等を通じた支援の実施

② 参加支援の推進

高齢・障害・子育て・生活困窮分野等の既存制度による支援を継続・推進していくとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓したりする、社会とのつながりに向けた支援を実施します。

また、孤独・孤立の状態になることの予防や、その状態にある者への適切な支援を実施します。

主な取組

- ・参加支援事業の実施
- ・居場所支援の実施

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を実施します。また、自治会やまちづくり協議会などの地域団体と連携し、多世代間の交流機会を創出するなど、市民の多様な活動につなげる体制を整備し、支援の輪を広げます。

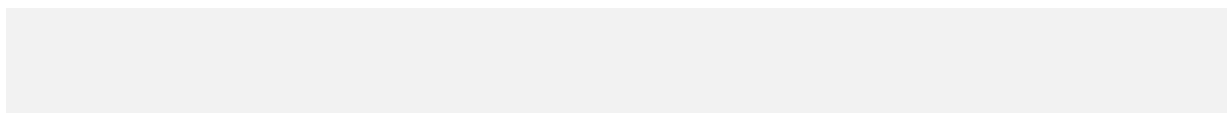
主な取組

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりの推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理等を行った件数	件	R5	22	30	36

〈関連個別計画〉



第5章

都市基盤・生活基盤

<方向性>

- 本市が「住む人、訪れる人に選ばれるまち」であるためには、都市の魅力を高めることが重要です。そのためには、快適で利便性の高い暮らしや活力を支える都市機能・日常生活サービスを維持し、こどもや子育て世代、高齢者等にやさしい、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 人口減少下においてもそれを実現し、持続可能なものとするために、都市機能の効率的な配置や集中を促進し、道路や公園、情報通信等の都市機能の強化を図ります。
- 併せて、中心市街地から農山漁村にいたる多様な地域特性を活かしながら、各地域の適正な役割分担とそれらの連携により、市全体の一体的なまちづくりを推進します。
- また、まちづくりと連動した鉄道、バス等の公共交通の利便性を向上させ、福祉サービス等地域の輸送資源を総動員することで、総合的で持続可能な交通体系の構築を目指します。
- 都市の拠点間を結ぶ広域道路網や幹線道路及び生活道路の整備を推進します。
- 道路や橋梁等の交通基盤や公園・治山治水等の生活基盤などについては、総合的なマネジメントを推進し、維持すべき機能の適正化を図るとともに、今後も継続して利用できるよう長寿命化を進めます。
- 日々の生活に欠かすことのできない上下水道等は、拡張、整備の時代から維持管理の時代になっています。安全・安定・安心のライフラインを確保するため、耐震化及び老朽施設の更新・整備を図る一方、人口減少や時代の要請に応じた変革・進化を図ります。
- 地域経済活力の向上に貢献する国際物流拠点として、国際フェリー・RORO船等の機能拡大・強化に対応する環境整備や港湾施設の効率的かつ経済的な管理運営を行い、高速輸送を活かした使いやすいみなとづくりを目指します。また、大規模災害に強いみなととして、物流機能の連続性と市民の安心な暮らしを守るためハード整備やソフト事業に取り組みます。
- 少子高齢化による人口減少が加速する中で、市民生活において、直面する様々な課題を行政や民間事業者等が持つ、多様なデータやサービス、IoT・AI等のデジタル技術を活用して、解決を図り、市民誰もが安心して幸せな生活を送ることができる持続可能なまちの実現を目指します。

- 第 1 節 市街地の整備
- 第 2 節 良好な景観の形成
- 第 3 節 住環境の整備
- 第 4 節 公共交通の整備
- 第 5 節 道路の整備
- 第 6 節 道路・橋梁等老朽化対策の推進
- 第 7 節 河川・海岸環境の整備
- 第 8 節 公園・緑地の整備
- 第 9 節 上水道の整備
- 第 10 節 工業用水道の整備
- 第 11 節 下水道の整備
- 第 12 節 港湾の振興
- 第 13 節 スマートシティの推進

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
都市・生活基盤において、インフラ環境は、利便性や防災機能が高く（ハード面）、生活全般に満足を感じている市民の割合	%	R6	22.8	25.0	34.0
都市・生活基盤において、安全安心で、環境にもやさしく、市民のニーズに沿ったサービスの提供も充実しており（ソフト面）、不便や不安なく日常生活を送っていると感じている市民の割合	%	R6	19.4	20.0	34.0
生産性（市内就業者1人当たり総生産）	千円/人	直近7年間の の平均値	7,455	8,500	9,500
市民雇用者1人当たりの報酬	千円/人	直近7年間の の平均値	3,689	4,300	5,000
企業所得額	億円	直近7年間の の平均値	2,489	2,860	2,950

第1節 市街地の整備

〈現状と課題〉

- 人口減少、少子高齢化が進んでおり、都市機能の低下や地域コミュニティの衰退により、まちのにぎわいが失われ、また、交通弱者の増加等が懸念されています。
- 中心市街地は、既存施設の老朽化、陳腐化が進み、今後さらに都市の魅力の低下が懸念されており、まちの更新時期を迎えています。
- 市街地郊外では住宅開発、商業施設の立地が進み、中心市街地では空き家、空地等の低未利用地が増加する等、都市のスポンジ化が進んでいます。
- 関門海峡沿いのウォーターフロントエリアでは連休をとまなう休日を中心に観光客が集中し、交通渋滞が慢性化しています。
- 拡散した市街地では都市機能の維持や日常生活サービスの提供等が困難となることから、一定の人口密度を保ち、都市機能・日常生活サービスや地域コミュニティを維持することによる、活力ある、快適な暮らしの実現には「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携を図る等「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により持続可能な都市空間を形成することが重要です。
- そのためには、都市拠点や各地域における地域拠点等に、それぞれの特性に合った都市機能の誘導を進めるとともに、公共交通の利便性を向上し、居住を誘導する必要があります。
- また、中心市街地の利便性向上に資する既存施設を最大限に利活用するべく、リノベーションなどによる建物の更新や、機能の適正化が求められています。
- 交流人口拡大に向けて、関門海峡の歴史・景観資源を活かした、さらなる都市の魅力向上が求められています。
- 併せて、交流人口拡大に対応する交通渋滞対策を講じる必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 持続可能な都市の形成

① 都市機能誘導・居住誘導

都市部から農山漁村部までの多様な地域特性を活かした都市空間の形成に取り組みます。

このため、都市拠点には、居住・業務・観光等の多様な機能の誘導・集積を図るとともに、駅や支所等を中心とした地域拠点や集落拠点には生活の利便性を確保するため、各地区の特性に応じた都市機能の誘導を進めます。併せて、安全で交通利便性の高い地域への居住を誘導します。さらに、多様な交通体系による利便性の向上を図る等、総合的で持続可能な都市空間を形成することにより、人口減少下においても持続可能なまちづくりを進めます。

また、地域の持続性確保につながる産業集積等の促進を図るべく、適切な土地利用についても検討します。

主な取組

- ・都市計画マスタープランの推進
- ・立地適正化計画の推進
- ・地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ・産業・物流機能の導入促進

(2) 市街地の魅力向上

① 市街地の活性化

都市計画区域内では、地域地区や地区計画等の都市計画の運用により地域の性格を明確化し、健全な市街地の形成を図ります。さらに、官民連携の取組を進め、支援を行いながら、市街地の利便性向上に資する既存の都市施設を最大限活用しつつ、市街地の活性化に資する事業を展開していきます。また、駅を中心とした周辺市街地のまちづくりや交通結節点整備を進め、ゆとりと潤いのある、にぎわいあふれる都市空間の形成に努めます。

さらに、グリーンインフラとして多様な機能を有する都市の緑地や公園の確保、都市におけるエネルギーの有効活用等に取り組みます。

また、社会経済情勢の変化にともなう都市政策に対する多様なニーズに対応するべく、市民活動、都市活動等におけるデータ、新技術の活用を推進します。

公共事業や土地取引の円滑化には、土地に関する情報を明確化し、土地の実態を正確に把握する必要があるため、地籍調査を推進します。

主な取組

- ・ゆとりとにぎわいのある中心市街地の整備
- ・駅を中心としたまちづくりの推進
- ・都市再生推進法人等との官民連携まちづくりの推進
- ・地籍調査の推進

② 居心地が良く快適で安全・安心な市街地の形成

快適で安全・安心な市街地の形成に向けて、車中心から人中心の空間へと転換を図るため、居心地良く歩きたくなるまちづくりを推進します。また、自転車等の環境整備や渋滞対策、こどもや子育て世代、高齢者等にやさしい、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、老朽建築物が多い密集市街地においては、防災対策等の改善を図ります。

主な取組

- ・まちなか居住の促進
- ・居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進
- ・中心市街地の渋滞対策

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
居住誘導区域の人口密度	人/ha	R5	40.9	40	40

〈関連個別計画〉

- 下関市都市計画マスタープラン 令和3(2021)～令和22(2040)年度
- 下関市立地適正化計画 令和元(2019)～令和22(2040)年度
- 下関市土地管理構想(豊田・豊北地域)(仮称) 令和7(2025)年度～

第2節 良好な景観の形成

〈現状と課題〉

- 本市の美しく魅力的な景観は市民のかけがえのない財産であり、その財産を守り、育て、創り出していく必要があります。
- そのためには、市民・事業者・行政の一層の連携・協働により、本市が世界に誇る関門海峡の景観や歴史あるまちのたたずまい、豊かな自然景観などの地域の景観資源を活かした景観形成を図るとともに、国道9号沿線花壇の美化活動をはじめとした、花やみどりと調和した快適で美しいまちづくりを充実させる必要があります。
- また、昼間の景観はもとより、夜間の景観についても、地域特性に応じたきめ細かな景観誘導を図るとともに、市民や事業者の一層の景観意識の高揚を図る必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 景観形成の推進

① 下関市景観計画の推進

下関市景観計画に基づく行為の届出制度により、景観形成基準に則した景観誘導を図るとともに、地域特性を活かした景観形成を誘導する必要のある地区、また、よりきめ細かな景観形成を重点的に推進する必要のある地区として、景観形成地域、景観重点地区等の指定を進めます。

また、良好な景観を形成するための活動を行っている市民・事業者・団体を表彰するなど、市民の景観まちづくりに対する関心の醸成を図ります。

主な取組

- ・都市景観及び自然景観形成の推進
- ・景観形成地域、景観重点地区の指定

② 関門景観形成の推進

本市のシンボリックな空間である関門海峡との関わり合いを重視した魅力ある海辺の景観の形成を図るとともに、海峡を共有する北九州市と連携した一体的な景観形成を推進します。

主な取組

- ・北九州市と連携した一体的な景観形成の推進

③ 花とみどりのまちづくりの推進

快適で美しく魅力的な都市環境を創出するため、官民による連携・協働の取組拡大を目指し、国道9号沿線など幹線道路における花壇の美化活動をはじめとした、花とみどりのまちづくりを推進し、彩りと潤いのある景観形成を図ります。

主な取組

- ・下関花いっぱい計画の推進

④ 夜間景観形成の推進

まちの魅力を高めるため、また、市民が快適に生活できる光環境づくりのため、下関市夜間景観形成基本方針に基づき夜間景観整備の誘導を行い、良好な夜間景観の形成を図ります。

主な取組

- ・ライトアップ施設の整備

⑤ まちなかの魅力向上等の情報発信の推進

魅力ある景観や活動等の情報を発信することにより、市民や事業者の景観意識の向上を図ります。

主な取組

- ・魅力ある景観や活動等の情報発信

(2) 屋外広告物の規制の適正な運用

① 屋外広告物の規制の適正な運用

下関市屋外広告物条例の適正な運用により、必要な規制を行うとともに、今後増加が見込まれるデジタルサイネージも含め、周辺景観に調和した広告デザインへの誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。

主な取組

- ・周辺景観に調和した広告デザインへの誘導

(3) 景観まちづくり活動の推進

① 景観まちづくり活動の推進

市民・事業者・行政の連携により、景観まちづくりを推進し、必要となる支援を行います。

主な取組

- ・景観まちづくり活動支援

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
魅力ある下関らしいまちなみや景観などが形成されていると感じる市民の割合	%	R6	32.4	36.0	40.0

〈関連個別計画〉

- 下関市景観計画 平成 22(2010)年度～
- 下関市景観基本計画 平成 20(2008)年度～

第3節 住環境の整備

〈現状と課題〉

- 本市が供給している公営住宅等は約7千戸あり、老朽化した住宅や、高齢化の進行や多様化するライフスタイルに合致しない住宅も多くなっています。
- そのため、建替えや個別改善等の実施により安全で良質な住宅の整備へと更新を図っていくことが必要となっています。また、今後、人口減少や少子高齢化がさらに進むことが予想されるため、将来的に適正な供給戸数とすべく団地の集約化を進めていく必要があります。
- 民間住宅においては、人口減少や住宅ニーズ及び社会基盤の変化にともない、良質な住宅ストックの形成や住み替えが進まず、結果として空き家が増加することによって、周辺地域に様々な影響を与え、地域の活力の喪失につながっています。そのため、管理が不適切な空き家への対策のほか、空き家にならないよう民間住宅の流通促進や利活用の促進、所有者等の意識の醸成を図るとともに、快適な住環境の整備を促進していく必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 公営住宅等の整備

① 公営住宅等の整備

住宅に困窮している低所得者の住生活を支援するため、地域特性や高齢者等の生活特性に配慮した住宅供給に努め、老朽化が進んだ住宅の集約建替や既存住宅ストックのバリアフリー化等を効率的に行い、良好な居住環境の形成を図ります。

主な取組

- ・老朽化した公営住宅等の集約建替
- ・公営住宅等ストックの総合改善

(2) 安全・安心な住環境の整備

① 空き家の活用、適切な管理の推進

空き家の増加により地域の活力が失われることから、中古住宅市場への流通促進や利活用の促進に取り組むとともに、住宅・空き家問題への意識啓発を図ります。また、管理が不適切な空き家は、周辺地域に悪影響を与えることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等に対し適切な管理を促します。

また、こうした取組においては、空き家情報のデータベース化など、デジタル技術を活用した業務改革も取り入れながら業務を推進します。

主な取組

- ・ 空き家の適切な管理・活用の推進
- ・ 危険空き家除去の推進

② 良質な住宅ストック形成の促進

良好な住環境の実現に向けて、良質な住宅ストックの形成の促進を図るとともに、マンション管理の適正化を促進し、人口減少を踏まえた持続可能な住環境の整備を進めます。

また、高齢化に対応した高齢者向け住宅や住宅セーフティネット制度の周知拡大を図り、住宅の安定確保の支援に努めます。

主な取組

- ・ 既存ストックの活用と更新の促進
- ・ 高齢者、障害者、子育て世帯等の居住環境整備の促進
- ・ 老朽マンションの適正な管理の促進

<目標指標>

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
下関市公営住宅等長寿命化計画における目標管理戸数の削減達成率	%	R5	0	12.3 (R9)	49.6 (R29)
空き家バンク累計成約件数	件	R5	86	230	360

<関連個別計画>

- 下関市公営住宅等長寿命化計画 平成30(2018)～令和9(2027)年度
- 下関市空家等対策計画 令和3(2021)～令和7(2025)年度
- 下関市マンション管理適正化推進計画 令和5(2023)～令和9(2027)年度

第4節 公共交通の整備

〈現状と課題〉

- 公共交通は、地域住民とりわけ自らの交通手段を持たない学生や高齢者等交通弱者にとって、なくてはならない移動手段であるとともに、地域の交流拡大・観光振興の基盤としての重要性や、自家用車に比べ環境負荷の少ない乗り物として、その果たすべき役割への期待は高まっています。
- 一方で、本市では人口減少や便利な自家用車への依存が進行する中で、公共交通利用者の減少が公共交通事業者の収益低下を招き、廃止や減便などが進み利便性が低下し、さらに利用者の減少を招くという悪循環に陥っています。また、近年は、公共交通を担う運転手不足が深刻化していることも利便性低下に拍車をかけています。
- 鉄道については、JR山陰本線の小串から山陰方面は特に利用者の少ない状況にありますが、広域交通ネットワークとして、持続可能性の確保が必要です。
- 離島航路については、六連島、蓋井島との航路が整備されており、離島における必要不可欠な移動手段となっています。
- 今後のさらなる人口減少や高齢化を見据えると、持続可能なまちづくりのためには、都市機能の効率的な配置や集中と併せて、公共交通網の合理化と利便性の向上が必要です。
- また、市民の移動手段の確保という観点から、交通事業者だけでなく福祉サービス等地域の輸送資源を総動員するなど、総合的で持続可能な交通体系の構築が必要です。

〈取組の方向〉

(1) バス交通等

① バス交通等の対策

バス交通については、下関市地域公共交通計画に基づき、まちづくりと連動した交通体系の構築により、交通事業者の路線の再編を促進します。

また、市生活バスなどにより、市民の移動手段として必要不可欠なバス路線の維持・確保を目指します。そのために必要となる、バス事業者の運転手確保・支援などの施策や、バス交通等の利用促進に取り組みます。

さらに、安全で快適な乗継ができるよう交通結節点における環境整備に取り組みます。

公共交通サービスでカバーできない部分については、タクシーや地域住民が主体となるコミュニティ交通の導入、福祉サービス等様々な地域の輸送資源を総動員し、地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保を目指します。

総合的で持続可能な交通体系の構築にあたり、MaaS(マース)やライドシェア、自動運転、キャッシュレス決済システムなど、新たな技術やしくみの導入も視野に入れ、合理化と利便性の向上を目指します。

主な取組

- ・バス路線の維持・確保
- ・バス交通等の利用促進
- ・バス利用環境の改善
- ・市生活バスの運行
- ・コミュニティ交通などによる移動手段の確保
- ・バス事業者の運転手確保・支援

(2) 鉄道交通

① 鉄道利用者の利便性向上

山陽本線、山陰本線については、市民の日常生活に必要な移動手段として持続可能性を確保するため、駅を活用した周辺地域のまちづくりや、観光利用促進等により、鉄道事業者と連携して利用促進に取り組みます。

山陽新幹線については、ビジネスや観光利用を見据え、駅を活用した周辺地域のまちづくりとの連携等により、広域交通としての利便性向上を目指します。

また、鉄道を利用しやすい環境整備として、主要駅のバリアフリー化や、他の交通機関との安全で快適な乗継が行えるよう環境整備に取り組みます。さらに、キャッシュレス対応の拡大による利便性向上を目指します。

主な取組

- ・鉄道交通の利用促進
- ・鉄道利用環境の改善

(3) 海上交通

① 離島航路の安定運航

離島住民の本土往来のための生活の足を確保するため、六連島航路、蓋井島航路の安定運航の維持を図ります。

主な取組

- ・六連島航路・蓋井島航路の安定運航

<目標指標>

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
市民のバス利用率	%	R5	9.4	10.2	10.9
市民の鉄道利用率	%	R5	8.5	9.2	9.9
コミュニティ交通オンデマンド路線数	路線	R5	5	5	5

<関連個別計画>

○下関市地域公共交通計画 令和7(2025)年度～

第5節 道路の整備

〈現状と課題〉

- 本市における交流や経済活動の活性化を図るためには、山陽・山陰・九州方面の諸都市をはじめ、市内各地域との連携を強化する必要があります。また、近年の大規模災害を踏まえ、事前防災及び迅速な復旧復興等、大規模災害に備えた国土強靱化を推進することが必要であり、医療・福祉・産業・物流等を支える幹線交通ネットワークの強化や災害時の代替性・多重性の確保が喫緊の課題となっています。
- 現在、市街地に国内外への物流機能が集中しており、国道や県道等に混入した大型車等の影響により、慢性的な交通渋滞を引き起こし経済活動に影響を及ぼしています。特に、国道2号長府印内周辺における渋滞は、経済活動の発展を阻害し、また、その先線にある長府トンネル周辺は、トンネルの老朽化や事故の多発など複合的な交通課題を抱えています。
- こうした状況において、地域経済が活性化し、安全・便利で快適な都市活動を確保するためには、主要な都市を結ぶ幹線道路網や各地域の拠点連携を図る道路の整備を進めることによる道路交通体系の強化が必要です。

〈取組の方向〉

(1) 広域交通連絡網の整備

① 高規格幹線道路の整備

九州方面、山陽・山陰方面等の周辺地域との広域的な新たな交流・連携を促進・強化し、市民生活や産業・経済を支え、交通機能等の向上及び平常時・災害時を問わない安定的な幹線道路ネットワークを形成するため、下関北九州道路や下関西道路、山陰道等の整備について、関係機関と連携の上、調査及び要望等に取り組めます。

主な取組

- ・山陰道、下関北九州道路、下関西道路の整備

(2) 地域連携道路の整備

① 国道・県道等の整備

市内の主要渋滞ポイントの解消、市民の移動における定時性や確実性、安全性、快適性の確保のため、また、災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、本市の主要国道2号・9号・191号をはじめ、その他国道や主要地方道及び一般県道等の整備を促進します。

主な取組

- ・ 国道の整備
国道2号印内周辺、長府トンネル周辺
国道9号壇の浦～長府外浦間
国道191号安岡～栗野間
国道491号下小月バイパス ほか
- ・ 県道の整備
県道下関長門線、下関美祢線、南風泊港線 ほか
- ・ 都市計画道路の整備
長府綾羅木線、幡生綾羅木線、筋川武久線 ほか

(3) 生活道路の整備

① 市道等の整備

渋滞の緩和や市民の買物等日常生活の安全性、快適性の確保を図るため、地区内の道路ネットワークの形成状況や、国道・県道の整備状況を踏まえ、市道の整備を推進します。

近年、激甚化・頻発化する災害に備えるため、災害の発生を予防し、または災害の拡大防止を目的とした、道路等の防災対策にも積極的に取り組みます。

交通死傷事故の減少を目指し、交通安全施設の適切な設置と改修により、歩行者の安全対策を推進します。特に、通学路については、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。緊急対策踏切に指定されている踏切道の改良を早期に実施し、踏切事故の防止を図ります。

また、現行道路法では対応できない私道について、舗装や安全施設の設置等に対し適切に助成します。

主な取組

- ・ 市道の整備・改良
小月小島線、無井田ノ尻線 ほか
- ・ 交通安全施設等の整備・改修
- ・ 市道の防災対策
- ・ 私道の整備に対する助成

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
安全で便利な道路機能が構築されていると感じる市民の割合	%	R6	38.2	44.1	50.0
市道の道路改良率	%	R5	63.0	63.3	63.7

〈関連個別計画〉

○下関市生活道路安全対策計画 令和元(2019)年度～

第6節 道路・橋梁等老朽化対策の推進

〈現状と課題〉

- 道路・橋梁などの社会インフラについては、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要があります。
- このため、特に橋梁等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）については、下関市橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、継続的な点検と計画的な調査・補修を実施し、機能を確実に維持するため、橋梁等の長寿命化を着実に推進していく必要があります。
- また、道路及び道路附属物についても、市民生活や社会・経済活動の最も重要な基盤であり、計画的な点検や補修対策による適切な維持管理を実施し、市民の誰もが安全で安心して利用できる道路空間の提供を推進していく必要があります。
- なお、建設産業の担い手不足や自然災害の激甚化・頻発化、インフラの老朽化などに加え、新型コロナウイルス感染拡大を契機にデジタル化が急速に進展して社会が大きく変容する中、今後、デジタル技術を活用しながら、建設産業の生産性向上や効果的で効率的なインフラマネジメントの推進をしていく必要があります。

〈取組の方向〉

（1）道路・橋梁等老朽化対策の推進

① 道路・橋梁等老朽化対策の実施

道路及び道路附属物については、各施設の特性を考慮した上で、点検・診断により施設の状況を正確に把握するとともに、点検・診断の結果や施設の利用実態に基づき、必要な改修や補修を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。

橋梁等については、事後的な維持管理から予防保全型への維持管理に転換し、下関市橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検・診断を実施するとともに、損傷状況と設置位置や交差物等の環境状況を指標とした優先度評価を行い、優先度の高いものから計画的に補修を順次実施します。

実施に際しては、地域の実情や将来的な利用状況に応じた各施設の集約・撤去や、新技術等の利活用に積極的に取り組みます。

建設現場の生産性向上を目的として、デジタル技術の活用などDXの推進に取り組みます。

主な取組

- ・道路及び道路附属物の老朽化対策の実施
- ・市道橋梁等の長寿命化の実施
- ・建設現場の生産性向上を目的とした建設DXの推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
橋梁等健全度割合	%	R5	87.0	89.0	90.6

〈関連個別計画〉

- 下関市道路維持修繕計画 令和2(2020)年度～
- 下関市橋梁等長寿命化修繕計画 令和2(2020)～令和11(2029)年度

第7節 河川・海岸環境の整備

〈現状と課題〉

- 地域の暮らしや歴史・文化と深く関わる河川については、市民の自然環境に対する保全意識が高まる中、治水上の安全性を確保しつつ、多様な自然環境をできるだけ保全し、改変する場合も最小限に留めて、良好な自然環境が復元できるような川づくりが求められています。
- 都市部の中小河川は、開発の進展により雨水の流出形態に変化が生じたことにより治水の安全性が低下している状況にあることや、近年、全国各地で水害が頻発しており、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が懸念される中、河道掘削、河川堤防や洪水調整施設の整備などの雨水排水対策を進めていく必要があります。また、本市は地勢的に丘陵地が多く、特に地質が脆弱な箇所等は、がけ崩れ等の災害が発生する危険性が高まるため、その対策を推進していく必要があります。
- また、これらの施設整備には時間を要することから、施設整備と洪水ハザードマップ等のソフト対策を効率的かつ効果的に組み合わせた対策が必要となっています。
- 本市は、全国有数の海岸線を有しており、市民を災害から守る海岸保全施設等の整備を行うとともに、海岸漂着物対策に取り組む必要があります。特に山陰海岸において、漁港関連施設や民家等が高潮時の越波等による浸水被害を受けており、また、山陽海岸においても市民の生命及び財産、企業活動を守る観点から高潮対策の早期完成が求められています。

〈取組の方向〉

(1) 河川環境の整備

① 河川環境の整備

護岸の整備等で治水安全度を上げることにより、流域住民等の生命・財産を守るとともに、治水と自然の調和を創出し、周辺住民の生活環境の向上を図るため、国、県及び関係機関と連携した整備事業を推進します。

木屋川ダム再開発事業における水源地域整備計画による環境整備及び周辺住民の生活環境の向上を目的に活動する協議会に対し、業務支援を行うとともに、実施に向け関係機関との調整・連携を図ります。

近年、多発化する局所的な集中豪雨による浸水被害の対策工事を行うとともに、水路網調査や洪水ハザードマップ等のソフト対策を推進します。

近年、激甚化・頻発化する災害に備えるため、災害の発生を予防し、または災害の拡大防止を目的とした、河川等の防災対策にも積極的に取り組みます。

崩壊の危険がある急傾斜地の崩壊防止対策について、地元の合意形成を得た上で事業進捗を図り、安全性の向上を目指します。

主な取組

- ・河川氾濫防止のための河川改修及び生態系に配慮した良好な水辺空間の提供
- ・三豊地区木屋川ダム嵩上げ対策協議会への支援
- ・浸水被害軽減のための水路網調査及び雨水排水施設及び雨水渠等の整備
- ・災害の発生予防・拡大防止のための河川護岸の整備及び河川の浚渫
- ・崩壊危険区域として指定された急傾斜地の崩壊防止対策

(2) 海岸環境の整備・保全

① 海岸保全施設整備等

地震・津波の頻発化や激甚化する台風・低気圧災害等への対応及び冬季風浪時に波浪の影響を受けやすい自然条件の厳しい海岸の周辺住民を、越波や飛沫による被害から守るため、越波防止や防風施設整備等の安全対策を実施するとともに、海岸漂着物については、山口県や近隣自治体と連携し適切に処理します。

主な取組

- ・越波及び飛沫による地域住民等に対する被害防止
- ・漁港施設の機能診断・対策計画策定及び耐震・耐津波・耐浪化、長寿命化対策の実施
- ・海岸漂着物の処理

② 海岸高潮対策

高潮から市民生活や企業活動を守るため、防護施設の整備を適切かつ計画的に推進します。また、施設の整備と併せてハザードマップを活用した津波・高潮からの防災意識の普及啓発に努めます。

主な取組

- ・海岸保全施設整備

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
浸水箇所整備率	%	R5	66.7	73.5	78.6

〈関連個別計画〉

- 下関港長期構想 平成30(2018)年度～
- 下関市地域防災計画
- 下関市国土強靱化地域計画 令和3(2021)～令和7(2025)年度

第8節 公園・緑地の整備

〈現状と課題〉

- 公園や緑地は、都市における貴重な環境基盤であり、潤いある生活環境の形成、良好な都市環境の形成、コミュニティ形成、健康増進、こども・子育て支援、地域経済の活性化、歴史・文化の継承、生態系保全、災害時の避難場所としての役割などを担っています。
- 公園や緑地は、高度経済成長期を中心にその量的確保や保全を進めてきましたが、近年は、人口減少下の厳しい財政制約の中での効率的な整備、老朽化した施設の適切なメンテナンスが課題となっています。また、時代の変化や多様化するニーズに対して十分その潜在力を活かしきれていない公園も散見されます。
- 今後の公園のあり方として、公園を都市の魅力を高めたり、生活の質や利便性の向上に資する資産と捉え、各公園の個性を活かしたりリノベーション等により、利用価値を高める取組が必要です。
- ニーズに対応した柔軟な管理運営を、行政だけが担うのではなく、市民、事業者等をステークホルダーとして参画を促し、パートナーシップで公園マネジメントができる環境整備を進めることが重要です。

〈取組の方向〉

(1) 公園の整備・保全・利活用

① 公園の整備

本章で示した方向性を踏まえ、市域全体の公園や緑地の配置、充足状況や緑の基本計画等に基づき、人々の憩いの場、にぎわいの拠点、本市の顔となる都市公園の計画的な整備や再編を行い、緑豊かでゆとりある都市生活を支えます。

火の山公園は、関門景観と一体となった施設整備により、関門地域の魅力のブランド化に資する公園として再整備を推進します。

老の山公園は、下関北九州道路の計画を踏まえた上で、響灘の美しい眺望を活かした公園として再整備を検討します。

長府苑(旧田中隆邸)は、歴史・文化と調和した緑とまちなみの残る長府地区の観光に資する公園として整備を検討します。

また、障害の有無にかかわらず、様々な個性を持つ子ども達が、一緒に遊び、学ぶことができる環境が整備されたインクルーシブ公園の整備を推進します。

さらに、身近な街区公園等のリノベーション等を検討します。

なお、長期未整備の都市計画公園については、本章で示した方向性を踏まえ、適正な評価を実施します。

主な取組

- ・火の山公園、老の山公園の再整備
- ・長府苑(旧田中隆邸)の整備
- ・インクルーシブ公園の整備
- ・身近な街区公園等のリノベーション

② 公園の保全、利活用

公園の保全については、下関市公園施設長寿命化計画等に基づき老朽化した施設の計画的な更新を進めるとともに、年数が経過し、巨大化、繁茂した樹木の植栽管理を適切に行うことで、ライフサイクルコストの低減に取り組みます。

また、AIやキャッシュレス決済等、急速に進化するDXの技術を公園の管理運営にも導入し、効率的な維持管理に努めるとともに、市民が利用しやすい公園の環境整備を推進します。

維持管理における官民連携として、令和4(2022)年度より試行的に導入した都市公園における指定管理者制度の導入を、一層拡大し、民間のノウハウを取り入れたサービスの向上や、公園管理におけるコストの改善を図ります。

さらに、民間事業者による活用見込みのある公園においては、Park-PFI 制度により、にぎわいを創出しつつ、民間収益の一部を公園の整備や管理へ充当することで、公園の質の向上を促進します。

また、地元の有志で構成する公園愛護会や、都市再生推進法人等エリアマネジメント組織との連携を強化することで、地域と連携した公園の管理運営に努めます。

主な取組

- ・公園長寿命化計画の推進
- ・指定管理者制度の導入拡大
- ・Park-PFI 制度による民間活力の導入
- ・愛護会、エリアマネジメント組織等との連携

(2) 都市緑化の推進、保全

① 都市緑化の推進、保全

緑の基本計画の改定や公園マネジメント基本計画、街路樹管理計画の作成など、都市緑化の計画的な推進を図ります。

また、定期的に街路樹の点検診断を行い、安全確保を行うとともに、適切に管理することにより、良好な都市緑地空間を創造します。

さらに、国の行う民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度を活用し、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込みを検討します。

自然環境の保全については、瀬戸内海国立公園火の山をはじめ、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園等の自然公園について、自然に親しむことができる野外レクリエーション施設の整備に配慮し、優れた美しい自然の風景地を保護していくため、国や県と連携し、良好な自然環境の保全に努めます。

また、都市部においては、風致地区内の緑地を適切に管理することで自然と調和した住環境の保全を図ります。

併せて、都市緑化の啓発のため、緑化祭の開催などイベント等を通じ、市民の緑化意識を醸成します。

主な取組

- ・緑の基本計画等、都市緑化の計画的な推進
- ・緑化祭の開催

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
都市公園における行為許可件数	件	R5	207	223	240

〈関連個別計画〉

- 下関市公園施設長寿命化計画 平成 26 (2014)～令和 15 (2023) 年度
- 下関市緑の基本計画 平成 27 (2015)～令和 17 (2035) 年度
- 下関市街路樹管理計画 令和7 (2025) 年度～

第9節 上水道の整備

〈現状と課題〉

- 水道は、健康で文化的な生活を営むための最も重要な施設の一つとして、また、各種の産業活動の原動力の一つとして必要不可欠なものです。
- 人口の減少や節水機器の普及により、水需要は減少する一方で、施設・管路の老朽化は進んでおり、これらの更新にかかる投資費用の増大が見込まれます。
- 全体管路延長に対する更新率は、口径の大きい送水管を中心に更新を行っているため、年1%を下回っており、単純にすべての管路を更新するには100年以上の年月を要するため、老朽化に対して更新が追いついていない状況です。
- 加えて、事故や災害に対して、より強靱な施設・管路の整備が求められており、さらなる投資費用の増大が見込まれます。また、官民ともに人材不足が深刻化しており、人材の確保や技術継承も大きな課題となっています。
- このような中、施設・管路の強靱化とサービスの向上を図りながら事業を持続していくためには、施設・管路の統廃合や施設規模の合理化、デジタル技術などの新しい技術の活用はもちろんのこと、官民連携や広域化の検討、資産管理の質の向上による効果的な維持管理の実施など、経営の効率化と事業資金の確保が必要です。
- また、事業の実施には浄水処理やポンプによる送水などに大量のエネルギーを必要とするため、脱炭素社会の実現に向け、積極的に取り組むことが求められます。

〈取組の方向〉

(1) 上水道の整備等

① 上水道の整備等

市内最大の浄水場である長府浄水場は、築後70年以上が経過しており、施設の老朽化が顕著にあらわれています。このことから、処理能力の回復と併せ事故や災害に強い施設とするためにDBO方式(民間ノウハウを活用して設計・建設・維持管理を一体発注する方式)により更新を行います。

事故や災害に強く安全で安心できるライフラインとしての水道施設を確保するため、主要な配水池や重要給水施設に供給している配水管の耐震化を推進します。また、地震などの大規模災害が発生した際には、市民生活への影響を最小限とするよう、「下関市水道事業継続計画(BCP)」に基づき、業務の継続性を確保しながら、早期の復旧を図ります。

水道管の破損事故による漏水を未然に防ぐため、老朽化した管路の更新を計画的に実施します。

経営の効率化のため、施設・管路の統廃合や施設規模の合理化など、施設配置の最適化に向けた検討を行います。また、管体調査や漏水調査をはじめとし、効果的な維持管理をすることで、施設の機能や性能をできるだけ長期間維持できるよう努めます。

限られた人員で事業を継続し、災害時における現場対応力などを確保するため、計画的な局内研修や局外研修、効果的な職場内研修の実施などにより、さらなる職員の資質向上・技術水準の維持向上を図ります。

より良いサービスを提供するため、使用水量や水道料金が確認できるアプリを導入し、また、施設・管路の点検にタブレット端末などのデジタル機器の活用やAIを活用した衛星画像解析による漏水調査計画を検討するなど、DXの推進に積極的に取り組みます。

脱炭素社会の実現に向け、施設の効率的な運転に努めることはもちろん、省エネルギーに配慮したポンプへの更新を実施することや、マイクロ水力発電導入の検討など、GXの推進に積極的に取り組みます。

主な取組

- ・長府浄水場の諸施設の更新
- ・老朽水道施設（構造物及び管路）の更新
- ・主要配水池及び重要給水施設管路の耐震化
- ・水道事業経営の効率化と安定化

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
浄水施設の耐震化率	%	R5	1.6	35.7	80.0
基幹管路の耐震適合率（水道）	%	R5	43.6	46.9	50.2

〈関連個別計画〉

- 下関市上下水道局中長期ビジョン（経営戦略）令和7（2025）～令和16（2034）年度
- 下関市水道事業継続計画（BCP）令和6（2024）年度～

第10節 工業用水道の整備

〈現状と課題〉

- 工業用水道は、「産業の血液」とも称され、地域産業に不可欠な重要なインフラと位置付けられます。
- 本市の工業用水道事業は、昭和44(1969)年に大和町・彦島地区、昭和45(1970)年に小月地区を対象として事業を開始し、現在の供給能力は24,000 m³/日で、ユーザー企業8社に22,810 m³/日の工業用水を供給しています。
- 産業構造の変化などによる大口ユーザー企業の撤退・減量などが全国的な問題となっていますが、現在受水しているユーザー企業については撤退・減量の予定がないことから、本市では水需要の大幅な変化はない見込みです。
- 工業用水道の施設は、上水道の施設の一部を利用することで効率的な運用を行っていますが、事業創設当初に設けられた配水管の多くがまだ残っており、老朽化の進行に加え、配水管路の耐震化適合率が全国平均(令和3(2021)年度末 46.6%)を大幅に下回っていることから、施設の耐震化・強靱化への取組を強化することが求められています。
- また、事故や災害に対して、より強靱な施設・管路への整備が求められており、さらなる投資費用の増大が見込まれます。
- このような中、工業用水道事業においても、上水道と同様の課題を多く抱えていることから、デジタル技術などの新しい技術の活用等、水道事業と併せ効果的な取組を行うことで、経営の効率化と事業資金の確保が必要です。

〈取組の方向〉

(1) 工業用水道の整備等

① 工業用水道の整備等

主要な資産である配水管は、布設から50年以上が経過していることを踏まえ、「産業の血液」である工業用水を、ユーザー企業に安定供給するため、効率的に老朽施設を更新し、管路の耐震化やバイパス管の設置による複線化などにより、強靱化を図ります。

また、地震などの大規模災害が発生した際には、ユーザー企業の操業への影響を最小限とするよう、「下関市工業用水道事業継続計画(BCP)」に基づき、業務の継続性を確保しながら、早期の復旧を図ります。

経営の効率化のため、水道事業と連携し、管体調査や漏水調査をはじめとした効果的な維持管理をすることで、施設の機能や性能を可能な限り長期間維持できるよう努めます。

主な取組

- ・ 工業用水道配水管路の耐震化

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
配水管路の耐震化適合率（工業用水）	%	R5	25.5	30.2	35.5

〈関連個別計画〉

- 下関市上下水道局中長期ビジョン（経営戦略）令和7（2025）～令和16（2034）年度
- 下関市工業用水道事業継続計画（BCP）令和5（2023）年度～

第 11 節 下水道の整備

〈現状と課題〉

- 下水道や農業・漁業集落排水処理施設は、家庭や工場などから排出される汚水を集め、きれいにした上で、河川や海などに放流しています。清潔で住み良い生活環境の確保や水質保全を図るために、汚水を集合処理する施設です。
- 集落排水処理施設の整備は既に完了しており、下水道は令和8(2026)年度に計画区域の整備がおおね完了する予定で、今後は、事業の中心が区域の拡大から維持管理・最適化へとシフトしていきます。
- 人口の減少などにより、下水道使用料などの収入は減少する一方で、供用開始から50年以上経過している施設・管路の老朽化は進んでおり、これらの更新にかかる投資費用の増大が見込まれる中、官民ともに人材不足が懸念されており、人材の確保や技術継承も課題となっています。
- 加えて、近年、自然災害が頻発していることを踏まえ、より強靱な施設・管路の整備に加え、浸水が繰り返し起きている地域の被害軽減に向けた対策を図る必要があり、さらなる投資費用の増大が見込まれます。
- このような中、施設・管路の強靱化とサービスの向上を図りながら事業を持続していくためには、施設・管路の統廃合や施設規模の合理化、デジタル技術などの新しい技術の活用はもちろんのこと、官民連携や広域化の検討、ストックマネジメント(長期的な視点による施設管理の最適化)の実施など、経営の効率化と事業資金の確保が必要です。
- また、事業の実施には、汚水処理などに大量のエネルギーを必要とすることや、下水汚泥を資源として活用できる可能性があることから、脱炭素社会の実現に向け、積極的に取り組むことが求められます。

〈取組の方向〉

(1) 下水道の整備等

① 下水道の整備等

清潔で住み良い生活環境の確保と河川や海などの水質保全を図るため、下水道や集落排水処理施設を適正に維持管理し、老朽化施設は、計画的に改築・更新・最適化を実施します。

災害発生時における機能維持を図るため、施設の強靱化などの対策を実施します。

近年多発する、集中豪雨による災害から市民の生命・財産を守るため、浸水が繰り返し起きている地域や浸水が想定される地域の被害軽減に向け、計画的に雨水渠を整備するなどの対策を実施します。また、地震などの大規模災害が発生した際には、市民生活への影響を最小限とするよう、「下関市下水道事業継続計画(BCP)」に基づき、業務の継続性を確保しながら、早期の復旧を図ります。

経営の効率化のため、また、限られた人員により事業を継続して実施するため、施設・管路の統廃合や施設規模の合理化、ウォーターPPP(民間ノウハウを活用した水分野の管理・更新一体マネジメント方式)、汚水処理方法の最適化などの検討を行います。また、ストックマネジメントにより、事業費の平準化に留意しながら老朽施設の改築・更新を実施することで、機能の維持を図りながら、効

果的な維持管理を行います。

AIを活用した施設運転の最適化やデジタル技術を活用した施設の劣化状況把握を検討するなど、DXの推進に積極的に取り組みます。

脱炭素社会の実現に向け、施設の効率的な運転に努めることはもちろん、汚水処理過程で生じる下水汚泥の堆肥化等を検討するなど、GXの推進に積極的に取り組みます。

主な取組

- ・ 下水道施設及び集落排水処理施設の適正な維持管理と老朽化対策
- ・ 下水道施設の災害対策（耐震化、耐水化）
- ・ 市街地における浸水対策
- ・ 処理場の統廃合

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
重要管路の耐震化率（下水道）	%	R5	44.5	47.2	49.7
下水道による都市浸水対策達成率	%	R5	21.7	44.2	62.3

〈関連個別計画〉

- 下関市上下水道局中長期ビジョン（経営戦略） 令和7（2025）～令和16（2034）年度
- 下関市下水道事業継続計画（BCP） 平成26（2014）年度～

第12節 港湾の振興

〈現状と課題〉

- 国際拠点港湾である下関港は、東アジアに近い地理的優位性を活かしたスピーディーかつ定時性の高い国際複合一貫輸送サービスを最大のセールスポイントとして、アジアと我が国の人・物の交流を支えるゲートウェイとして重要な役割を果たしています。
- グローバル化が進展する中、中国や韓国等東アジア諸国と我が国の交流は、ますます重要度を増し、地域レベルにおける国際化は活発化しています。しかしながら、競合する航路や航空路との競争激化等にもなう下関港の優位性の低下や、アジア域内での生産拠点のシフトなどを背景に下関港を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後、下関港の競争力を維持・強化していく必要があります。
- こうした中、地域経済活力の向上に貢献する国際物流拠点として、港湾機能の拡大・強化を図ることで、今後も経済成長が期待される東アジアに近い地理的優位性、さらには良好な国内アクセス網を活かし、産業のグローバル化を支える東アジアとのゲートウェイとして、高速物流を活かした使いやすさなどづくりが求められています。
- また、港湾を取り巻く情報を有機的につなげるサイバーポートの構築や、カーボンニュートラルの実現に向けた取組などを通じて、脱炭素化に取り組む船社や荷主から選ばれる競争力のある港湾の形成が必要となっています。
- 一方、既存の港湾施設においては、老朽化により機能低下が進んでいることから、機能の維持・強化を図るため、適正な維持管理とより計画的な整備が必要です。
- 加えて、大規模災害に備えるため、ハード・ソフトの両面から災害に強いみなどづくりの推進が求められています。

〈取組の方向〉

(1) 使いやすさなどづくり

① 港湾エリアの一体化と物流機能の集約

国際フェリー貨物及びRORO貨物等の荷役の効率化を図るため、混在する国際フェリーターミナル機能の集約に取り組み、物流エリアと人流エリアの分離を行います。

主な取組

- ・ 国際フェリーターミナル機能の集約
- ・ 物流エリアと人流エリアの分離

② 国際物流ターミナル等の機能強化

下関港において、新たな需要動向に応じた国際物流ターミナル機能の強化を図ります。また、ポートセールスを通じて、産業振興用地への企業誘致を推進し、港湾貨物の創出や雇用創出につながる物流産業拠点の形成を図ります。

主な取組

- ・国際物流拠点の形成
- ・物流産業拠点の形成（新港地区（長州出島）、長府地区、本港地区）
- ・国内、国外ポートセールス

③ 未利用地及び未利用施設の利用転換の推進

西山地区及び福浦地区、長府地区における未利用地や未利用施設の有効活用や廃止を検討し、地域活性力の向上につなげます。

主な取組

- ・未利用施設の有効活用及び廃止
- ・土地利用の見直し

(2) 災害に強いみなとづくり

① 大規模災害における施設整備の強化

緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の早期完成を目指します。また、地震や津波、台風、高潮等の大規模災害時において、幹線貨物輸送のための耐震強化岸壁の整備促進を図ります。

主な取組

- ・耐震強化岸壁の整備

② 緊急輸送経路の整備・検討

本港地区及び新港地区において、災害時においても、市内への輸送ルートが確保できるようネットワークを強化するとともに、九州圏との陸上アクセスを確保する市外への代替輸送ルートの検討に取り組めます。

主な取組

- ・市内輸送ネットワークの強化
- ・市外への代替輸送ルートの検討

③ 大規模災害時における危機管理体制の確立

大規模災害発生後に早期に港湾機能の回復を図り、地域経済活動を維持するため、港湾BCP等の対策を講じます。

主な取組

- ・港湾相互の広域連携
- ・民間事業者との連携強化

(3) スマート運営のみなとづくり

① 戦略的維持管理の推進

高度成長期に整備した施設が多く存在する下関港において、既存施設の延命化及びライフサイクルコストの平準化・縮減を図るため、予防保全の観点を踏まえた戦略的な老朽化対策に取り組みます。また、港湾手続きを電子化し、港湾全体の生産性向上を図ります。

主な取組

- ・戦略的な老朽化対策の実施
- ・港湾物流の生産性向上に資する港湾におけるDXの推進

② 二酸化炭素削減に向けた取組

港湾における脱炭素化推進計画に基づき、貨物の輸送体制において、鉄道貨物ターミナルを活用したシーアンドレールの推進や、港湾緑地・藻場の整備に努めます。また、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、上屋等のLED照明化や再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガス削減に向けた港湾荷役の省エネ・エコ化への取組を促進します。

主な取組

- ・港湾緑地、藻場の整備
- ・脱炭素化の促進に資する港湾におけるGXの推進

③ 効率的な管理・運営に向けた取組

港湾施設の再編等、土地の有効活用に取り組みながら、効率的な事業進捗を図ります。また、老朽化した公共上屋や民間倉庫の更新にともなう複数事業者による施設の再編や高度化、施設更新時期の調整による効率化等、民間活力を導入した効率的な管理・運営に向けた取組の検討を行います。

主な取組

- ・港湾施設の再編及び集約
- ・民間活力を導入した管理・運営

④ 地元企業の要請への対応

地元企業の要請に柔軟に対応できる開かれた港湾運営を図り、臨港地区内の未利用地等の有効活用を推進し、効率的かつ効果的な土地の管理・利用促進に取り組みます。

主な取組

- ・未利用地等の効率的かつ効果的な管理・利用促進

⑤ 近隣港湾との連携強化

九州圏とのアクセス路は主に北九州市東部に集中していますが、計画されている西側へのアクセス路が整備されることにより、物流・人流ともに九州圏との相互アクセス性の飛躍的な向上が期待できることから、さらなる発展のために、近隣港湾との連携強化を図ります。

主な取組

- ・九州圏とのアクセス強化

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
輸出入貨物量	万トン	R5	251	280	310

〈関連個別計画〉

- 下関港長期構想 平成30(2018)年度～
- 下関港港湾計画 平成30(2018)年度～
- 下関港港湾脱炭素化推進計画 令和7(2025)年度～
- 下関港事業継続計画 平成28(2016)年度～
- 下関市地域防災計画
- 下関市国土強靱化地域計画 令和3(2021)～令和7(2025)年度

第13節 スマートシティの推進

〈現状と課題〉

- 本市は、少子高齢化による人口減少が加速しており、地域産業における人材不足による生産性の低下や高齢者を中心とした交通弱者の増加をはじめ、健康福祉や教育、防災、さらにはエネルギー、環境といった市民生活を取り巻く多岐にわたるサービス機能の低下が懸念されます。
- こうした状況は、本市の未来を担う若者層の人口流出をはじめ、市内経済の衰退を引き起こす大きな要因となっています。
- このことから、「住みたい・住み続けたいまち」の実現に向けて、「デジタル技術を活用した生活の利便性の向上を図るサービスづくり」、「デジタル社会への適応力の向上を図る人づくり」、「デジタル関連産業の集積による仕事づくり」を推進していく必要があります。

〈取組の方向〉

(1) スマートシティの推進

① デジタル技術を活用した生活の利便性の向上を図るサービスづくり

住みたい・住み続けたいまちの実現を図るため、行政や民間事業者が持つ、健康・福祉・医療や交通をはじめ、物流・防災・エネルギー・観光・金融など様々な分野におけるデータやサービスをデータ連携基盤でつなぎ、市民のニーズに沿った付加価値の高いサービスを構築し、提供することで、諸課題を解決し、市民生活の質の向上を図ります。

主な取組

・行政・民間事業者が持つ各種サービスの連携・開発の推進

② デジタル社会への適応力の向上を図る人づくり

市民誰もがデジタルサービスを利用できるよう、高齢者等に対するサポート体制の強化を図り、デジタルデバイド(情報格差)の解消に努めます。

また、下関市立大学のデータサイエンス学部との連携を強化し、子ども達や若者層を中心に、デジタル技術への興味・関心やデジタル社会への適応力を高め、将来、本市のデジタル関連産業の一翼を担う次世代人材となるよう、教育・育成を推進します。

主な取組

・デジタルデバイド対策及びデジタル人材育成の推進

③ デジタル関連産業の集積による仕事づくり

官民で構成するスマートシティ推進協議会と下関市立大学のデータサイエンス学部が連携し、市民が利用する様々なサービスから得られたデータを市民の許諾のもと、分析し、新たな政策の展開やサービスの開発につなげます。

また、これらを民間事業者に提供し、さらなる高質なサービスの開発や新たなビジネスの創出を促

進するなど、民間事業者との共助の関係性を構築します。

さらに、これら取組を通して、デジタル関連産業の集積を図り、魅力的な仕事や雇用を創出するなど、若者層に関心の高い仕事づくりを推進します。

主な取組

・デジタル関連産業及び優秀なデジタル人材の集積

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
しもまちプラス等で提供する各種サービスの利用率	%	R5	22.2	30.0	50.0

〈関連個別計画〉

○スマートシティ基本設計 令和3(2021)年度～

第6章

環境

<方向性>

- 関門海峡や長く美しい山陰海岸、緑豊かな山並み、ホテルの生息する清らかな河川などの自然の適切な保全と活用を図り、その環境を将来の世代へ引き継ぎます。
- 健全で恵み豊かな生活を維持し、私達の暮らしが環境負荷につながらないよう、自然と人が共生し、調和のとれた社会への転換を市民、事業者、行政が一丸となって目指します。
- 再生可能エネルギーの導入・活用などの脱炭素社会の構築や、循環型社会の進展を目指し、これらの取組を次世代に引き継ぐために、環境教育、環境学習の場づくりを進めます。

第1節 豊かな自然や暮らしの環境の保全

第2節 自然と調和した脱炭素社会の構築

第3節 循環型社会の進展を目指した廃棄物処理の推進

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
都市・生活基盤において、安全安心で、環境にもやさしく、市民のニーズに沿ったサービスの提供も充実しており（ソフト面）、不便や不安なく日常生活を送っていると感じている市民の割合	%	R6	19.4	20.0	34.0

第1節 豊かな自然や暮らしの環境の保全

〈現状と課題〉

- 本市は、瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園を有する自然環境の豊かな地域であり、多くの動植物が生息しています。本市を取り巻く環境が、生物多様性に支えられた自然・生態系との均衡のもとに成り立っていることを認識し、恵みある自然環境の保全に努めるとともに、人と自然との健全なふれあいを通じて自然との共生を図り、持続可能な社会の構築を目指すことが重要です。
- 人々の活動や開発による動植物の個体数や生息域の減少が見られているほか、温暖化による生態系への影響が懸念されています。また、外来生物は人間の意図を超えて生息・生育域を拡大し、在来種の生息・生育環境を脅かしています。生物多様性に悪影響をもたらす問題に向けた取組が重要です。
- 本市における大気、水質、土壌などの生活環境はおおむね良好な状況で推移しています。一方で、鉄道や道路などの社会インフラや工場などの事業所があることから、環境負荷の低減に向けた継続的な取組が重要です。

〈取組の方向〉

(1) 自然との共生

① 生物多様性の保全

令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全することを目指す「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」の目標達成に向けて、山口県との連携を通じて、生物多様性保全に関する情報提供等を行います。また、生物多様性に大きな影響を与えている外来生物の状況や生態系、生活環境等への影響の把握に努め、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の外来種被害予防三原則を広く定着させます。

主な取組

- ・ 外来生物に関する普及啓発の推進

(2) 良好な生活環境の確保

① 生活環境の保全

計画的な環境調査を継続的に実施し、環境の状況に応じた取組につなげることで良好な生活環境を確保するとともに、市民への環境情報の適切な提供に努めます。

主な取組

- ・ 環境調査体制の整備
- ・ 環境基準達成率の向上

② 環境負荷の低減

環境法令等に基づき、汚染物質を排出する工場などの監視・指導を適切に行い、環境負荷の低減に努めます。

主な取組

- ・環境監視体制の充実

③ 健康で文化的な生活の確保

近年増加している家庭生活に起因する公害苦情などについて、下関市環境保全条例に基づき、必要な調査・指導を通じて、市民に対して適切な管理を促すことで健康で文化的な生活の確保に努めます。

主な取組

- ・広報活動による普及啓発の推進

(3) 環境美化の推進

① 環境美化活動の推進

市民、事業者等に対して、環境美化の促進を図り、地域の生活環境の向上に努めます。

主な取組

- ・ポイ捨て、飼い犬ふん放置、落書き防止の啓発
- ・路上喫煙禁止に係る指導、啓発

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
環境基準達成率(大気・水質)	%	R5	93.2	100	100

〈関連個別計画〉

○下関市環境基本計画 平成29(2017)～令和8(2026)年度

第2節 自然と調和した脱炭素社会の構築

〈現状と課題〉

- 本市は、令和 32(2050)年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティしものせき」を宣言しました。中間目標として令和 12(2030)年度までに温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で、46%削減することを目指しています。また、令和6(2024)年9月には国の脱炭素先行地域に選定され、令和 11(2029)年度までの期間において国の支援のもと、海響館等の観光施設や第3次産業が集積する市街地を中心とした脱炭素・地域活性化に取り組んでいきます。
- 2050年脱炭素社会の実現において、地域脱炭素は地域の成長戦略であり、市民・事業者・行政など地域の関係者が主役となって、今ある技術により再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用することが重要です。地域脱炭素は、防災や暮らしの質向上等の地域課題を解決し、地方創生に貢献することが期待されていますが、その取組をどのように広げていくかが課題です。
- 再生可能エネルギーは、有効に活用することで、エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減を図ることができます。エネルギーの地産地消を図ることは、地域の環境保全と経済活性化の同時達成の鍵となります。

〈取組の方向〉

(1) 生活環境と自然との調和 ～ 脱炭素型のライフスタイルへの転換

① 脱炭素社会に向けたライフスタイルの推進

豊かな生活を維持し、私達の暮らしが環境負荷につながらないように、脱炭素型のライフスタイルやワークスタイルへの転換の重要性を市民、事業者へ広く啓発し、地域の脱炭素化に向けた取組を推進します。

主な取組

- ・市民、事業者に対する省エネ行動や脱炭素行動への意識啓発
- ・イベント等を通じた、環境意識の醸成
- ・率先して環境に配慮した行動ができる人づくり

② 環境に配慮した消費行動の推進

生活の質を落とさず、環境に配慮した商品やサービスを選択する消費行動を推進します。

主な取組

- ・エネルギー効率の高い商品の選択の推進
- ・公共交通や自転車の利用など環境にやさしい移動手段への転換

(2) エネルギーと自然との調和

① 再生可能エネルギーの活用

脱炭素社会の実現には、私達の生活に欠かせないエネルギーを、できるだけ二酸化炭素を排出しないエネルギーへ転換することが必要です。地域で消費するエネルギーを太陽光や風力など、再生可能エネルギーの最大限の活用を進めていきます。

主な取組

- ・地域と共生した再生可能エネルギー発電の推進
- ・公共施設等への積極的な太陽光発電設備の導入

② エネルギーの地産地消の推進

地域資源である再生可能エネルギーのポテンシャルを活用し、脱炭素の取組により、地域の問題解決を目指します。

主な取組

- ・地域新電力事業の促進
- ・再生可能エネルギーの地産地消
- ・脱炭素の取組を通じた地域経済の活性化

(3) 熱中症対策の推進

① 気候変動に起因する人の健康被害の防止

気候変動の影響による、私達の健康に対する適応策の推進を図ります。

主な取組

- ・極端な高温発生時における熱中症対策

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
温室効果ガス排出量	千t-CO2	R4	2,767	2,179	1,764

〈関連個別計画〉

- 下関市環境基本計画 平成29(2017)～令和8(2026)年度
- 下関市地球温暖化対策実行計画 平成30(2018)～令和12(2030)年度

第3節 循環型社会の進展を目指した廃棄物処理の推進

〈現状と課題〉

- 市民の健康で快適な生活を確保するためには、衛生環境の保全等を図ることが重要であり、そのためには、私達一人ひとりが自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、良好な環境の形成を目指していくことが求められています。
- 廃棄物処理については、下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会の進展を目指し、さらなる取組が必要です。
- このため、ごみ処理については、市民・事業者・行政が連携・協力し、それぞれの役割を果たしながらごみ減量に対する意識をより高め、ごみの適正分別の徹底や発生抑制に取り組む必要があります。また、効率的かつ安全で安定した収集体制や処理施設の整備が必要です。
- し尿浄化槽汚泥の処理については、公共下水道等の普及により汚水衛生処理率が増加しており、し尿浄化槽汚泥の処理量は年々減少しています。今後も減少が予測されることから、安定した処理体制と一般廃棄物処理業等の業務の安定を維持しつつ、効率的かつ持続的な処理体制の検討が必要となります。
- また、生活雑排水を未処理で河川等に放流することは、水環境への負荷が高いことから、引き続き、公共下水道等の整備区域外の合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、浄化槽設置者の適正管理を徹底していく必要があります。
- 廃棄物の不法投棄については、パトロールの実施、環境保全監視員の配置、監視カメラや不法投棄ホットラインの設置等により対応していますが、今後とも効果的な防止対策に取り組む必要があります。
- また、近年、地震災害や頻発する大規模な風水害では、平時の数年から数十年に相当する災害廃棄物が一時に発生し、その処理が大きな課題となっています。

〈取組の方向〉

(1) 処理環境の充実

① ごみ処理体制の整備

市民・事業者・行政のパートナーシップによる循環型社会の進展を目指します。

このため、ごみの発生抑制及び資源循環の取組として、資源ごみの適正分別の徹底及び再資源化の推進に向けた集団回収の奨励、市民・事業者への意識啓発、広報活動の実施、市民の自発的活動の支援等を推進します。

ごみの収集については、効率的かつ安全で安定した収集体制を常に維持することが求められるため、引き続き、民間委託を継続し、ごみ処理体制を整備します。また、ごみステーションの適正な設置を推進するため、地域住民と相互に協力します。

ごみを適正かつ安定的に処理するために老朽化の進む廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、安全・安心な運営管理に努めます。

主な取組

- ・ごみ減量などによる循環型社会の進展
- ・安定かつ効率的なごみ収集体制の充実
- ・廃棄物処理施設の長寿命化に係る整備

② し尿浄化槽汚泥処理体制の充実

安定した処理体制と一般廃棄物処理業等の業務の安定を維持し、生活排水関連の諸計画と連携しつつ、し尿浄化槽汚泥の処理量の減少に対応した処理体制の検討整備に取り組みます。また、公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正管理の啓発・指導を行い、生活環境の改善や水質汚濁の防止を図ります。

主な取組

- ・一般廃棄物処理業等の業務の安定保持
- ・安定かつ効率的なし尿浄化槽汚泥処理体制の整備
- ・合併処理浄化槽の普及促進

③ 産業廃棄物処理の適正化の促進

地域及び地域住民の健全な環境を保全するため、排出事業者及び処理業者に対する普及啓発及び適正な指導・監督を行うことによって、産業廃棄物の適正な処理及び不法投棄の防止に取り組みます。

主な取組

- ・適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実

④ 災害廃棄物対策の充実

復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害を想定したごみ及びし尿浄化槽汚泥の処理体制の整備や周辺自治体等との連携に努めます。

主な取組

- ・処理体制の整備
- ・関係団体及び周辺自治体との連携の強化

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	R5	992	980 (R9)	

〈関連個別計画〉

- 下関市一般廃棄物処理基本計画 平成30(2018)～令和9(2027)年度
- 下関市一般廃棄物処理実施計画 令和6(2024)年度～
- 下関市災害廃棄物処理計画 平成30(2018)年度～

第7章

安全・安心・共生・協働

<方向性>

- 地震や台風、集中豪雨などの相次ぐ大規模な自然災害により、安全・安心への関心が高まっており、これらへの備えを充実・強化することが急務となっています。ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を図るとともに、自主防災組織など地域コミュニティの防災力の向上に取り組みます。
- また、火災・事故・犯罪などの予防・対策のほか、救急体制や公衆衛生対策の充実・強化に取り組み、身近な生活安全の確保を図ります。
- すべての市民があらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、互いの人権を尊重し合い、誰もが自分らしく心豊かな生活を送ることができるよう、ユニバーサル社会の実現を目指します。
- ジェンダー平等、ワーク・ライフ・バランスの観点から、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場面ですべての市民が個性と能力を発揮し輝ける環境づくりを進めます。
- 増加し続ける外国人住民が豊かに安心して暮らし続けることができるよう、多文化共生社会の実現を目指します。
- 本市の特徴や市民のニーズを踏まえ、市民と行政がお互いの役割を認識しながら様々な場面で協働するため、市民活動や地域のコミュニティ活動を支援し、市民が主体のまちづくりを促進するとともに、まちづくりを支える人材の育成を図ります。

第1節 生活安全の推進

第2節 公衆衛生の充実

第3節 人権意識の醸成、男女共同参画・多文化共生の推進

第4節 市民協働の推進

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
都市・生活基盤において、安全安心で、環境にもやさしく、市民のニーズに沿ったサービスの提供も充実しており（ソフト面）、不便や不安なく日常生活を送っていると感じている市民の割合	%	R6	19.4	20.0	34.0
生涯学習や地域イベントへの参加、地域貢献活動など、交流やコミュニケーションの機会が充実し、社会参画・参加しやすいと感じる市民の割合	%	R6	14.2	20.0	34.0
市民一人ひとりの人権や多様性が尊重されていて、誰もが個性と能力を発揮できる、共生・協働社会に向けた取組が進んでいると感じる市民の割合	%	R6	9.9	20.0	34.0

第1節 生活安全の推進

〈現状と課題〉

- 近年、地震、台風や集中豪雨による浸水・土砂災害などの広域かつ大規模災害が全国各地で頻発しています。安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、火災等の災害や増加傾向にある救急についても、迅速的確に対応するとともに、本市においても被害が危惧される南海トラフ巨大地震や菊川断層帯地震といった大規模自然災害に見舞われた際の、国や県、他都市、団体、民間企業、ボランティアからの応援を円滑に受け入れる受援体制や、速やかな復興に向けた被災者支援体制の構築が課題となっています。
- 一方で、本市では、全国で多発している大規模災害を教訓として、まちづくり協議会や自主防災組織による共助の取組が進んできており、今後もそれらの取組を継続・強化できるような支援の模索や、本市が発令する避難情報に対する避難率向上に向けた防災意識の啓発強化が課題として挙げられます。
- 建築物においては、本市では古い建築物が数多く存在するため、一旦大きな災害に見舞われると建築物の倒壊等による被害が懸念されます。
- 犯罪のない明るく住み良い社会を実現するためには、地域は自分達の手で守るという意識のもとに行政と地域が連携して防犯活動に取り組む必要があり、地域における防犯意識の向上と行政との連携を強化することが課題となっています。
- そして、犯罪の発生により被害を受けたすべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されなければなりません。犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等の権利利益が保護され、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するための施策を推進する必要があります。
- 交通安全については、毎年、多くの尊い命が失われていることから、交通事故の抑止に向けた対策を推進することが重要です。特に、交通事故の被害者の多くを占める高齢者や次世代を担う子ども達の安全を守るための対策を行う必要があります。
- 消費生活については、相談内容が複雑化するとともに悪質な案件が増加していることから、社会の変化にともない多様化する消費者問題を解決し、消費者が安全に安心して生活することのできる環境を整備する必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 消防・防災機能の強化

① 消防・防災体制の強化

あらゆる災害において、迅速かつ安全な消防活動を行うことのできる人材の育成や、老朽化した消防署所の改築、消防車両等の装備充実、ICTの活用等により、消防体制を強化するとともに、救急救命士の養成や高規格救急自動車の計画的な更新整備により、救急業務の高度化を図ります。

また、市民の防火防災意識を啓発するため、火災予防等に係る各種広報や消防防災学習館「火消鯨」の利活用促進に取り組みます。

主な取組

- ・ 消防関係施設・設備の整備
- ・ 防火防災意識の普及啓発
- ・ 消防・救助・救急業務の高度化

② 消防団の充実強化

地域防災の要である消防団の活性化及び入団促進を図るため、消防団の魅力発信に係る広報を積極的に推進するとともに、消防機庫、消防車両等の更新整備、安全装備品をはじめとした各種資機材を配備し、併せて団員への研修・訓練の充実により、地域消防力の強化を図ります。

主な取組

- ・ 消防団の魅力発信
- ・ 各種資機材等の配備、団員の研修・訓練

③ 防災・減災対策の推進

大規模かつ広域的な災害に備え、備蓄計画に沿った防災資機材や非常食の備蓄に努め、年々進化する広報媒体に対応した防災・災害情報発信システムの整備を行います。

県から示される洪水浸水想定区域や、高潮浸水想定区域等のデータをもとに、各種ハザードマップを作成し、災害が起こりうる危険箇所を市民に周知します。また、災害が発生した場合、速やかに災害応急対策を実施します。

市民の防災意識を高めるため、防災資機材交付事業や出前講座を実施し、自主防災組織の育成・支援に努めます。また、高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な要支援者の安全な避難に係る個別避難計画の作成を推進します。

地域特性や災害リスクを踏まえた施策を総合的・計画的に進めるために策定した「下関市国土強靱化地域計画」に基づき、国土強靱化を推進します。

災害や武力攻撃等の発生時に市民の生命、身体及び財産を守るため、関係機関と連携して被害の軽減化が図られるよう、地域防災計画や国民保護計画に沿った対応を推進します。

建築物においては、耐震性の低い建築物の倒壊等による被害から市民の生命・財産を守るため、下関市耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進します。

また、盛土については、盛土造成地の滑動崩落を防止するため、既存盛土の安全性について調査を実施します。

併せて、宅地・森林・農地等土地の用途にかかわらず、危険な盛土等について、包括的に規制を行います。

主な取組

- ・ 防災資機材・備蓄品の整備
- ・ 自主防災組織の育成・支援
- ・ 個別避難計画作成の推進
- ・ 耐震診断、耐震改修の促進
- ・ 既存盛土の安全性調査の実施
- ・ 危険な盛土等の包括的な規制の実施

(2) 防犯対策

① 防犯対策の充実

関連団体との密接な連携のもとに、地域・職場が一体となった防犯対策を促進します。また、各種の広報媒体を利用して、近年多様化する特殊詐欺などの様々な犯罪に関する情報を広く市民に提供します。

主な取組

- ・防犯啓発への支援
- ・防犯灯の新設・管理への支援
- ・暴力追放の啓発活動への支援

(3) 犯罪被害者等への支援

① 犯罪被害者等の支援の充実

犯罪被害者等からの相談に対応するための総合的な窓口を整備し、犯罪被害者等支援に関わる各関係機関との連絡調整や、各種手続き、相談支援を行います。

また、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れなく受けることができるよう、関係機関との連携のもとに、犯罪被害者等の被害発生後の生活を支援するための施策を講ずること、犯罪被害者等の様々な負担の軽減を図ります。

主な取組

- ・犯罪被害者等が相談するための総合的支援窓口の整備
- ・遺族見舞金や重傷病見舞金などの経済的支援

② 犯罪被害者等支援のための意識の醸成

犯罪被害者等支援の啓発活動を、関係機関や民間支援団体と連携して着実かつ効果的に実施し、市民や事業者、関係団体が、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等支援についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉や生活の平穩に十分配慮することができるよう意識の醸成を図ります。

主な取組

- ・犯罪被害者等支援の啓発

(4) 交通安全対策

① 交通安全対策の充実

交通死傷事故の減少を目指し、交通安全施設の適切な設置と改修により、歩行者の安全対策を推進します。特に、児童・生徒の通学路については、下関市通学路交通安全対策プログラムに基づき、通学路安全対策推進会議及び関係機関による合同点検結果を踏まえ、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。

主な取組

- ・交通安全施設の適切な設置と改修

② 交通安全意識の啓発・普及

交通安全の啓発活動等を着実かつ効果的に実施し、市民の交通安全意識と交通マナーの向上に取り組みます。また、交通安全関係団体と協働して、交通安全運動の実施や幼児から高齢者までを対象にした交通安全指導や教育等を実施します。

主な取組

- ・交通安全教室の実施
- ・各種交通安全関係団体への支援

(5) 消費者自立支援対策

① 消費相談事業の充実

消費者からの相談に対する適切な助言や指導を行うため、弁護士相談や相談員のレベルアップを図る研修等を行います。また、消費者を取り巻く環境が複雑多様化する中、消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者自身が適切な判断や行動ができるよう情報提供や啓発活動を行います。

主な取組

- ・下関市消費者安全確保地域協議会の連携強化

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
犯罪認知件数	件	R5	820	755	700
交通事故(人身)の発生件数	件	R5	451	432	416
救急講習に参加した人数	人	R5	2,952	4,500	6,000
消防団員加入割合	%	R6	1.29	1.42	1.56
個別避難計画の作成率	%	R5	0.4	80.0	90.0

〈関連個別計画〉

- 下関市耐震改修促進計画 平成19(2007)年度～
- 下関市地域防災計画
- 下関市国民保護計画 平成19(2007)年度～
- 下関市国土強靱化地域計画 令和3(2021)～令和7(2025)年度

第2節 公衆衛生の充実

〈現状と課題〉

- 食の安全をはじめとする公衆衛生の信頼性の確保は、市民が健康的な日常生活を送ることはもちろん、観光交流の促進や「ふく」などの市内各種産業の振興を図っていく上においても大変重要です。しかし近年では、広域的な食中毒の発生や原産地表示偽装など、食の安全性や信頼性が脅かされる事件が発生し、より一層の食の安全・安心の取組が必要とされています。
- こうした食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するため、関係施設への計画的な監視・指導のほか、市独自の指導マニュアルの作成、検査機器の整備及び精度の向上などの取組を絶えず行っていく必要があります。
- 一方で、新たな健康リスクが発生することもあり、迅速かつ適切な対応とより高度な監視指導体制及び試験検査体制の構築が求められており、併せて市民一人ひとりが暮らしに係る衛生に関心を持ち、事業者が自主管理体制を整えることも重要です。
- コロナ禍による一時的なペットブームもあり、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加する一方で、不適切な多頭飼育やいわゆる「ネグレクト」などの動物虐待等が市内でも発生しています。また、それに起因する、悪臭や騒音、咬傷事件、動物由来感染症のまん延等をともなう飼い主の生活状況及び動物の状態の悪化が、周辺環境にまで影響を及ぼし、市民の生活環境や健康状態を脅かすことにつながり、多くの苦情に発展しています。これらの問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立などがあり、対応にあたっては動物愛護管理分野だけでなく社会福祉分野の関係団体等との連携が必要です。
- 斎場については、老朽化が著しい施設があることから適切な維持管理を行うとともに、今後の火葬需要を考慮しつつ、将来の人口動態を見据えた運営方針について検討を行う必要があります。
- 墓園については、環境悪化により改善が求められますが、管理されていない墓地区画の荒廃が進み、環境整備の妨げとなっています。また、高齢化や家族形態の変化にともない多様化する墓地需要に対応できる整備が求められます。

〈取組の方向〉

(1) 暮らしに係る衛生の推進

① 暮らしに係る衛生の推進

温泉・旅館など生活衛生関係施設に対して、より効果的、計画的に監視指導体制の充実・強化を図ります。

食品衛生関係施設に対しては、自主衛生管理の推進を促すHACCP(ハサップ)の運用指導等を実施するとともに、定期的な立入検査により監視指導体制の充実・強化を図り、食中毒の未然防止に努めます。

保健所を有する中核市としての機能を果たすため、必要不可欠な専門性の高い監視員や検査員の人材育成、人員確保を図り、精度維持のための機器の整備等により危機管理体制を構築します。

また、市民に対して、食品衛生や生活衛生などの暮らしの衛生に関することをホームページや広報紙にて周知し、衛生講座などでリスクコミュニケーションを推進することにより、食を中心としたリス

クへの理解を広め、暮らしの衛生に関する安全・安心を確保します。

主な取組

- ・衛生的な生活環境の確保
- ・食の安全確保
- ・検査体制の確保
- ・リスクコミュニケーションの推進

(2) 動物の愛護及び管理の推進

① 動物の愛護及び管理の推進

市民の安全や公衆衛生環境を確保するため、野犬の捕獲をはじめ、ペットの適正飼養や飼い主のいない猫の不妊去勢手術を推進します。また、吸入麻酔剤リサイクルシステム等、下関市動物愛護管理センターにおける特殊機械設備等の適切な維持管理に努めます。

動物愛護管理センターに収容した犬等の一般譲渡や動物愛護団体への譲渡促進、飼い主のいない猫への対策として、いわゆる「無責任な餌やり」への指導等、殺処分がなくなることを目標として、その減少を図ります。さらに、多頭飼育やいわゆる「ネグレクト」などの動物虐待等については、社会福祉分野の関係団体等との連携により、積極的に解決を図るとともに教育分野との連携により、「いのちの教室」等を通じて、児童等が命の大切さを知り、生きる力を育むことのできる機会を提供します。また、これらの取組については、ボランティア団体等と一層の連携を図りつつ行います。

主な取組

- ・ペットの適正飼育の推進
- ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術の推進
- ・収容した犬猫の譲渡促進

(3) 斎場及び墓園の適正な管理

① 斎場及び墓園の適正な管理

斎場については、火葬需要の増加に対応した既存施設の整備及び管理に努めるとともに、今後の人口動態等を踏まえた長期的な視点から、施設集約化を進める等、施設の運営方針について検討を行います。

また、墓園については、既存施設の環境整備に努めるとともに、高齢化や家族形態の変化にともない多様化する墓地需要に対応した施設整備の検討を行います。

主な取組

- ・斎場の適正な管理と集約化
- ・墓園の適正な管理

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
必要な物や場所は衛生的で安心して利用できると思う市民の割合	%	R6	60.5	67.0	73.4
動物愛護管理センターにおける犬猫の殺処分頭数	頭	R5	4	0	0

〈関連個別計画〉

○下関市斎場個別施設計画 令和3(2021)～令和16(2034)年度

第3節 人権意識の醸成、男女共同参画・多文化共生の推進

〈現状と課題〉

- 地域・職場・学校などあらゆる場において一人ひとりの人格が尊重され、誰もが自由で平等な生活を営むことのできる豊かな社会を作るためには、誰もがかけがえのない「いのち」を大切に、人権について理解と認識を深めることが不可欠であり、人権教育や啓発の果たす役割は大変重要です。
- 基本的人権の重要性を認識し、市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会を築くため、関係機関等と連携しながら、山口県人権推進指針に沿う形で、多岐にわたる人権課題の解決に向けて人権教育・啓発活動に取り組んでいます。また、すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の意識を高め、互いの人格を尊重した態度及び言動にあふれる学校づくりを進めています。
- しかしながら、人口減少、少子高齢化や家族形態の変化、デジタル技術の飛躍的発展などの社会情勢の変化にともない、人権課題も多様化・複雑化が進んでおり、特にインターネット上での誹謗中傷などが後を絶たない状況です。
- このため、すべての市民があらゆる場において、お互いの人権を尊重し、自由で平等な生活をともに営むことができるよう、本市の職員一人ひとりが人権尊重に視点を置いた取組を行い、市民の人権尊重の意識の高揚を図るとともに、学校教育と連携した人権教育等を重点的に取り組む必要があります。
- 男女が互いに理解し尊重し合い個性と能力を十分に発揮し、誰もがいきいきと輝ける男女共同参画社会の実現が求められています。
- 本市では、下関市男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や調査研究など様々な事業を市民及び各種団体等と協力して展開しています。
- しかしながら、いまだに根深くある性別による固定的役割分担意識が、ジェンダー平等の推進や女性の社会参加等の妨げになっており、女性の政策・方針決定過程への参画も十分ではありません。また、男女ともにワーク・ライフ・バランスができていない現状です。
- 今後は、男女が対等なパートナーとして個人の能力を発揮できるよう、あらゆる分野での女性活躍の促進、安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境の整備など、さらなるジェンダー平等に向けた取組を推進する必要があります。
- 人口に占める外国人住民の割合が拡大し続けていることから、外国人住民と円滑にコミュニケーションが取れ、日本人住民と外国人住民がともに活躍し、誰もが豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりの重要性もますます高まっています。

〈取組の方向〉

(1) 人権が尊重される社会の実現

① 推進体制の整備と充実

下関人権擁護委員協議会及び下関市人権施策推進審議会等の関係機関と連携を図りながら、人権教育・啓発推進体制の整備を図るとともに、地域の実情及びニーズに即した人権施策を推進します。

主な取組

- ・ 下関人権擁護委員協議会及び下関市人権施策推進審議会等との連携強化

② 多様な学習機会の充実

市内の複数地域において、人権研修と学習講座を開催するとともに、地域住民、学校等が自主的に開催する人権学習講座等を支援します。

主な取組

- ・ 人権課題に関する講座や研修会等の実施

③ 地域、職場等でのリーダーの育成

人権教育指導者研修会を開催し、地域あるいは職場等で人権教育を推進するリーダー等を育成します。

主な取組

- ・ 人権教育指導者研修会の開催

(2) 学校における人権教育の推進

① 教職員研修の充実

学校における人権教育を推進するための方策について共通理解を図り、様々な人権課題についての理解を深めるなど、研修内容を工夫します。

主な取組

- ・ 様々な人権課題への理解に向けた研修会の実施

(3) 男女共同参画の推進

① 意識啓発活動の推進

性別にとらわれず、自らの意思に基づき個性と能力を発揮できる社会の実現に向け、家庭・職場・地域社会など、あらゆる場における男女共同参画の意識啓発活動を継続して推進します。

主な取組

- ・ 講座や講演会等の開催

② ともに活躍する社会づくり

働く場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進、施策・方針決定過程への女性の参画拡大など、男女がともに活躍する社会づくりを推進します。

主な取組

- ・ 施策・方針決定過程における女性の参画促進

③ 安全・安心な暮らしの実現

生涯を通じた男女の健康支援、男女間における暴力の根絶、災害時における男女共同参画等の啓発・教育とともに、性的マイノリティに対する理解促進等に取り組みます。

主な取組

- ・性的マイノリティに対する理解促進

(4) 多文化共生の促進

① 多文化共生による地域づくりの推進

増加し続ける外国人住民が豊かに安心して暮らし続けることができるよう、日本人住民との円滑なコミュニケーションを促進するとともに、お互いを尊重し、相互理解を深め、自らの持つ能力を最大限に発揮し活躍することで、地域社会の一員として、日本人住民と外国人住民がともに豊かな生活を送ることができる地域づくりを推進します。

主な取組

- ・外国人住民とのコミュニケーション促進
- ・外国人住民への支援体制の充実
- ・外国人材との連携強化

<目標指標>

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
人権が尊重されていると感じる市民の割合	%	R6	17.1	30.0	34.0
性別を理由として、役割を固定的に分けることにとらわれない考え方を持っている市民の割合	%	R6	57.7	67.2	70.0
多文化共生社会の推進に向けた取組件数	件	R5	7	10	15

<関連個別計画>

○下関市男女共同参画基本計画

(含、下関市女性活躍推進計画、下関市DV対策基本計画) 令和3(2021)～令和7(2025)年度

○下関市多文化共生・国際交流推進計画 令和3(2021)～令和12(2030)年度

第4節 市民協働の推進

〈現状と課題〉

- 本市の市民活動団体は令和5(2023)年度末で 243 団体(しものせき市民活動センター登録団体数)を数え、その活動は福祉やまちづくり、こどもの健全育成、川や海の清掃活動や環境保全など、様々な分野に広がりを見せています。
- しものせき市民活動センターでは、市民活動団体等に対し、組織運営に関する相談や活動資金を確保するための方策などのアドバイスを行うとともに、団体のニーズに合った講座や研修会の開催、市民活動団体等のネットワーク化を図るなど、様々な事業を実施し活動を支援しています。
- 平成 28(2016)年 12 月に市内 17 地区においてまちづくり協議会が設立され、地域課題の解決や地域活性化に向けた取組が展開されているところです。
- また、地域コミュニティにおいては約 810 の自治会が、防犯・防災や清掃美化、親睦交流や助け合い運動のほか、住民要望のとりまとめや行政情報の回覧など、行政と住民のパイプ役としての活動を担っています。
- 社会情勢が変化する中、様々な分野で行政が対応しきれない面を解決していくには、市民活動団体やまちづくり協議会、自治会等の細やかで多岐にわたる行動力、先駆的に取り組む機動力、地域の意見の集約力等が必要不可欠です。
- 行政と市民が適正な分担と連携を行い、市政については市民の積極的な参画を促し、互いに理解し合い、市民活動が活発に行われることで、地域生活の課題解決に柔軟に対応した、より一層効果的なサービスを提供することが期待されています。
- 人口減少や高齢化が進む中で、地域活動の担い手が不足し、後継者等の育成が課題であり、地域活動を維持していくためには、SNSなどを活用した地域コミュニティのデジタル化やこれまでの活動の見直しにより、負担の少ない地域活動への転換を促進するとともに、特に若い世代の参画促進が重要です。

〈取組の方向〉

(1) 市民活動の促進

① 市民活動促進基本計画の推進

市民の公益的な活動の環境整備を進め、市民参画型の社会を築くため、市民活動を促進する情報の収集・提供、市民活動の場の提供、市民活動ネットワーク化の促進等により市民活動促進基本計画の推進を図ります。

また、市民活動団体が自ら取り組む公益的な活動に対する支援を行い、これらの団体を育成します。

主な取組

- ・市民活動への支援強化

② しものせき市民活動センターの機能強化

行政と市民や市民活動団体が連携してまちづくりを進めるため、しものせき市民活動センターを拠点として、市民活動に関する情報の収集・発信を行い、市民活動団体のニーズに即した講座・研修会等の実施や市民活動団体に対する相談機能の向上を図ります。また、市内全体の市民活動団体とのネットワークの中心的役割を担うとともに、SNSを活用しボランティアギルドのしくみを効率化することにより、市民活動の活性化を図ります。

主な取組

- ・しものせき市民活動センターの中間支援機能の強化

(2) 地域コミュニティ組織の育成支援

① まちづくり協議会への支援

市民が自主的・主体的に組織するまちづくり協議会との連携を図り、まちづくりを支える人材の育成や人材の発掘をはじめ、人的支援、財政支援を継続的かつ効果的に実施し、住民自治によるまちづくりを推進します。

主な取組

- ・まちづくり協議会の運営及び活動への支援
- ・地域づくりの人材育成
- ・自主財源確保の推進

② 自治会等への活動支援及び活動拠点の整備支援

市民の自主的・主体的なまちづくりの促進を図るため、自治会等が行う活動に対する支援を行います。また、自治会が管理する町民館の建設・維持補修の支援を行い、活動の場を確保するとともに、コミュニティ施設の利用促進を図ります。

主な取組

- ・地域活動や活動の場の確保のための支援

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
市民活動団体とボランティアギルド登録者のマッチング件数	件	R5	14	30	45

〈関連個別計画〉

- 下関市市民活動促進基本計画 令和3(2021)～令和7(2025)年度
- 下関市住民自治によるまちづくり推進計画 令和2(2020)～令和7(2025)年度

第 8 章

行政経営

＜方向性＞

- 市民が市政に積極的に参画できる環境を整え、より多くの市民の声を市政に反映することで市民サービスの向上を図ります。
- 将来に向かって持続可能な行財政基盤を構築するとともに、市民の理解が深まり、信頼される行政経営を行います。

第 1 節 行政機能の充実

第 2 節 持続可能な行財政基盤の構築

ゴール目標【KGI】		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
市政の動向の把握や市政情報を適切に入手し、様々な行政サービスを活用できていると感じる市民の割合	%	R6	14.1	20.0	34.0
将来負担比率	%	R5	45.3	70.0	70.0

第1節 行政機能の充実

〈現状と課題〉

- 人口の減少が見込まれている中、将来にわたって発展し、市民、特に若い世代から選ばれるまちをつくるためには、市民一人ひとりがまちの現状や将来に関心を持つことが重要です。そのため、SNS等を活用した市政情報の発信や政策提言の機会の拡充など、若い世代等がまちづくりに関われる環境づくりが求められています。
- 本市では、市報・テレビ・ラジオ・ホームページ・SNSなどの多様な広報媒体による広報活動をはじめ、市民との懇談会等の実施や「市長へのはがき」「市長への e メール」、パブリックコメント等による広聴活動で、市民と行政の情報共有に努めていますが、市民の情報収集における媒体や価値観の多様化が加速する中において、より多くの市民の声を聴取し、市政に反映するシステムの確立が課題です。
- 現在、本市では、コンビニ等のマルチコピー機を利用した住民票等の交付サービスや、インターネットを利用した行政サービスを提供しているところで、今後さらに多くの行政手続きのオンライン化を進めることとしています。また、国においては、「自治体DX推進計画」に基づき、デジタル社会の構築に向けた取組を国・地方公共団体が連携して進めることとしており、自治体においてはDX推進の体制整備やデジタル人材の育成が求められています。

〈取組の方向〉

(1) 広報広聴機能の充実

① 広報活動の充実

多様化する市民等のニーズや行動等を踏まえ、時代に即した新たな広報媒体の活用をはじめ、誰もがわかりやすく興味や関心をひくデザイン化を図るなど、情報発信の質の向上を進めることで、市民が自主的かつ積極的に情報を獲得するなど、求められる広報を目指します。

主な取組

- ・ 広報紙・ホームページ・SNS等のパブリシティの充実
- ・ 質の高い情報発信に向けたデザインスキル等の職員研修

② 広聴活動の充実

市民の声を市政に反映させ、相互理解に基づく市政運営に取り組むため、市長と市民との懇談会等を実施するとともに、市長へのはがき、eメールによる意見の聴取のほか、さらに多くの市民の声を聴取できるよう、市民の情報収集における媒体や価値観の多様化に対応し、デジタル技術を活用した広聴の推進を図ります。

主な取組

- ・ 市民との懇談会等の実施
- ・ 市長へのはがき、eメール等の充実
- ・ デジタル技術を活用した広聴の推進
- ・ 若い世代からの広聴機会の充実

(2) 情報公開の推進

① 情報公開制度の充実

市政の情報を市民に適切に公開するしくみの充実を図るとともに、市民のプライバシーが侵害されないよう、本市が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

主な取組

- ・ 情報公開制度の充実

(3) パブリックコメント等の推進

① パブリックコメント等の推進

下関市市民協働参画条例に基づき、市民の市政への参画を促進するため、パブリックコメント等の実施を効果的に行います。

主な取組

- ・ パブリックコメント等の推進

(4) 行政情報機能の充実

① 行政DXの推進

多様化する行政需要に対して、限られた経営資源で対応するため、先進のICTを活用した業務改革を実施し、市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供します。

市民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、行政手続きのオンライン化や窓口におけるフロントヤード改革等を推進することに加え、AIやRPA・ローコード等のデジタルツールを積極的に活用します。また、職員のデジタル意識改革に努め、デジタル技術を活用するためのスキルやリテラシーを備え、データに基づく政策立案などDXを効果的に推進することができる人材を育成します。

主な取組

- ・ 行政手続きのオンライン化
- ・ デジタルツールの利活用
- ・ デジタル人材の育成

(5) 公民連携による事業推進

① 公民連携による事業の共創

公共分野において、民間事業者の参入領域の拡大やPPP/PFIなど民間事業者のノウハウの活用による事業の活発化が見込まれるため、各施策において、公民が一体的に議論し、新たな価値を創造する「公民共創」による事業を展開し、効率的な業務遂行及び効果の最大化を目指します。

主な取組

- ・ 公民共創による事業の推進

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
市報やホームページなど市政情報の発信や市民の声の聴取などの環境が充実していると思う市民の割合	%	R6	35.9	50.0	70.0
国が推奨する「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」におけるオンライン化達成率	%	R5	71.7	100	100

〈関連個別計画〉

○ 下関市行政DX基本方針 令和5(2023)～令和9(2027)年度

第2節 持続可能な行財政基盤の構築

〈現状と課題〉

- 全国の水準を上回る速度で少子高齢化が進行し、時代に先駆けて社会構造の大きな変化に直面してきた本市においては、将来に向かって持続可能な行財政基盤の構築のため、これまで様々な行財政改革に取り組んできました。
- 一方、これらの取組は依然として道半ばであり、今後においても財政健全化の取組を引き続き進めていく必要があります。時代・社会の変化はなお一層その速度を増しており、地方自治体に期待される役割はますます多様になっていくことが想定されるため、従前の「政策資源の健全・堅実な配分を行う」ための改革に留まることなく、社会構造の変化に即応し「行政から新たな価値を生み出す」ための行財政改革に重心を移していく必要があります。
- そのような時代背景と本市の背負う課題を踏まえ、令和4(2022)年11月には、「行財政運営と改革の基本方針」を改定し、改革の中心として「デジタル改革」、「組織・機構改革」、「財政構造改革」の3つの柱を掲げており、より強靱な行財政基盤の構築に取り組んでいく必要があります。

〈取組の方向〉

(1) 行財政改革の推進

① 効率的な行政経営と人材育成

社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、市民からの信頼を維持しつつ質の高い行政サービスを持続的に提供するため、行政組織の効率化に取り組みます。人事評価制度の運用及び職員研修を通じた人材の育成や職員数の数値目標を設定の上、引き続き、多様な任用形態や採用方法を研究、導入するとともに、退職者等の活用による人材の確保に取り組み、適正に職員数を管理します。

主な取組

- ・ 行政組織の効率化
- ・ 人事評価制度・研修による人材の育成
- ・ 多様な採用方法の導入等による人材の確保

② 公共施設マネジメントの推進

次世代に健全な資産を継承するため、公共施設を経営資源の一つと捉え、市民サービスの維持に努めながら、公共施設の適正配置を図るための取組を進めます。また、未利用財産の処分及び有効活用に取り組みます。

主な取組

- ・ 公共施設マネジメントの推進
- ・ PPP/PFIの活用
- ・ 未利用財産の処分及び利活用の推進

③ 多様な入札制度の推進

時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札・契約事務の推進を図り、良質な品質の確保、効率的な事務処理の推進に努めます。

主な取組

- ・多様な入札・契約事務の推進

④ 財政健全化の推進

財政健全化を推進することにより、持続可能な財政基盤を確立し、財政調整基金現在高について、一定水準以上の規模を維持するよう努めます。

また、市税の安定的な確保を実現するため、市税収納環境の整備や徴収対策の強化に努め、市税収納率の維持・向上を目指します。併せて、市債権に係る未収金の回収と発生防止にも取り組み、適正かつ効率的な債権管理に努めます。

主な取組

- ・持続可能な財政基盤の確立
- ・市税収納環境の整備、徴収対策の強化、適正かつ効率的な債権管理

〈目標指標〉

目標指標		基準値		目標値	
		年		R11年	R16年
財政調整基金残高	億円	R5	72.3	80	80

〈関連個別計画〉

- 下関市定員管理計画 令和7(2025)～令和11(2029)年度
- 下関市公共施設等総合管理計画 平成27(2015)～令和16(2034)年度
- 財政健全化プロジェクト(仮称) 令和7(2025)～令和11(2029)年度
- 下関市人材育成・確保基本方針(仮称) 令和6(2024)年度～

公立大学法人下関市立大学に係る第 4 期中期目標を定めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

公立大学法人下関市立大学に係る第 4 期中期目標を定めることについて

地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり公立大学法人下関市立大学に係る第 4 期中期目標を定めることについて、同条第 3 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

提案理由

公立大学法人下関市立大学に係る第 4 期中期目標を定めるため。

別紙

公立大学法人下関市立大学第4期中期目標（案）

目次

前文

- I 中期目標の期間及び教育研究組織
- II 教育に関する目標
- III 研究に関する目標
- IV 地域貢献に関する目標
- V 国際交流に関する目標
- VI 管理運営に関する目標

前文

下関市立大学は、昭和31年（1956年）4月に設立した下関商業短期大学を前身とし、昭和37年（1962年）に経済学部の4年制大学として開学した。以来、「総合的な知識と専門的な学術を教授研究するとともに、地域に根ざし、世界を目指す教育と研究を通じ有為な人材を育成することにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与する」ことを目的に、様々な取組を進め、第3期中期目標期間においては、リカレント教育センターを新たに設置して多様な履修プログラムを提供するとともに、大学院経済学研究科に新たに教育経済学領域を開設するなど、「地域社会の知的センターとして地域に根ざした教育と研究」という理念に基づいた改革を行った。

一方、国内の状況に目を転ずると、少子化に伴う大学間競争の激化に加え、近年のデジタルトランスフォーメーション（DX）の急速な発展や新型コロナウイルス感染症がもたらした社会構造の変化など、大学を取り巻く環境は我々の想像を超えて大きく変化している。

このような中、下関市立大学は、大学の魅力向上とともに、人材の市内循環・定着などを目的として、令和6年（2024年）4月にデータサイエンス学部を、令和7年（2025年）4月に看護学部を開

設し、3学部5学科1研究科から構成される総合大学として、新たな一歩を踏み出すこととなった。

第4期中期目標期間においては、総合大学となった強みを活かした教育・研究により、各学部の専攻分野についての専門性を有するだけでなく、思考力や判断力等の上に幅広い教養を身に付け、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する有為な人材を育成するとともに、蓄積された知的資源を活かし、様々な主体と連携した研究活動等を通じて地域が抱える課題を解決するなど、地域をはじめ、社会の要請に応え続ける大学となるよう、更なる取組を進めていく。

I 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの6年間とする。

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、次の学部、大学院研究科及び専攻科を設置する。

学 部	経済学部、データサイエンス学部、看護学部
大学院研究科	経済学研究科
専攻科	特別支援教育特別専攻科

II 教育に関する目標

1 学部における教育

全学共通の基盤教育や教養教育、各学部における専門教育を通じて、ディプロマ・ポリシーに位置付けられた能力や5つの力（自己理解・自己管理能力、イノベーション力、情報・メディア・テクノロジーリテラシー、国際力、専門力）を育むことにより、豊かな教養と高い専門性を兼ね備え、地域や社会における課題の発見・解決に貢献し、社会の発展に寄与する高度職業人を育成する。

2 大学院研究科及び専攻科における教育

高度で先端的な専門知識等を修得させることにより、専門的職業人をはじめ、学修成果を地域や社会の実践の場において活用することができる人材を育成する。

3 教育の質保証

学修成果をはじめ、大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・分析し、アセスメント・ポリシーに基づいた自己点検・評価を実施するとともに、ファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントを適切に実施することにより、教職員の教育力・学生支援能力の一層の向上を図る。

4 質の高い入学者の確保

各学部の教育研究内容やその特色、求める人材像等に関する情報を積極的に発信するとともに、高大連携をより一層強化し、目的意識や学修意欲の高い多様な学生を安定的に確保する。

また、市内の優秀な学生からも「選ばれる大学」を目指した更なる取組を推進し、市内進学者の一層の増加につなげる。

大学院においては、内部進学者を引き続き支援するとともに、社会人や留学生など、意欲のある優秀な人材の確保を図る。

5 学生支援の充実

(1) 学修支援

多様な背景やニーズを持つ学生が、目的と意欲を持って計画的に学修に取り組めるよう、教職員が連携・協力し、きめ細かい学修支援、学修環境の向上に取り組む。

(2) キャリア支援

学生が早い段階から将来への目的意識・職業観を持ち、多様な選択肢の中から志望や適性に応じたキャリアを主体的に計画

し、実現できるよう支援する。

(3) 生活支援

学生が安心して健康で充実した生活を送り、学修や課外活動等に励むことができるよう、生活面や心身の健康管理、ハラスメントに関する相談体制を充実させるとともに、経済的に修学が困難な学生に対し、適切な支援を行う。

Ⅲ 研究に関する目標

1 独創性及び特色のある高水準の研究の推進

各教員の独創的で特色のある研究活動を推進するとともに、総合大学としての学部構成を活かし、人口減少や高齢化に伴い本市が抱える医療・福祉等の様々な課題の解決や産業等の発展に寄与する研究に取り組む。

また、大学全体として、国内外で高く評価される研究水準となるよう、研究の質の向上に取り組む。

2 研究活動の充実

(1) 研究環境・支援体制の充実

質の高い研究成果を得るため、研究環境の整備・充実を図るとともに、科学研究費助成事業をはじめとする外部研究資金の積極的な獲得を目指し、採択率の向上につながる支援体制を構築する。

(2) 研究倫理の遵守

研究倫理に対する意識を醸成するため、コンプライアンス教育や倫理規範に関する教育など、不正行為を事前に防止するための取組を推進する。

3 研究成果の社会還元

蓄積された知的資源や最新の研究成果を大学内外における教育を通して次世代に継承する。

また、論文の刊行や学会・シンポジウムでの発表、広報等を通して研究成果を情報発信するとともに、共同研究をはじめ、社会の要請に応じた形態で研究成果を提供するなど、知的資源の有効活用を図る。

IV 地域貢献に関する目標

1 産学官連携の推進

市や市内の企業・医療機関等との連携を深め、共同研究や受託研究等を通して、地域や市内企業等が抱える課題の解決に向けた取組を推進することにより、地域における「知の拠点」としての役割を果たす。

また、市教育委員会との包括連携協定に基づき、市立小・中学校の教職員の資質向上や人材育成等に資する具体的な方策を提案するなど、本市教育行政の抱える課題の解決に向けた取組を行う。

2 リカレント教育等への取組

各教員の専門性を活かし、市民のニーズや時代の要請を踏まえた実践的・専門的なリカレント教育や教養をはじめとする公開講座を継続的に提供する。

3 市内就職率向上のための取組

市や市内企業等と連携し、市内就職に対する学生の関心が高まる取組や情報発信等の充実を図り、学部生の市内就職率向上に向けた取組を行う。

V 国際交流に関する目標

1 学生の国際交流の推進

グローバルな視野と高い語学力を兼ね備え、国際社会で活躍できる人材を育成するため、東アジアをはじめとする世界の大学との連携を強化し、海外での修学の機会を拡充する。

また、キャンパス内においても留学生と交流できるよう、多様な国際交流の場を多くの学生に提供する。

2 国際学術交流の強化

教育・研究水準の一層の向上を図るため、海外の大学や研究機関との共同研究など、学術交流を積極的に推進する。

VI 管理運営に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 業務運営

理事長と学長のリーダーシップのもと、法人組織の管理運営や教育・研究体制について点検・改善を行うとともに、社会の要請や法人評価委員会等の外部有識者の意見、国の動向等を踏まえ、効率的かつ合理的なマネジメントを行う。

(2) 人事評価制度・研修を通じた人材育成

適正な定員管理のもと、優秀な教職員を計画的に採用するとともに、能力や実績等に基づき、公平性・客観性が確保された人事評価によって適切な処遇を行うなど、人事の更なる充実を図る。

また、事務職員については、従来とは異なる業務手法やノウハウを体得し、その経験を大学運営の活性化に活かすため、他大学等との人事交流を図る。

(3) 働きやすい職場環境の構築

業務の簡素化・合理化等を通じ、ワークライフバランスの確保を図る。また、能力や適性等に応じて、全ての教職員が、等しく活躍の場を得られる職場環境の構築を推進する。

2 財務の健全性の維持・確保

(1) 自己収入の増加

安定した財務基盤を構築し、大学運営の自律性を高めるため、受験者や学生の確保とともに、外部研究資金や寄附金等の自己収入の増加を図る。

(2) 最適な予算配分及び効果的な執行

限られた財源を有効に活用し、質の高い教育研究活動を推進するため、最適な予算配分を行うとともに、合理的かつ効果的な執行に取り組む。

3 自己点検・評価・改善及び情報提供

(1) 評価の充実

大学における内部質保証の方針と手続に基づいた自己点検・評価に取り組むとともに、法人評価委員会や認証評価機関等の外部評価を活用し、大学運営の改善を図る。

(2) 情報公開

自己点検・評価結果をはじめ、大学運営に関する情報などを積極的に公開し、ステークホルダーに対する説明責任を果たす。

4 その他の業務運営

(1) 施設・設備の整備

既存の施設や設備を適正に維持管理するとともに、計画的な改修・更新を図ることにより、将来にわたり良好な教育研究環

境を保持する。

(2) 施設等の有効活用

保有する施設等について、学生や教職員の利用を確保した上で、地域住民等の利用をはじめ、有効活用を図る。

(3) リスク管理

学生や教職員が安全かつ安心して学修や教育研究、業務に従事できるよう、安全・衛生管理やリスクマネジメントに取り組むとともに、保有する個人情報や機密情報の漏洩等の防止のための情報管理を徹底する。

《用語解説》

● デジタルトランスフォーメーション

デジタル技術やデータの利活用及びそれに伴う組織、制度の変革が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

● ディプロマ・ポリシー

卒業認定・学位授与の方針。各大学がその教育理念を踏まえ、どのような力を身に付ければ学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるもの。

● アセスメント・ポリシー

学生の学修成果の評価の方針。学生の学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準、評価の実施方針などについて定めたもの。

● 自己点検・評価

大学が教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動等の状況について自己点検し、現状を正確に把握・評価した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うこと。

● ファカルティ・ディベロップメント

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるために行う組織的な取組のこと。

● スタッフ・ディベロップメント

教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための取組のこと。

●リカレント教育

義務教育など学校教育を終えて社会の諸活動に従事してからも、個人の必要に応じて教育機関に戻り、繰り返し再教育を受けられる循環・反復型の教育システム。

●内部質保証

大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むこと。

●ステークホルダー

組織が行う諸活動によって直接的又は間接的に影響を受ける利害関係者のこと。大学の場合は、学生、保護者、卒業生、市民、企業などがあげられる。

字の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更する。

なお、この字の区域の変更は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 9 条の 2 第 1 0 項において準用する同法第 5 4 条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

提案理由

県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業（橋本工区）の実施に伴い、字の区域を変更するため。

別表

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊 田 町 大字八道	か じ や	豊 田 町 大字八道	榎 の 尾	4 6 番 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	4 6 番 2 の一部	堤
〃	橋 本	豊 田 町 大字金道	宮 ノ 前	7 8 9 番 1 1	畑
〃	〃	〃	〃	7 9 1 番 2	田
〃	〃	〃	〃	7 9 2 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	7 9 2 番 4	田
〃	〃	〃	〃	7 9 4 番	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 5 番	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 6 番	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 7 番	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 8 番	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 9 番	〃
〃	〃	〃	〃	8 0 0 番	〃
〃	〃	〃	〃	8 0 1 番	〃
〃	〃	〃	〃	8 0 2 番	〃
〃	〃	〃	〃	8 0 3 番	〃
〃	〃	〃	〃	8 0 4 番 1	畑
〃	〃	〃	〃	8 0 4 番 2	田
〃	〃	〃	古 宮	1 0 5 0 4 番 3 の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 0 5 0 4 番 5 の一部	雑種地

処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

専決処分の承認について

工事請負契約の一部を変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 0 月 1 5 日下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和 4 年 9 月 2 2 日可決議案第 1 2 4 号「工事請負契約締結について」中
「3 請負代金額 2,519,355,300円」を
「3 請負代金額 2,812,334,800円」に変更する。

提案理由

下関漁港南風泊地区高度衛生管理型荷さばき所建築主体工事の請負契約の一部変更について、専決処分したため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

下関市立小中学校の I C T 環境を整備するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 下関市大和町二丁目 4 番 8 号
林兼コンピューター株式会社
代表取締役 御 木 諭
- 2 目 的 物 電子黒板（内識別表のとおり。）
- 3 取 得 価 格 2 9 , 7 3 3 , 0 0 0 円

提案理由

電子黒板を取得するため。

別表

区分	数量
小学校	74台
中学校	28台
合計	102台

市道路線の認定及び変更について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

市道路線の認定及び変更について

別表 1 のとおり市道路線の認定をし、及び別表 2 のとおり市道路線の変更をする。

提案理由

山の田中央町 9 号線ほか 9 路線を市道として新たに認定し、及び大学町 1 2 号線ほか 3 路線を変更するため。

別表1 認定

路 線 名	起 終 点 点
山の田中央町9号線	下関市山の田中央町7番38地先 下関市山の田中央町7番18地先
山の田南町19号線	下関市山の田南町6番25地先 下関市山の田南町6番36地先
山の田南町20号線	下関市山の田南町12番38地先 下関市山の田南町12番28地先
長府紺屋町3号線	下関市長府紺屋町1407番49地先 下関市長府紺屋町1407番54地先
王喜本町76号線	下関市王喜本町二丁目785番8地先 下関市王喜本町二丁目782番13地先
川中垢田町59号線	下関市垢田町一丁目836番4地先 下関市垢田町一丁目836番15地先
安岡富任81号線	下関市富任町五丁目35番1地先 下関市富任町五丁目35番9地先
安岡富任82号線	下関市富任町五丁目35番8地先 下関市富任町五丁目35番10地先
安岡富任83号線	下関市富任町四丁目1124番6地先 下関市富任町四丁目1124番8地先
勝山田倉49号線	下関市大字田倉字神の木404番14地先 下関市大字田倉字神の木408番1地先

別表2 変更

路 線 名	旧新別	起 終 点 点
大学町12号線	旧	下関市大学町四丁目33番325地先 下関市大学町四丁目33番341地先
	新	下関市大学町四丁目33番325地先 下関市大学町四丁目33番341地先
川中豊町28号線	旧	下関市川中豊町七丁目10番6地先 下関市川中豊町七丁目13番1地先
	新	下関市川中豊町七丁目10番6地先 下関市川中豊町七丁目13番1地先
安岡富任26号線	旧	下関市富任町五丁目249番地先 下関市富任町五丁目66番1地先
	新	下関市富任町五丁目249番地先 下関市富任町五丁目62番6地先
安岡安岡町40号線	旧	下関市安岡町五丁目464番1地先 下関市安岡町六丁目674番1地先
	新	下関市安岡町五丁目503番2地先 下関市安岡町六丁目674番1地先

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の処分について

下記のとおり、財産を処分する。

記

- 1 処分の相手方 岡山市北区下中野 3 4 7 番地 1 0 4
平林金属株式会社
代表取締役 平 林 実
- 2 目 的 物 下関市長府扇町 4 番 5 ほか 4 筆
土地 8, 3 9 4 平方メートル (内訳別表のとおり。)
- 3 売 払 価 格 1 3 7, 7 1 4, 4 0 0 円
- 4 代金収入方法 市議会議決後、売買契約の成立と同時に全額収入する。

提案理由

下関市長府扇町の市有地を売却するため。

別表

所在	地番	面積 (m ²)
下関市長府扇町	4 番 5	4 0 1
〃	1 2 番 1 2	3, 9 2 8
〃	4 番 6 3	3 5 4
〃	5 番 2 2	6 3
〃	1 2 番 1 1	3, 6 4 8
合計		8, 3 9 4

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市南区宇品神田五丁目 2 3 番 2 0 号
株式会社クマヒラセセキュリティ
代表取締役 今 中 英 治
上記代理人 山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4
株式会社クマヒラセセキュリティ山口支店
支店長 中 村 幸 一
- 2 目 的 物 救助工作車 1 台
- 3 取 得 価 格 1 6 3, 9 0 0, 0 0 0 円

提案理由

救助工作車を取得するため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

火の山ロープウェイ等解体工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市古屋町一丁目 1 9 番 1 号

野村興業株式会社

代表取締役 野 村 正 太 郎

2 工 事 名 火の山ロープウェイ等解体工事

3 請 負 代 金 額 1 7 9 , 3 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市みもすそ川町 7 番 1 4 号ほか

提案理由

火の山ロープウェイ等解体工事の請負契約締結のため。

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約の一部変更について

令和 3 年 6 月 3 0 日可決議案第 1 2 5 号「下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約締結について」中

「4 契 約 金 額 1 0, 2 5 8, 2 9 7, 3 5 2 円」を

「4 契 約 金 額 1 0, 4 5 4, 1 4 1, 6 8 7 円」に変更する。

提案理由

下関市新総合体育館整備事業に係る事業契約を一部変更するため。

